

## 第3号議案

### 「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」の 策定及び公表について

容量市場の初回メインオークションの実施にあたり、業務規程第32条の5に基づき、メインオークションへの参加を希望する事業者の具体的な参加登録方法等を定めた「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」を策定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項に基づき、2020年1月15日（水）から2020年1月28日（火）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

#### 〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以 上

別紙1：「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」

別紙2：「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

(別紙1)

容量市場  
業務マニュアル  
メインオークションの  
参加登録 編

(対象実需給年度：2024年度)

2020年2月13日 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

2020年2月13日 初版作成

## 目次

第1章	はじめに.....	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	6
1.2	容量市場への登録が可能な電源等.....	6
1.3	容量市場システムの利用に向けた事前手続き.....	8
第2章	事業者情報.....	9
2.1	事業者情報の登録手続き.....	9
2.2	事業者情報の変更手続き.....	15
2.3	事業者情報の取消手続き.....	20
第3章	電源等情報.....	23
3.1	電源等情報の登録手続き.....	23
3.2	電源等情報の変更手続き.....	78
3.3	電源等情報の取消手続き.....	86
第4章	期待容量.....	90
4.1	期待容量の登録手続き.....	90
4.2	期待容量の変更手続き.....	111
Appendix.1	登録可能な電源等の一覧.....	116
Appendix.2	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類の記載事項.....	117
Appendix.3	様式一覧.....	118
Appendix.4	図表一覧.....	141
Appendix.5	業務手順全体図.....	145

## 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場への参加を希望する事業者が実施する手続きの内、参加登録に必要な手続きや容量市場システム<sup>1</sup>の操作方法<sup>2</sup>が記載されています。

容量市場に参加を希望する事業者は、本機関の送配電等業務指針（第15条の3）に基づき、本業務マニュアルの記載に従って参加登録手続きを行う前に、容量市場メインオークション募集要綱をご確認下さい。



図 1-1 本業務マニュアルが対象とする参加登録の位置づけ

<sup>1</sup> 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

<sup>2</sup> 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

なお、2024 年度が実需給年度となるメインオークションのスケジュールは、以下のとおりです。

表 1 (参考) メインオークション (対象実需給年度：2024 年度) のスケジュール

期間	概要
2020 年 3 月 2 日 (月) ～2020 年 3 月 6 日 (金)	事業者情報の登録受付期間
2020 年 3 月 2 日 (月) ～2020 年 3 月 10 日 (火)	事業者情報の審査期間
2020 年 3 月 11 日 (水) ～2020 年 3 月 31 日 (火)	電源等情報の登録受付期間
2020 年 3 月 11 日 (水) ～2020 年 4 月 30 日 (木)	電源等情報の審査期間
2020 年 5 月 7 日 (木) ～2020 年 5 月 21 日 (木)	期待容量の登録受付期間
2020 年 5 月 7 日 (木) ～2020 年 6 月 19 日 (金)	期待容量の審査期間
2020 年 6 月 24 日 (水)	需要曲線の公表期日
2020 年 7 月 1 日 (水) ～2020 年 7 月 7 日 (火)	応札の受付期間
2020 年 8 月 31 日 (月)	約定結果の公表期日

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

参加登録手続きは、事前手続き、事業者情報の登録・電源等情報の登録・期待容量の登録で構成されます。なお、参加登録手続きを行っても、必ずしも応札を行う必要はありません。

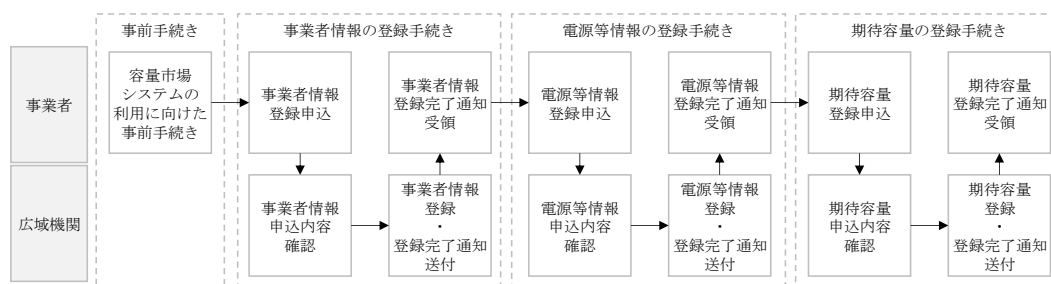


図 1-2 参加登録手続き

参加登録の具体的な手続きに関しては第 2 章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の 1.1～1.3 も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 容量市場への登録が可能な電源等
- 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

## 1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

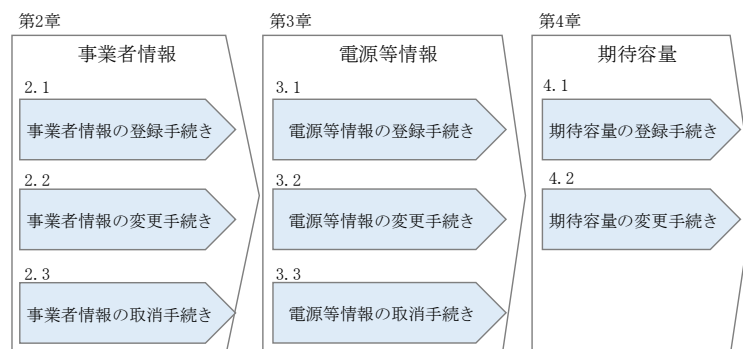


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）

## 1.2 容量市場への登録が可能な電源等

容量市場への登録が可能な電源等<sup>3</sup>は以下となります。なお、メインオークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域およびその他地域の離島<sup>4</sup>を除きます。

### ・安定電源

以下のいずれかに該当し、電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（以下、供計ガイドライン）に基づく期待容量（本業務マニュアル第 4 章参照）が 1,000kW 以上の安定的な供給力を提供するもの

- ・水力電源（貯水式、純揚水、混合揚水、自流式※）
- ・火力電源
- ・原子力電源
- ・再生可能エネルギー電源（地熱、バイオマス、廃棄物）

※ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合

### ・変動電源（単独）

以下のいずれかに該当し、供計ガイドラインに基づく期待容量が 1,000kW 以上の供給力を提供するもの

- ・水力電源（自流式※）
- ・再生可能エネルギー電源（風力、太陽光）

<sup>3</sup> 『Appendix.1 登録可能な電源等の一覧』の電源等の参加登録区分を参照ください。

<sup>4</sup> 離島とは電気事業法施行規則第 3 条の 2 の 2 で定める本土と系統が接続していない島を指します。

※調整係数のみで供給力を算定している場合

・変動電源（アグリゲート）

以下のいずれかに該当する電源（ただし、同一供給区域に属しているものに限る）を組み合わせるにより、期待容量が 1,000kW 以上の供給力を提供するもの

- ・水力電源（自流式）
- ・再生可能エネルギー電源（風力、太陽光）

・発動指令電源

以下のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 8 号に定める）等により、期待容量が 1,000kW 以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む）を提供するもの。ただし、変動電源のみで構成される場合を除く。

- ・安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物等
- ・特定抑制依頼
- ・期待容量が 1,000kW 未満の発電設備等

なお、以下の電源等については容量市場への登録が認められておりません。

・FIT 電源（FIT 制度による買取期間が実需給年度と重なる電源）

ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）
- ・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

※バイオマス比率の変更に係る FIT 制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。（提出期日については FIT 制度上のスケジュールを勘案し別途公表します）

※実需給開始前は FIT 制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

- ・本機関の業務規程第 33 条に基づく電源入札で落札した電源
- ・実需給年度中に供給力を提供できない電源（例：建設未完了など）



- ・自家消費にのみ供される電源  
ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。
- ・自己託送および特定供給のみに供される電源  
ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。なお、運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、個別に本機関にお問い合わせください。
- ・特定送配電事業者が利用する電源  
ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。なお、運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、個別に本機関にお問い合わせください。

### 1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

容量市場システムに事業者情報・電源等情報を登録する際、事前に以下のコードや証明書を取得しておく必要があります。申込が集中した場合、取得には最大3週間程度の時間を要する可能性がありますので注意してください。

- ・事業者コード  
容量市場システムにおける事業者情報登録には当該コードが必要となります。
- ・クライアント証明書  
事業者が容量市場システムにアクセスするためには、事業者コード毎にクライアント証明書が必要となります。クライアント証明書を三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社のWEBサイトより申請し、取得してください。クライアント証明書の取得には相応の期間を要します。詳細は三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社にお問合せください。
- ・系統コード  
容量市場に電源等リスト単位で参加する変動電源（アグリゲート）および発動指令電源は、電源等リスト毎に系統コードの取得が必要となります。既に系統コードを取得されている電源においても、取引用計量器に系統コードが発番されていない場合、新規に系統コードの取得が必要となります。

上記手続きの詳細については、本機関のホームページ<sup>5</sup>を確認してください。

<sup>5</sup> 本機関の容量市場のホームページ (<https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>) の各種リンクより確認可能です。

## 第2章 事業者情報

(関連) 容量市場メインオークション募集要綱

「第4章 参加登録 2.事業者情報の登録」

本章では、事業者情報に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 事業者情報の登録手続き
- 2.2 事業者情報の変更手続き
- 2.3 事業者情報の取消手続き

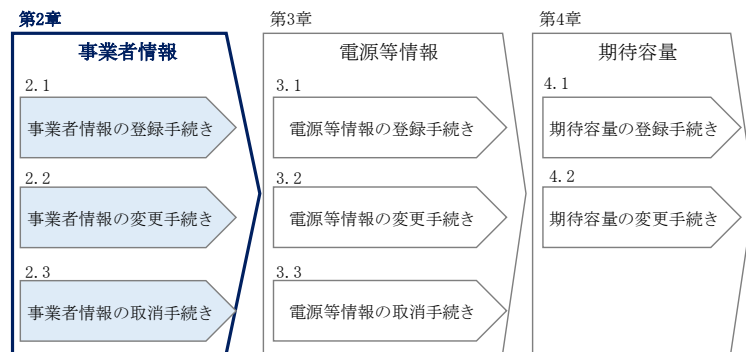


図 2-1 第2章の構成

### 2.1 事業者情報の登録手続き

本節では、事業者情報の登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 事業者情報の登録申込
- 2.1.2 事業者情報の登録の審査結果の確認（合格）
- 2.1.3 事業者情報の登録の審査結果の確認（不合格）

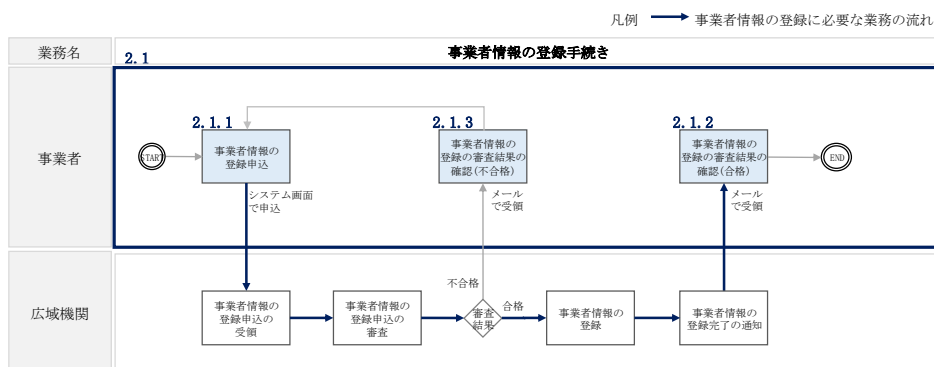


図 2-2 事業者情報の登録手続きの詳細構成

## 2.1.1 事業者情報の登録申込

本項では、事業者情報の登録申込について、手順を説明します（図 2-3 参照）。

### 2.1.1.1 事業者情報の入力

### 2.1.1.2 事業者情報の登録の申込完了

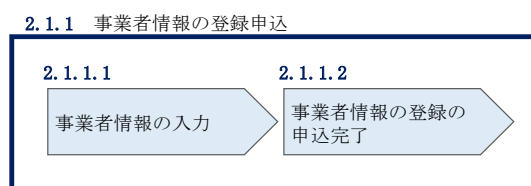


図 2-3 事業者情報の登録申込の手順

### 2.1.1.1 事業者情報の入力

事業者情報の入力は、「事業者情報登録申込画面」にて行います。

容量市場システム「ログイン画面」の「新規利用開始」ボタンから「事業者情報登録申込画面」へ進みます。「事業者情報登録申込画面」で登録項目の入力<sup>6</sup>および提出書類のアップロードを行った後、利用規約を確認してください。「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「確認」ボタンをクリックします。

提出書類については、以下書類を本機関のホームページ<sup>7</sup>よりダウンロードし、内容を記載・押印のうえ、容量市場システムにアップロードしてください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式3）

<sup>6</sup> 利用申込書（Excel）によって登録する方法もあります。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

<sup>7</sup> 本機関の容量市場のホームページ（<https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>）の各種リンクより確認可能です。

容量市場システム

ログイン日時: 2019/12/28 16:25  
ユーザー: 管理員

事業者情報登録申込画面

TOP > 参加登録 > 事業者情報管理 > 事業者情報一覧画面 > 事業者情報登録申込画面

利用申込書

① 事業者コード \* 半角英数字で入力してください。

② 参加登録申請者名 \* 全角または半角英数字で入力してください。

③ 所在地 \* 全角または半角英数字で入力してください。

口座情報

④ 金融機関コード \* 半角数字で入力してください。

⑤ 金融機関名 \* 半角文字で入力してください。

⑥ 支店コード \* 半角数字で入力してください。

⑦ 支店名 \* 半角文字で入力してください。

⑧ 預金種目 \* 預金種目を指定してください。

⑨ 口座番号 \* 半角数字で入力してください。

⑩ 口座名義 \* 半角英数字で入力してください。

担当者情報

⑪ 担当者名 \* 全角または半角英数字で入力してください。

⑫ 電話番号 \* 半角数字で入力してください。

⑬ メールアドレス \* 正しいメールアドレスを入力してください。

⑭ 郵便番号 \* 半角英数字で入力してください(例:123-4567)。

⑮ 住所 \* 全角または半角英数字で入力してください。

⑯ 所属部署 \* 全角または半角英数字で入力してください。

クライアント証明書情報

No.	クライアント証明書ID *	シリアルNo. *	有効期限(yyyy/mm/dd)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

⑰

誓約書 \*

[利用規約](#)  
 利用規約に同意する

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書は「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

図 2-4 「事業者情報登録申込画面」  
事業者情報の登録の画面イメージ

表 2-1 「事業者情報登録申込画面」

事業者情報の登録の登録項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	—
②	参加登録申請者名	電気供給事業者としての正式名称を入力
③	所在地	—
④	金融機関コード	容量市場からの交付金額を受領する銀行口座の情報を 入力（預金種目のみ選択式）
⑤	金融機関名	
⑥	支店コード	
⑦	支店名	
⑧	預金種目	
⑨	口座番号	
⑩	口座名義	
⑪	担当者名	ご担当者の情報を入力。なお、容量市場システムが利用 可能なユーザを、事業者情報登録完了後に「ユーザ情報 一覧画面」から登録できます。詳細は、容量市場システ ムマニュアルを参照願います。
⑫	電話番号	
⑬	メールアドレス	
⑭	郵便番号	
⑮	住所	
⑯	所属部署	
⑰	クライアント証明書 ID	使用するクライアント証明書の情報を入力（なお、英文 字が含まれる場合は大文字で入力）
⑱	シリアル No	
⑲	有効期限	

### 2.1.1.2 事業者情報の登録の申込完了

「事業者情報登録申込確認画面」にて入力内容を確認し、「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」が表示されることを確認してください。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

## 2.1.2 事業者情報の登録の審査結果の確認（合格）

本項では、事業者情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-5 参照）。

### 2.1.2.1 合格通知の受領（事業者情報の登録）

2.1.2 事業者情報の登録の審査結果の確認(合格)

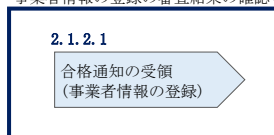


図 2-5 事業者情報の登録の審査結果の確認（合格）

### 2.1.2.1 合格通知の受領（事業者情報の登録）

事業者情報が登録された旨および容量市場システムへのログイン情報（管理者ユーザIDと仮パスワード）がメールにて送付されます。なお、初回ログイン時にパスワードの変更が必要になりますので注意してください<sup>8</sup>。

<sup>8</sup>ログイン後、容量市場システムを利用可能なユーザを追加することが可能です。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

### 2.1.3 事業者情報の登録の審査結果の確認（不合格）

本項では、事業者情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-6 参照）。

#### 2.1.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の登録）

#### 2.1.3 事業者情報の登録の審査結果の確認（不合格）

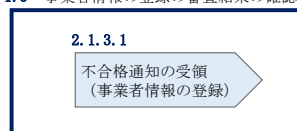


図 2-6 事業者情報の登録の審査結果の確認（不合格）

#### 2.1.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の登録）

不合格通知がメールにて送付されます。その後、事業者情報の登録の再申込が可能です。再申込する場合は、事業者情報の登録手続きを最初から実施し直す必要があります。

## 2.2 事業者情報の変更手続き

本節では、事業者情報の登録内容を変更する手続きについて説明します（図 2-7 参照）。

- 2.2.1 事業者情報の登録内容変更の申込
- 2.2.2 事業者情報の変更の審査結果の確認（合格）
- 2.2.3 事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）

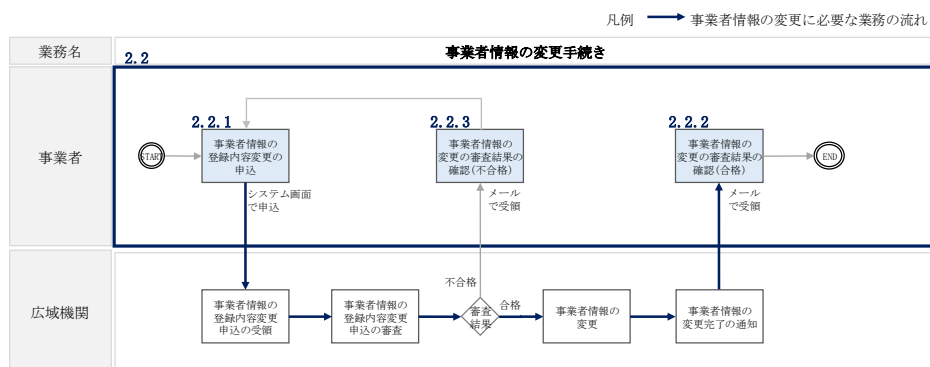


図 2-7 事業者情報の変更手続きの詳細構成

### 2.2.1 事業者情報の登録内容変更の申込

本項では、事業者情報の登録内容変更の申込について、手順を説明します（図 2-8 参照）。

- 2.2.1.1 事業者情報の登録内容の変更の入力
- 2.2.1.2 事業者情報の登録内容変更の仮申込
- 2.2.1.3 事業者情報の登録内容変更の申込完了

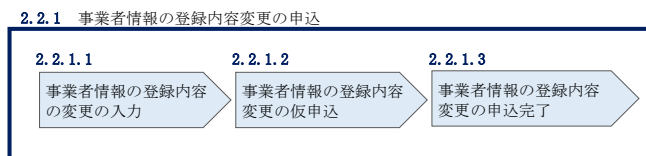


図 2-8 事業者情報の登録内容変更の申込の手順

#### 2.2.1.1 事業者情報の登録内容の変更の入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「事業者情報管理」リンクをクリックして、「事業者情報一覧画面」へ進みます。「事業者情報一覧画面」で事業者コードが表示されているので、「検索」ボタンをクリックすると、事業



者情報一覧に登録されている情報が表示されます。変更する事業者情報の「事業者コード」リンクをクリックして、「事業者情報詳細画面」へ進みます。

「事業者情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「事業者情報変更申込画面」へ進みます。

「事業者情報変更申込画面」にて、変更したい項目の修正を行います。  
なお、クライアント証明書情報は「クライアント証明書情報」の「ダウンロード」ボタンをクリックすることで、csv ファイルをダウンロードすることができます。  
クライアント証明書情報を変更する場合は、Excel ファイルの形式で、クライアント証明書情報を変更したファイルを作成し、「クライアント証明書情報」の「ファイル選択」ボタンをクリックしファイルをアップロードすることで、変更することが可能です。

事業者情報の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「事業者情報変更申込確認画面」へ進みます。



### 2.2.1.2 事業者情報の登録内容変更の仮申込

「事業者情報変更申込確認画面」にて入力内容を確認し、申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックします。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「事業者情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、登録内容変更の仮申込完了です。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。

### 2.2.1.3 事業者情報の登録内容変更の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「事業者情報審査管理」をクリックして、「事業者情報審査画面」へ進みます。

「事業者情報審査画面」で事業者コードが表示されていますので、「検索」ボタンをクリックします。「審査申込状況一覧」に情報が表示されますので、申込を完了したい事業者情報の「選択」ボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。変更内容が「参加登録申請者名」である場合、申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて取下げる申込の「選択」ボックスにチェックを入れ、「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

## 2.2.2 事業者情報の変更の審査結果の確認（合格）

本項では、事業者情報の変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-10 参照）。

### 2.2.2.1 合格通知の受領（事業者情報の変更）

#### 2.2.2 事業者情報の変更の審査結果の確認(合格)

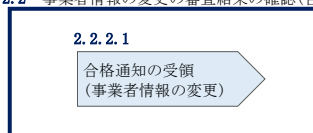


図 2-10 事業者情報の変更の審査結果の確認（合格）

### 2.2.2.1 合格通知の受領（事業者情報の変更）

事業者情報が変更された旨がメールにて送付されます。

## 2.2.3 事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）

本項では、事業者情報の変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-11 参照）。なお、本項は「参加登録申請者名」を変更した場合のみ対象となります。

### 2.2.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の変更）

2.2.3 事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）

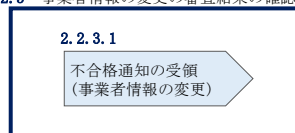


図 2-11 事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）

### 2.2.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の変更）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「事業者情報審査画面」にて確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「事業者情報審査管理」リンクをクリックして、「事業者情報審査画面」へ進みます。

「事業者情報審査画面」で、審査結果の「不合格」ボックスにチェックを入れ、「検索」ボタンをクリックすると、審査にて不合格となった事業者情報が「審査申込状況一覧」に表示されますので、不合格理由を確認できます。

## 2.3 事業者情報の取消手続き

本節では事業者情報を取り消す手続きについて説明します（図 2-12 参照）。

- 2.3.1 事業者情報の登録内容取消の申込
- 2.3.2 事業者情報の取消の審査結果の確認（合格）
- 2.3.3 事業者情報の取消の審査結果の確認（不合格）

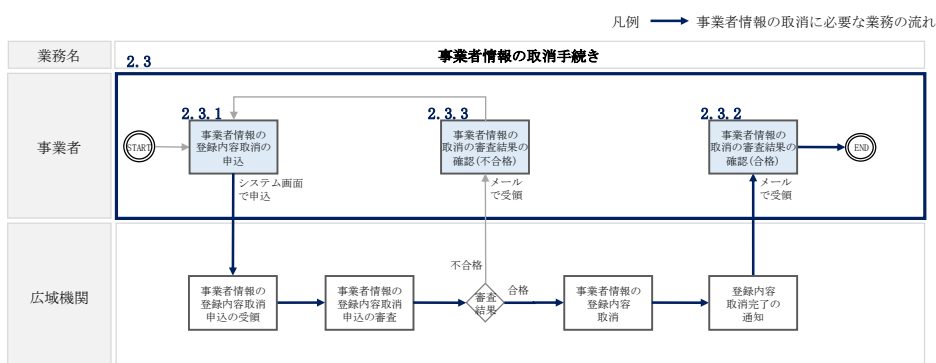


図 2-12 事業者情報の取消手続きの詳細構成

### 2.3.1 事業者情報の登録内容取消の申込

本項では、事業者情報の登録内容取消の申込について、手順を説明します（図 2-13 参照）。

- 2.3.1.1 事業者情報の登録内容取消の仮申込
- 2.3.1.2 事業者情報の登録内容取消の申込完了

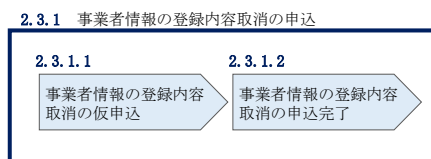


図 2-13 事業者情報の登録内容取消の申込の手順

#### 2.3.1.1 事業者情報の登録内容取消の仮申込

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「事業者情報管理」リンクをクリックして、「事業者情報一覧画面」へ進みます。「事業者情報一覧画面」で事業者コードが表示されているので、「検索」ボタンをクリックすると、事業

者情報一覧に登録されている情報が表示されます。取消する事業者情報の「事業者コード」リンクをクリックして、「事業者情報詳細画面」へ進みます。

「事業者情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「事業者情報取消申込画面」へ進みます。

「事業者情報取消申込画面」の「取消理由」欄に取消理由を記入ください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

「事業者情報取消申込確認画面」にて内容を再度確認し、「実行」ボタンをクリックします。「完了画面」が表示されれば、登録内容取消の仮申込完了です。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。

#### 2.3.1.2 事業者情報の登録内容取消の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「事業者情報審査管理」をクリックして、「事業者情報審査画面」へ進みます。

「事業者情報審査画面」で事業者コードが表示されていますので、「検索」ボタンをクリックします。「審査申込状況一覧」に情報が表示されますので、申込を完了したい事業者情報の「選択」ボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて取下げる申込の「選択」ボックスにチェックを入れ、「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

## 2.3.2 事業者情報の取消の審査結果の確認（合格）

本項では、事業者情報の取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-14 参照）。

### 2.3.2.1 合格通知の受領（事業者情報の取消）

2.3.2 事業者情報の取消の審査結果の確認(合格)

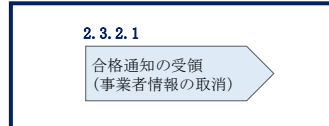


図 2-14 事業者情報の取消の審査結果の確認（合格）

### 2.3.2.1 合格通知の受領（事業者情報の取消）

事業者情報が取消された旨がメールにて送付されます。なお、本手続きに伴い容量市場システムにはログインできなくなります。

## 2.3.3 事業者情報の取消の審査結果の確認（不合格）

本項では、事業者情報の取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-15 参照）。

### 2.3.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の取消）

2.3.3 事業者情報の取消の審査結果の確認(不合格)

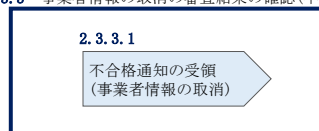


図 2-15 事業者情報の取消の審査結果の確認（不合格）

### 2.3.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の取消）

『2.2.3.1 不合格通知の受領（事業者情報の変更）』を参照してください。

## 第3章 電源等情報

(関連) 容量市場メインオークション募集要綱  
「第4章 参加登録 3.電源等情報の登録」

本章では、電源等情報に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 電源等情報の登録手続き
- 3.2 電源等情報の変更手続き
- 3.3 電源等情報の取消手続き

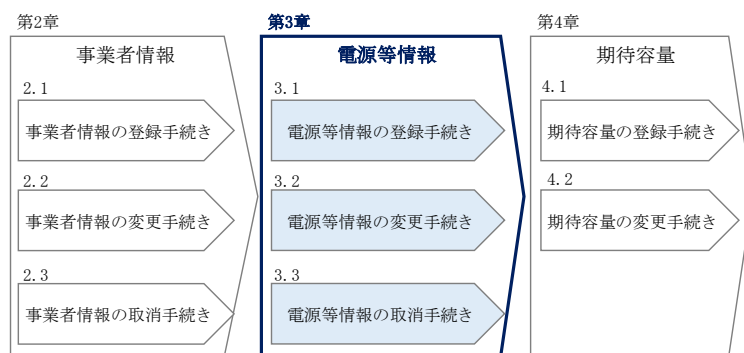


図 3-1 第3章の構成

### 3.1 電源等情報の登録手続き

本節では、事業者情報の登録を完了した事業者が行う電源等情報を登録する手続きについて説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 電源等情報の登録申込
- 3.1.2 電源等情報の登録の審査結果の確認（合格）
- 3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認（不合格）
- 3.1.4 電源等情報の登録再申込

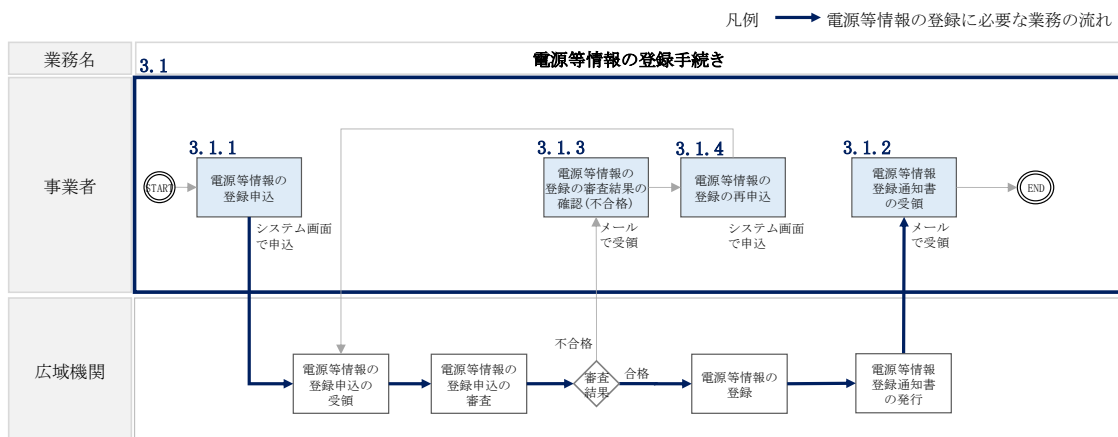


図 3-2 電源等情報の登録手続きの詳細構成

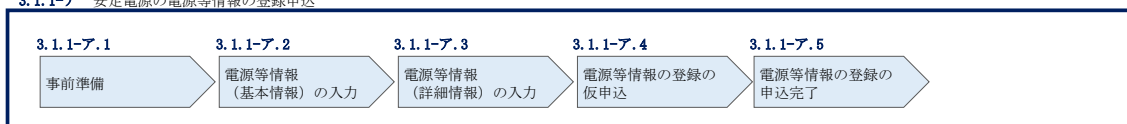


### 3.1.1 電源等情報の登録申込

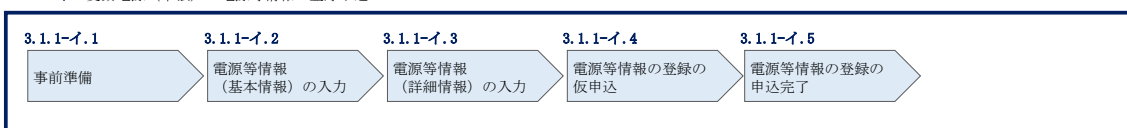
本項では、電源等情報を新規に登録する場合の電源等情報の登録の申込について、手順を説明します。なお、本項は容量を提供する電源等の区分（以下、電源等区分）毎に分かれており、以下の順で説明します（図 3-3 参照）。

- 3.1.1-ア 安定電源の電源等情報の登録申込
- 3.1.1-イ 変動電源（単独）の電源等情報の登録申込
- 3.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込
- 3.1.1-エ 発動指令電源の電源等情報の登録申込

#### 3.1.1-ア 安定電源の電源等情報の登録申込



#### 3.1.1-イ 変動電源（単独）の電源等情報の登録申込



#### 3.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込



#### 3.1.1-エ 発動指令電源の電源等情報の登録申込

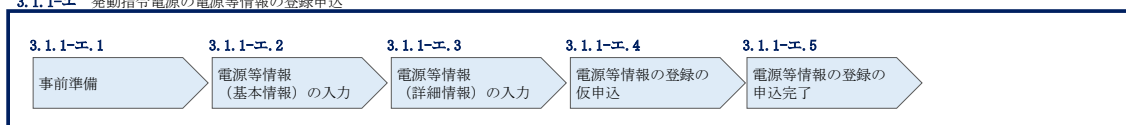


図 3-3 電源等情報の登録の申込の手順（電源等区分別）

### 3.1.1-ア 安定電源の電源等情報の登録申込

安定電源の電源等情報の登録申込について手順を説明します（図 3-4 参照）。

- 3.1.1-ア.1 事前準備
- 3.1.1-ア.2 電源等情報（基本情報）の入力
- 3.1.1-ア.3 電源等情報（詳細情報）の入力
- 3.1.1-ア.4 電源等情報の登録の仮申込
- 3.1.1-ア.5 電源等情報の登録の申込完了

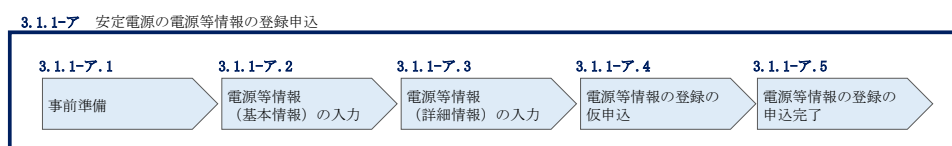


図 3-4 安定電源の電源等情報の登録申込の手順

#### 3.1.1-ア.1 事前準備

容量市場システムで電源等情報を登録するために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、『3.1.1-ア.2 電源等情報（基本情報）の入力』および『3.1.1-ア.3 電源等情報（詳細情報）の入力』で入力する項目毎に異なり、以下の通りです。

##### ・電源等の名称

安定電源の応札単位は、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点（「計量単位」）毎であるため、1計量単位の電源等の名称を確認できる書類を提出してください。

##### 必要となる提出書類

既設電源の場合
・ 発電事業届出書（様式 4）
・ 電気工作物変更届出書（様式 5）
・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 7）
のいずれか 1 点
新設電源の場合
・ 接続検討回答書（様式 8）
・ 工事計画届出書（様式 9）
のいずれか 1 点

・受電地点特定番号

受電地点特定番号（発電所の地点等を特定するために付与された 22 桁の番号）によって他の電源等と重複がないことを確認するため、受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 14）

・エリア名

系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアで電源等情報を登録するため、主として系統接続しているエリアであることが確認出来る書類を提出してください。

必要となる提出書類

・常時系統エリアを確認できる書類

・同時最大受電電力

同時最大受電電力（受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした受電する電力の最大値）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 14）  
・接続検討回答書（様式 8）  
のいずれか 1 点

・号機単位の所有者

事業者が、容量オークションにおける取次をしたため、号機単位の所有者と事業者情報に登録した「参加登録申請者名」とで名称が異なる場合、取次を行った旨を証明する書類を提出してください。

必要となる提出書類

・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類<sup>9</sup>

<sup>9</sup>詳細は『Appendix. 2 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類の記載事項』を参照してください。

- ・電源種別の区分
- ・発電方式の区分
- ・設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（『表 3-4 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照）および設備容量が 1,000kW 以上であることを確認できる書類を提出してください。

#### 必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 4）
- ・電気工作物変更届出書（様式 5）
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
- ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 7）

のいずれか 1 点

- ・運転開始年月

交付額を算定するにあたって、経過措置対象電源か否かを識別する必要があるため、2011 年 4 月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。なお、2011 年 3 月末以前に運転開始をした電源は書類の提出は不要です。

#### 必要となる提出書類

- ・使用前検査合格証（様式 10）
- ・使用前安全管理審査申請書（様式 11）
- ・工事計画（変更）届出書（様式 9）および別添の工事工程表
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）

のいずれか 1 点

注 1：2011 年 4 月以降に経過措置対象電源が増出力した電源は、増出力分についても経過措置対象とします。

注 2：2011 年 4 月以降にリプレースされた電源のうち同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し本機関が認めた場合については、2011 年 3 月末までに建設された電源であっても、経過措置対象外となる場合があります（運転開始年月を確認できる書類の提出は必要です）。

・調整機能の有無

調整機能（一般送配電事業者が需給調整市場において定める商品区分を満たす機能）が有る場合は、実需給年度に先立って余力活用に関する契約を締結し、契約書類を本機関に提出してください。

必要となる提出書類

- ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

注：本書類は、実需給年度前年の12月までに提出してください。

・発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無

生産計画により供給力が変動する発電用の自家用電気工作物のみ書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・電力受給契約書および以下のいずれか1点
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式6）
- ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式7）

・FIT認定ID

参加登録の時点でFIT認定を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に定める認定発電設備の認定ID（「FIT認定ID」）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式12）

表 3-1 安定電源の提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須 書類	選択可能書類				
		電源等の 名称	同時最大 受電電力	電源種別 の区分 等	運転開始 年月	発電用の 自家用電 気工作物 (余剰)の 有無
発電事業届出書 (様式4)	既設 電源	○		○		
電気工作物変更届出書 (様式5)		○		○		
自家用電気工作物使用開始届出書 (様式6)		○		○	○	○
特定自家用電気工作物接続届出書 (様式7)	新設 電源	○		○		○
接続検討回答書 (様式8)		○	○			
工事計画届出書 (様式9) および別添の工事工程表		○			○	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 (様式14)	○		○			
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	○※					
容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類 (取次を行っている場合)	○※					
使用前検査合格証 (様式10)				○		
使用前安全管理審査申請書 (様式11)				○		
余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(契約書の写し等) (調整機能有の場合)	○※					
電力供給契約書 (発電用の自家用電気工作物(余剰)に該当する場合)					○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (様式12) (FIT電源の場合)	○※					

※： ( ) 内に記載の場合に限る

注1：電源等情報の登録に係る提出書類は、原則として電源等情報登録時に提出してください。なお、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（新設電源）で、電源等情報の登録時に書類を準備できない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長することを認めることがあります。ただし、その場合においても接続検討回答書または工事計画届出書は、電源等情報登録時に提出してください。

注2：提出書類については、本機関が登録項目の内容を判断できると判断した場合に限り、容量市場メインオークション募集要綱で指定する書類以外で代替可能です。

注3：本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注4：提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみで構いません。

注5：ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします(拡張子を含む)。禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。

### 3.1.1-ア.2 電源等情報（基本情報）の入力

容量市場メインオークション募集要綱に従って準備をした書類をもとに容量市場システムに電源等情報を登録します<sup>10</sup>。電源等情報（基本情報）の登録にあたっては、1計量単位毎に、実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。提出書類は、容量市場システムを通じて提出していただきます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」へ進みます。

電源等情報（基本情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「基本情報一覧」にて行います。電源等区分は「安定電源」を選択し、登録項目を入力してください。

<sup>10</sup>一括登録機能を利用して登録することも可能です。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量市場システム

ログイン日時: 2018/12/28 10:29 ユーザー名: 管理者 ログアウト

### 電源等情報登録申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報登録申込画面

**基本情報一覧**

① 容量を提供する電源等の区分 \* 容量を提供する電源等の区分を指定してください。  
安定電源

② 実際結年度 \* 半角数字で入力してください。

③ 事業者コード \* 半角英数字で入力してください。  
A001

④ 電源等の名称 \* 全角または半角文字で入力してください。

⑤ 受電地点特定番号 \* 半角数字で入力してください。

⑥ 系統コード \* 半角英数字で入力してください。

⑦ エリア名 \* エリア名を指定してください。  
▼

⑧ 同時最大受電電力[kW] \* 半角数字で入力してください。

**詳細情報一覧** 新規追加

内訳	発電単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運転年月	変更
<input type="checkbox"/>	1号機	12345	原子力	原子力	55,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	2号機	12345	火力	石油	15,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	3号機	12345	火力	石油	4,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	4号機	12345	火力	石炭	7,000	2010/09	変更

**提出書類一覧**

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出ファイル	<input type="button" value="ファイル選択"/> <span style="font-size: small;">c:\aaa\00b\rec\upload\提出ファイル1.pdf</span> <input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/> <span style="font-size: small;">ファイルが選択されていません。</span> <input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/> <span style="font-size: small;">ファイルが選択されていません。</span> <input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/> <span style="font-size: small;">ファイルが選択されていません。</span> <input type="button" value="クリア"/>
	<input type="button" value="ファイル選択"/> <span style="font-size: small;">ファイルが選択されていません。</span> <input type="button" value="クリア"/>

一時保存 確認

(新規追加) 詳細情報登録時にクリックしてください。

提出書類は5ファイルまで「ファイル選択」ボタンからアップロード可能です。

図 3-5 「電源等情報登録申込画面」  
安定電源の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ



表 3-2 「電源等情報登録申込画面」  
 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「安定電源」を選択
②	実需給年度	供給力を提供する年度を入力 例：2024 年度メインオークション向けに登録 →2024
③	事業者コード	入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます）
④	電源等の名称	<p>【既設電源の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> </ul> の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して入力
		<p>【新設電源の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書の「発電者の名称」</li> <li>・工事計画届出書の「事業場の名称」</li> </ul> を参照して入力
⑤	受電地点特定番号	受電地点特定番号が発番されていない新設電源の場合、「99999999999999999999999999999999（22桁）」を入力
⑥	系統コード	系統コードが発番されていない新設電源の場合、「YYYYY（Yを計5個）」を入力
⑦	エリア名	系統コードの上1桁（下記参照）をもとに選択 系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアを選択
		参考：系統コードの上1桁 1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州
⑧	同時最大受電電力 [kW]	—

### 3.1.1-ア.3 電源等情報（詳細情報）の入力

電源等情報（詳細情報）は号機（ユニット）毎に登録します。電源等情報の登録にあたっては実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。

電源等情報（詳細情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「詳細情報一覧」にある「新規追加」ボタンをクリックし、「電源等詳細情報編集画面」で登録項目の入力を行います。入力終了後、「設定」ボタンをクリックして詳細情報を登録します。

詳細情報の入力完了後、「電源等情報登録申込画面」で、提出書類のアップロードを行います。なお、提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」まで進み、「提出書類追加」ボタンをクリックし、6ファイル目以降の提出書類をアップロードしてください。

登録内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

注1：1計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、メインオークションに参加する号機（ユニット）の電源等情報（詳細情報）のみを登録してください。その場合、電源等情報（基本情報）で選択した電源等区分となる号機（ユニット）のみが登録可能で、当該号機と異なる電源等区分の号機（ユニット）は登録できません。

注2：FITの適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）は、メインオークションの参加登録の時点では提出不要です。FIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します。

電源等詳細情報編集画面

図 3-6 「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 3-3 「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	号機単位の名称	名称を定めていない場合は号機単位の名称を任意に入力
②	号機単位の所有者	電源等の所有者が事業者情報の「参加登録申請者名」と異なる場合は、提出する「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」に記載されている電源等の所有者を入力
③	系統コード	系統コードが発番されていない新設電源の場合、「YYYYY（Yを計5個）」を入力
④	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」を参照して選択</li> </ul> または、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」を参照して選択</li> </ul> <p>安定電源の電源種別の区分は『表 3-4 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照</p>
⑤	発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して選択</li> </ul> または、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して選択</li> </ul> <p>安定電源の発電方式の区分は『表 3-4 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照</p>
⑥	設備容量 [kW]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して入力</li> </ul>

No.	項目	留意点
		・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して入力
⑦	運転開始年月	西暦で入力 ただし、2011年4月以降にリプレースされた電源のうち同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新した場合は、リプレースされた年月を入力  例：2010年12月→201012
⑧	調整機能の有無	調整機能（一般送配電事業者が需給調整市場において定める商品区分を満たす機能）がある電源の場合は「有」、ない場合は「無」を選択
⑨	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	生産計画により供給力が変動する発電用の自家用電気工作物のみ入力対象。追加オークション前に期待容量の増加させる可能性が有る場合は「有 <sup>11</sup> 」、それ以外は「無」を選択
⑩	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を入力
⑪	特定契約の終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている特定契約の終了年月を西暦で入力  例：2022年10月→202210
⑫	相対契約上の計画変更締切時間	相対契約を締結している電源の場合に限り入力 なお、参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。
⑬	発電 BG コード	参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。
⑭	需要 BG コード・計画提出者コード	参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。
⑮	電源の起動時間	電源等が起動操作の開始から系統並列までの時間および

<sup>11</sup>該当「有」を選択した電源については、実需給年度の2年前の追加オークション前に期待容量の増加が認められる場合があります。

No.	項目	留意点
		<p>系統並列から容量確保契約容量に到達するまでの時間をパターン毎に入力（図 3-7 参照）</p> <p>なお、参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。</p>

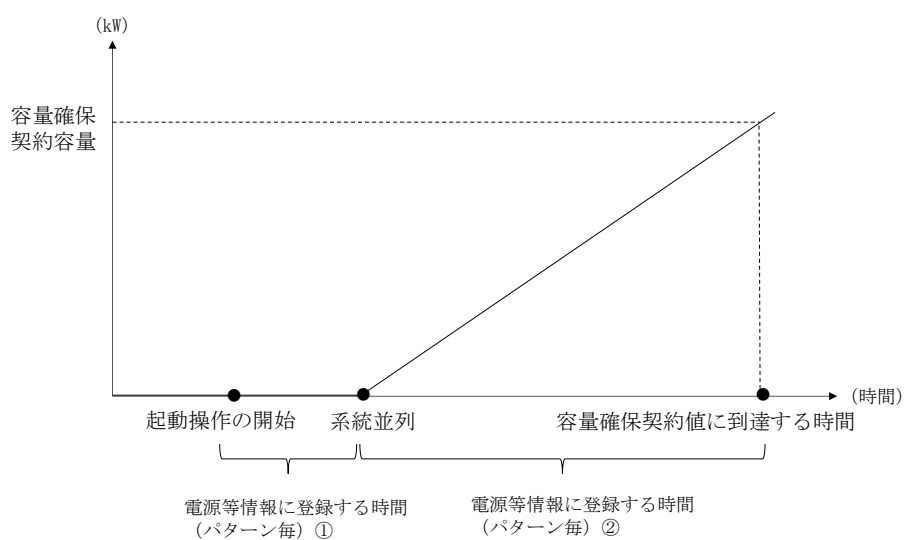


図 3-7 電源の起動時間のイメージ

表 3-4 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項

電源種別の区分	発電方式の区分	留意点
水力	一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水）	以下の注 1～注 3 を参照願います。
火力	石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他	バイオマスの場合は、電源種別の区分：再生可能エネルギーのバイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）を選択してください。
原子力	定格電気出力、定格熱出力	
再生可能エネルギー	風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物	
その他	その他	蓄電池はこちらを選択願います。（併設蓄電池は除く）

注 1：一般（自流式）の電源が安定電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注 2：一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注 3：上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転継続時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

### 3.1.1-ア.4 電源等情報の登録の仮申込

「電源等情報登録申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。詳細情報は詳細情報一覧の「詳細」リンクをクリックして「電源等詳細情報画面」に進むことで入力内容を確認することができます。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、新規登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんので注意してください。



図 3-8 「完了画面」における提出書類追加方法



### 3.1.1-ア.5 電源等情報の登録の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理画面」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の申込を完了したい電源等の容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「電源等情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

### 3.1.1-イ 変動電源（単独）の電源等情報の登録申込

変動電源（単独）の電源等情報の登録申込について手順を説明します（図 3-9 参照）。

- 3.1.1-イ.1 事前準備
- 3.1.1-イ.2 電源等情報（基本情報）の入力
- 3.1.1-イ.3 電源等情報（詳細情報）の入力
- 3.1.1-イ.4 電源等情報の登録の仮申込
- 3.1.1-イ.5 電源等情報の登録の申込完了

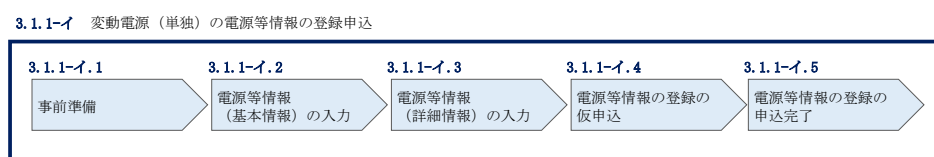


図 3-9 変動電源（単独）の電源等情報の登録申込の手順

#### 3.1.1-イ.1 事前準備

容量市場システムで電源等情報を登録するために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、『3.1.1-イ.2 電源等情報（基本情報）の入力』および『3.1.1-イ.3 電源等情報（詳細情報）の入力』で入力する項目毎に異なり、以下の通りです。

##### ・電源等の名称

変動電源（単独）の応札単位は、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点（「計量単位」）毎であるため、1計量単位の電源等の名称を確認できる書類を提出してください。

##### 必要となる提出書類

既設電源の場合
・ 発電事業届出書（様式 4）
・ 電気工作物変更届出書（様式 5）
・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 7）
のいずれか 1 点
新設電源の場合
・ 接続検討回答書（様式 8）
・ 工事計画届出書（様式 9）

のいずれか1点

・受電地点特定番号

受電地点特定番号（発電所の地点等を特定するために付与された22桁の番号）によって他の電源等と重複がないことを確認するため、受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式14）

・エリア名

系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアで電源等情報を登録するため、主として系統接続しているエリアであることが確認出来る書類を提出してください。

必要となる提出書類

・常時系統エリアを確認できる書類

・同時最大受電電力

同時最大受電電力（受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした受電する電力の最大値）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

・発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式14）

・接続検討回答書（様式8）

のいずれか1点

・号機単位の所有者

事業者が、容量オークションにおける取次をしたため、電源の号機単位の所有者と事業者情報に登録した「参加登録申請者名」とで名称が異なる場合は、取次を行った旨を証明する書類を提出してください。

必要となる提出書類

・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類<sup>12</sup>

<sup>12</sup>詳細は『Appendix.2 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類の記載事項』を参照してください。

- ・電源種別の区分
- ・発電方式の区分
- ・設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（『表 3-8 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照）および設備容量が 1,000kW 以上であることを確認できる書類を提出してください。

#### 必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 4）
  - ・電気工作物変更届出書（様式 5）
  - ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
  - ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 7）
- のいずれか 1 点

- ・運転開始年月

交付額を算定するにあたって、経過措置対象電源か否かを識別する必要があるため、2011 年 4 月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。なお、2011 年 3 月末以前に運転開始をした電源は書類の提出は不要です。

#### 必要となる提出書類

- ・使用前検査合格証（様式 10）
  - ・使用前安全管理審査申請書（様式 11）
  - ・工事計画（変更）届出書（様式 9）および別添の工事工程表
  - ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
- のいずれか 1 点

注 1：2011 年 4 月以降に経過措置対象電源が増出力した電源は、増出力分についても経過措置対象とします。

注 2：2011 年 4 月以降にリプレースされた電源のうち同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し本機関が認めた場合については、2011 年 3 月末までに建設された電源であっても、経過措置対象外となる場合があります（運転開始年月を確認できる書類の提出は必要です）。

・FIT 認定 ID

参加登録の時点でFIT 認定を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式 12）

表 3-5 変動電源（単独）の提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須 書類	選択可能書類			
		電源等の 名称	同時最大 受電電力	電源種別 の区分 等	運転開始 年月
発電事業届出書（様式4）	既設電源	○		○	
電気工作物変更届出書（様式5）		○		○	
自家用電気工作物使用開始届出書（様式6）		○		○	○
特定自家用電気工作物接続届出書（様式7）		○		○	○
接続検討回答書（様式8）	新設電源	○	○		
工事計画届出書（様式9）および別添の工事工程表		○	○		○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表（様式14）	○		○		
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	○※				
容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類 (取次を行っている場合)	○※				
使用前検査合格証（様式10）				○	
使用前安全管理審査申請書（様式11）				○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)（様式12） (FIT電源の場合)	○※				

※：（）内に記載の場合に限る

注 1：電源等情報の登録に係る提出書類は、原則として電源等情報登録時に提出してください。なお、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（新設電源）は、電源等情報の登録時に書類を準備できない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長することを認めることがあります。ただし、その場合においても接続検討回答書または工事計画届出書は、電源等情報登録時に提出してください。

注 2：提出書類については、本機関が登録項目の内容を判断できると判断した場合に限り、容量市場メインオークション募集要綱で指定する書類以外で代替可能です。

注 3：本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注 4：提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみで構いません。

注 5：ファイル名称の長さは 50 文字以下でお願いします(拡張子を含む)。禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。

### 3.1.1-イ.2 電源等情報（基本情報）の入力

容量市場メインオークション募集要綱に従って準備をした書類をもとに容量市場システムに電源等情報を登録します<sup>13</sup>。電源等情報（基本情報）の登録にあたっては、1計量単位毎に、実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。提出書類は、容量市場システムを通じて提出していただきます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」へ進みます。

電源等情報（基本情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「基本情報一覧」にて行います。電源等区分は「変動電源（単独）」を選択し、登録項目を入力してください。

<sup>13</sup> 一括登録機能を利用して登録することも可能です。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量市場システム ログイン日時： 2018/12/28 10:59 ユーザー名： 管理 ー ログアウト

### 電源等情報登録申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報登録申込画面

基本情報一覧

① 容量を提供する電源等の区分 \* 容量を提供する電源等の区分を指定してください。  
変動電源（単独）

② 実需給年度 \* 半角数字で入力してください。

③ 事業者コード \* 半角英数字で入力してください。  
A001

④ 電源等の名称 \* 全角または半角文字で入力してください。

⑤ 受電地点特定番号 \* 半角数字で入力してください。

⑥ 系統コード \* 半角英数字で入力してください。

⑦ エリア名 \* エリア名を指定してください。  
ー

⑧ 同時最大受電電力[kW] \* 半角数字で入力してください。

詳細情報一覧

内訳	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	給電容量[kW]	運転年月	変更
<input type="checkbox"/>	1号機	12345	原子力	原子力	55,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	2号機	12345	火力	石油	15,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	3号機	12345	火力	石油	4,000	2010/09	変更
<input type="checkbox"/>	4号機	12345	火力	石炭	7,000	2010/09	変更

提出書類一覧

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択  クリア

ファイル選択 ファイルが選択されていません。 クリア

ファイル選択 ファイルが選択されていません。 クリア

ファイル選択 ファイルが選択されていません。 クリア

ファイル選択 ファイルが選択されていません。 クリア

一時保存 確認

（新規追加）詳細情報登録時にクリックしてください。

提出書類は5ファイルまで「ファイル選択」ボタンからアップロード可能です。

図 3-10 「電源等情報登録申込画面」  
変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ

表 3-6 「電源等情報登録申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「変動電源（単独）」を選択
②	実需給年度	供給力を提供する年度を入力 例：2024 年度容量オークション向けに登録 →2024
③	事業者コード	入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます）
④	電源等の名称	<p>【既設電源の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書、</li> <li>・電気工作物変更届出書、</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書、</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> </ul> <p>の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して入力</p> <p>【新設電源の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書の「発電者の名称」</li> <li>・工事計画届出書の「事業場の名称」</li> </ul> <p>を参照して入力</p>
⑤	受電地点特定番号	受電地点特定番号が発番されていない新設電源の場合、「99999999999999999999999999999999（22桁）」を入力
⑥	系統コード	系統コードが発番されていない新設電源の場合、「YYYYY（Yを計5個）」を入力
⑦	エリア名	<p>系統コードの上1桁（下記参照）をもとに選択 系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアを選択</p> <p>参考：系統コードの上1桁</p> <p>1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州</p>
⑧	同時最大受電電力 [kW]	—



### 3.1.1-イ.3 電源等情報（詳細情報）の入力

電源等情報（詳細情報）は号機（ユニット）毎に登録します。電源等情報の登録にあたっては実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。

電源等情報（詳細情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「詳細情報一覧」にある「新規追加」ボタンをクリックし、「電源等詳細情報編集画面」で登録項目の入力を行います。入力終了後、「設定」ボタンをクリックして詳細情報を登録します。

詳細情報の入力完了後、「電源等情報登録申込画面」で、提出書類のアップロードを行います。なお、提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」まで進み、「提出書類追加」ボタンをクリックし、6ファイル目以降の提出書類をアップロードしてください。

登録内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

注：1 計量単位に複数の号機（ユニット）を有する場合は、メインオークションに参加する号機（ユニット）の電源等情報（詳細情報）のみを登録してください。その場合、電源等情報（基本情報）で選択した電源等区分となる号機（ユニット）のみが登録可能で、当該号機と異なる電源等区分の登録はできません。



表 3-7 「電源等詳細情報編集画面」

変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	号機単位の名称	名称を定めていない場合は号機単位の名称を任意に入力
②	号機単位の所有者	電源等の所有者が事業者情報の「参加登録申請者名」と異なる場合は、提出する「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」に記載されている電源等の所有者を入力
③	系統コード	系統コードが発番されていない新設電源の場合、「YYYYY（Yを計5個）」を入力
④	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」を参照して選択</li> </ul> または、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」を参照して選択</li> </ul> <p>変動電源（単独）の電源種別の区分は『表 3-8 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照</p>
⑤	発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して選択</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して選択</li> </ul> <p>変動電源（単独）の発電方式の区分は『表 3-8 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照</p>
⑥	設備容量 [kW]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して入力</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> </ul>

No.	項目	留意点
		の「電気工作物の概要」欄を参照して入力
⑦	運転開始年月	西暦で入力 ただし、2011年4月以降にリプレースされた電源のうち同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新した場合は、リプレースされた年月を入力  例：2010年12月→201012
⑧	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を入力
⑨	特定契約の終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている特定契約の終了年月を西暦で入力  例：2022年10月→202210
⑩	発電 BG コード	参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。

表 3-8 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項

電源種別の区分	発電方式の区分	留意点
水力	一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水）	以下の注 1～注 3 を参照願います。
火力	石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他	バイオマスの場合は、電源種別の区分：再生可能エネルギーのバイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）を選択してください。
原子力	定格電気出力、定格熱出力	
再生可能エネルギー	風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物	
その他	その他	蓄電池はこちらを選択願います。（併設蓄電池は除く）

注 1：一般（自流式）の電源が安定電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注 2：一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注 3：上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

#### 3.1.1-イ.4 電源等情報の登録の仮申込

『3.1.1-ア.4 電源等情報の登録の仮申込』を参照してください。

#### 3.1.1-イ.5 電源等情報の登録の申込完了

『3.1.1-ア.5 電源等情報の登録の申込完了』を参照してください。

### 3.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込

変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込について手順を説明します（図3-12 参照）。

- 3.1.1-ウ.1 事前準備
- 3.1.1-ウ.2 リスト（EXCEL ファイル）の作成
- 3.1.1-ウ.3 電源等情報（基本情報）の入力
- 3.1.1-ウ.4 電源等情報（詳細情報）の入力
- 3.1.1-ウ.5 電源等情報の登録の仮申込
- 3.1.1-ウ.6 電源等情報の登録の申込完了

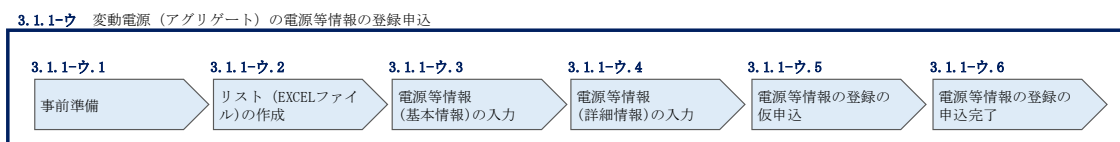


図 3-12 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込の手順

#### 3.1.1-ウ.1 事前準備

容量市場システムで電源等情報を登録するために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、『3.1.1-ウ.2 リスト（EXCEL ファイル）の作成』で入力する電源の項目毎に異なり、以下の通りです。

##### ・電源等の名称

アグリゲートする小規模変動電源の電源毎の電源等の名称を確認できる書類を提出してください。家庭用の低圧連系の電源等の場合は、需要家名を確認できる書類を提出してください。

##### 必要となる提出書類

###### 既設電源の場合

- ・発電事業届出書（様式4）
- ・電気工作物変更届出書（様式5）
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式6）
- ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式7）
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・低圧配電線への系統連系協議依頼表

のいずれか1点

新設電源の場合

- ・ 接続検討回答書（様式 8）
- ・ 工事計画届出書（様式 9）

のいずれか 1 点

・ 受電地点特定番号

受電地点特定番号（発電所の地点等を特定するために付与された 22 桁の番号）によって他の電源等と重複がないことを確認するため、受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 14）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 売電検針票「購入電力量のお知らせ」

いずれか 1 点

・ エリア名

系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアで電源等情報を登録するため、主として系統接続しているエリアであることが確認出来る書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 常時系統エリアを確認できる書類

・ 同時最大受電電力

同時最大受電電力（受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした受電する電力の最大値）を確認できる書類を提出してください。ただし、家庭用の低圧連系の電源等の同時最大受電電力が存在しない場合には、提出書類は不要です。

必要となる提出書類

- ・ 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 14）
- ・ 接続検討回答書（様式 8）

のいずれか 1 点

・ 電源種別の区分

・ 発電方式の区分

- ・設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（『表 3-11 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix.1 登録可能な電源等の一覧』を参照）を確認できる書類を提出してください。

#### 必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 4）
  - ・電気工作物変更届出書（様式 5）
  - ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 6）
  - ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 7）
  - ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
  - ・低圧配電線への系統連系協議依頼表
- のいずれか 1 点

- ・FIT 認定 ID

参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

#### 必要となる提出書類

- ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式 12）



表 3-9 変動電源（アグリゲート）の提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須 書類	選択可能書類			
		電源等の 名称	受電地点 特定番号	同時最大 受電電力	電源種別 の区分 等
発電事業届出書（様式4）	既設 電源	○			○
電気工作物変更届出書（様式5）		○			○
自家用電気工作物使用開始届出書（様式6）		○			○
特定自家用電気工作物接続届出書（様式7）		○			○
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内		○	○		○
低圧配電線への系統連系協議依頼書		○		○	
接続検討回答書（様式8）	新設 電源	○		○	
工事計画届出書（様式9）		○		○	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表（様式14）			○	○	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」			○		
常時系統エリアを確認できる書類 (複数エリアに系統接続している場合)	○※				
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)（様式12） (FIT電源の場合)	○※				

※：（）内に記載の場合に限る

注1：変動電源（アグリゲート）の提出書類は実需給年度の3年前の2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。

例) 実需給年度が2024年度の場合：2021年2月末日までに提出

注2：提出書類については、本機関が登録項目の内容を判断できると判断した場合に限り、容量市場メインオークション募集要綱で指定する書類以外で代替可能です。

注3：本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただくことがありますので、注意してください。

注4：提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみで構いません。

注5：ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします(拡張子を含む)。禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。

### 3.1.1-ウ.2 リスト (EXCEL ファイル) の作成

アグリゲートされる小規模変動電源の内訳情報を載せたリスト（以下、小規模変動電源リスト）を EXCEL ファイルで作成します。EXCEL ファイルには以下の記載項目に沿って、実需給年度の時点で想定される情報を 1 計量単位毎に記載してください。  
 なお、ファイルサイズが、4MB を超える場合には、登録内容を分割し、提出して下さい。

表 3-10 小規模変動電源リストの記載項目一覧

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「変動電源（アグリゲート）」と記入
②	電源等の名称	<p><b>【既設電源の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> </ul> <p>の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して記入、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表</li> </ul> <p>の「契約名義」または「発電者名義」を参照して記入。</p> <p>なお、家庭用の低圧連系の電源等の場合は、需要家名を記入</p> <p><b>【新設電源の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書の「発電者の名称」</li> <li>・工事計画届出書の「事業場の名称」</li> </ul> <p>を参照して記入</p>
③	受電地点特定番号	発電量調整供給契約書に基づく受電地点明細表を参照して、受電地点特定番号を記入。受電地点特定番号が発番されていない新設電源の場合、「99999999999999999999999999999999（22桁）」を入力
④	（リスト単位の）系統コード	小規模変動電源リスト単位の系統コードを記入
⑤	エリア名	系統コードの上1桁（下記参照）をもとにエリア名を記入

No.	項目	留意点
		<p>系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアを記入</p> <p>参考：系統コードの上1桁  1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸  6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州</p>
⑥	同時最大受電電力	家庭用の低圧連系の電源等の同時最大受電電力が存在しない場合には、提出書類は不要とし、同時最大受電電力は「99999999 (8桁)」と入力
⑦	所在地	電源等の所在地の住所を記入
⑧	号機単位の名称	<p>名称を定めていない場合は号機単位の名称を任意で記入</p> <p>家庭用の低圧連系の電源等の号機が存在しない場合には、小規模変動電源リストの「電源等の名称」と同一名称を入力</p>
⑨	(個々の小規模変動電源の) 系統コード	<p>個々の小規模変動電源の系統コードを記入。</p> <p>系統コードが発番されていない新設電源の場合、「YYYYY (Yを計5個)」を入力</p> <p>個々の小規模変動電源の系統コードを保有していない家庭用の低圧連系の電源等の場合、低圧群コードを入力</p>
⑩	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して記入</li> </ul> <p>または、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入</li> </ul> <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入</li> </ul> <p>小規模変動電源の電源種別の区分は『表 3-11 電</p>

No.	項目	留意点
		源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照
⑪	発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して記入</li> </ul> または、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入</li> </ul> もしくは <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入</li> </ul> 小規模変動電源の発電方式の区分は『表 3-11 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』・『Appendix. 1 登録可能な電源等の一覧』を参照
⑫	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して記入</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入</li> </ul> もしくは <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入。</li> </ul> 単位は、0.1kW とし小数点第 2 位以下は切り捨てとする。
⑬	運開年月	西暦で記入
⑭	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は、

No.	項目	留意点
		再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を記入
⑮	特定契約終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている特定契約の終了年月を西暦で記入
⑯	発電 BG コード	参加登録時点では入力して頂く必要はありません。対象実需給年度の前（時期は、別途公表）までに入力してください。

表 3-11 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項

電源種別の区分	発電方式の区分	留意点
水力	一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水）	以下の注 1～注 3 を参照願います。
火力	石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他	バイオマスの場合は、電源種別の区分：再生可能エネルギーのバイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）を選択してください。
原子力	定格電気出力、定格熱出力	
再生可能エネルギー	風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物	
その他	その他	蓄電池はこちらを選択願います。（併設蓄電池は除く）

注1：一般（自流式）の電源が安定電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注2：一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等情報を登録してください。

注3：上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

### 3.1.1-ウ.3 電源等情報（基本情報）の入力

容量市場メインオークション募集要綱に従って準備をした書類をもとに容量市場システムに電源等情報を登録します<sup>14</sup>。小規模変動電源リストのEXCELファイルは変動電源（アグリゲート）の添付ファイルとしてアップロードしてください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」へ進みます。

電源等情報（基本情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「基本情報一覧」にて行います。電源等区分は「変動電源（アグリゲート）」を選択し、小規模変動電源リスト単位での登録項目を入力してください。

<sup>14</sup> 一括登録機能を利用して登録することも可能です。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量市場システム ログイン日時: 2018/12/28 10:09  
ユーザ名: 管理系 ログアウト

### 電源等情報登録申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報登録申込画面

**基本情報一覧**

① 容量を提供する電源等の区分 \* 容量を提供する電源等の区分を指定してください。

② 実際結年度 \* 半角数字で入力してください。

③ 事業者コード \* 半角英数字で入力してください。

④ 電源等の名称 \* 全角または半角文字で入力してください。

⑤ 系統コード \* 半角英数字で入力してください。

⑥ エリア名 \* エリア名を指定してください。

**詳細情報一覧** 新規追加

削除	登録単位の種類	設備容量 [kW]	運用年月	F174認定ID	特定契約の終了年月	変更
<input type="checkbox"/>	電源等名1	55,000	2010/09	11222222222	2025/02	変更
<input type="checkbox"/>	電源等名2	70,000	2012/11			変更
<input type="checkbox"/>	電源等名3	55,000	2012/11	123456789012	2027/12	変更
<input type="checkbox"/>	電源等名4	5,000	2012/11			変更

**提出書類一覧**

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出ファイル	ファイル選択	クリア
	<input style="border: 2px solid red;" type="button" value="ファイル選択"/>	<input type="button" value="クリア"/>
	82aa8bbb4ccc4a1ead提出ファイル101.pdf	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイル選択	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイル選択	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイル選択	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイル選択	<input type="button" value="クリア"/>
	ファイルが選択されていません。	<input type="button" value="クリア"/>

一時保存

(新規追加) 詳細情報登録時にクリックしてください。

小規模変動電源リスト (EXCEL) を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

図 3-13 「電源等情報登録申込画面」

変動電源 (アグリゲート) の電源等情報 (基本情報) の登録の画面イメージ

表 3-12 「電源等情報登録申込画面」

変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「変動電源（アグリゲート）」を選択
②	実需給年度	供給力を提供する年度を入力 例：2024 年度メインオークション向けに登録 →2024
③	事業者コード	入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます）
④	電源等の名称	小規模変動電源リストの名称を入力
⑤	系統コード	小規模変動電源リスト単位の系統コードを入力
⑥	エリア名	系統コードの上1桁（下記参照）をもとに選択  参考：系統コードの上1桁 1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州



### 3.1.1-ウ.4 電源等情報（詳細情報）の入力

電源等情報（詳細情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「詳細情報一覧」にある「新規追加」ボタンをクリックし、「電源等詳細情報編集画面」で登録項目の入力を行います。入力終了後、「設定」ボタンをクリックして詳細情報を登録します。

詳細情報の入力完了後、小規模変動電源リストは、「電源等情報登録申込画面」で、提出書類のアップロードを行います。また提出書類は本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送願います。なお、郵送先は以下のとおりです。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係 宛

登録内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

容量市場システム

電源等詳細情報編集画面

① 号機単位の名称 x 全角または半角文字で入力してください。  
1 号機

② 設備容量[kW] x 半角数字で入力してください。  
99999999

③ 運開年月 x yyyymm形式で入力してください。  
999912

④ FIT認定ID 半角英数字で入力してください。  
112222222222

⑤ 特定契約の終了年月 yyyymm形式で入力してください。  
202502

閉じる 設定

図 3-14 「電源等詳細情報編集画面」

変動電源（アグリゲート）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 3-13 「電源等詳細情報編集画面」

変動電源（アグリゲート）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	号機単位の名称	本機関に提出する小規模変動電源リストの名称を入力 なお、基本情報に入力した電源等の名称と一致するように入力してください。
②	設備容量 [kW]	小規模変動電源リストの内訳情報に登録されている設備容量の合計値を入力。単位は 1kW とし、小数点第 1 位以下は切り捨てで入力
③	運開年月	2999 年 12 月を入力
④	FIT 認定 ID	—
⑤	特定契約の終了年月	—

### 3.1.1-ウ.5 電源等情報の登録の仮申込

『3.1.1-ア.4 電源等情報の登録の仮申込』を参照してください。

### 3.1.1-ウ.6 電源等情報の登録の申込完了

『3.1.1-ア.5 電源等情報の登録の申込完了』を参照してください。

### 3.1.1-エ 発動指令電源の電源等情報の登録申込

発動指令電源の電源等情報の登録申込について手順を説明します（図 3-15 参照）。

- 3.1.1-エ.1 事前準備
- 3.1.1-エ.2 電源等情報（基本情報）の入力
- 3.1.1-エ.3 電源等情報（詳細情報）の入力
- 3.1.1-エ.4 電源等情報の登録の仮申込
- 3.1.1-エ.5 電源等情報の登録の申込完了

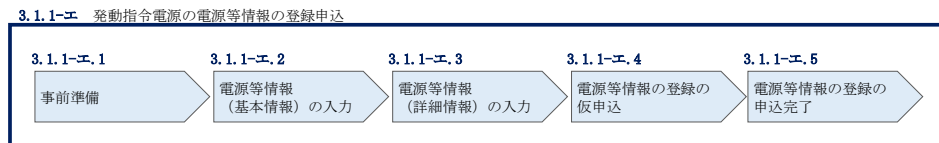


図 3-15 発動指令電源の電源等情報の登録申込の手順

#### 3.1.1-エ.1 事前準備

容量市場システムで電源等情報を登録するために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は以下の通りです。

必要となる提出書類

- ・ 属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果

注：発動指令電源の提出書類については実効性テストの前（2022年4月末）までに登録してください。

### 3.1.1-エ.2 電源等情報（基本情報）の入力

容量市場メインオークション募集要綱に従って準備をした書類をもとに容量市場システムに電源等情報を登録します<sup>15</sup>。なお、電源等情報（基本情報）の登録にあたっては、アグリゲートされる個々の電源等の情報は入力不要です。

提出書類は、容量市場システムを通じて提出していただきます。表紙および登録項目が記載されているページのみアップロードしてください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」へ進みます。

電源等情報（基本情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「基本情報一覧」にて行います。電源等区分は「発動指令電源（アグリゲート）」を選択し、登録項目を入力してください。

注：アグリゲートされる個々の電源等の情報は、メインオークション時に登録していただく必要はありませんが、実効性テスト実施前までに登録していただく必要があります。

<sup>15</sup> 一括登録機能を利用して登録する方法もあります。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量市場システム

電源等情報登録申込画面

基本情報一覧

① 容量を提供する電源等の区分 x 容量を提供する電源等の区分を指定してください。

② 実開始年度 x 半角数字で入力してください。

③ 事業者コード x 半角英数字で入力してください。

④ 電源等の名称 x 全角または半角文字で入力してください。

⑤ 系統コード x 半角英数字で入力してください。

⑥ エリア名 x エリア名を指定してください。

電話番号 半角数字で入力してください。

メールアドレス 正しいメールアドレスを入力してください。

⑦ 調整発動指令時の連絡先 x 住所

所属部署 全角または半角文字で入力してください。

⑧ オンライン指令 x オンライン指令（調整指令システムを用いたものを含む）の有無を指定してください。  
 有  無

詳細情報一覧

番号	発電単位名	設備容量(kW)	開始年月	F112222	特記事項	削除
<input type="checkbox"/>	電源等名1	55,000	2010/09	1122222222	2025/02	削除
<input type="checkbox"/>	電源等名2	70,000	2012/11	1234567890	2027/12	削除
<input type="checkbox"/>	電源等名3	55,000	2012/11	1234567890	2027/12	削除
<input type="checkbox"/>	電源等名4	5,000	2012/11			削除

提出書類一覧

アップロード可能なファイルをアップロードしてください。

ファイル選択  クリア

提出ファイル

アップロードされたファイルがここにリストアップされます。

提出書類は5ファイルまで「ファイル選択」ボタンからアップロード可能です。

図 3-16 「電源等情報登録申込画面」  
 発動指令電源の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ

表 3-14 「電源等情報登録申込画面」  
 発動指令電源の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源（アグリゲート）」を選択
②	実需給年度	供給力を提供する年度を入力 例：2024 年度メインオークション向けに登録 →2024
③	事業者コード	入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます）
④	電源等の名称	本機関に提出する電源等のリスト名を入力
⑤	系統コード	発動指令電源の電源等リスト単位の系統コードを入力
⑥	エリア名	系統コードの上 1 桁（下記参照）をもとに選択  参考：系統コードの上 1 桁 1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州
⑦	発動指令時の連絡先 <sup>16</sup>	発動指令時の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所、所属部署）を入力
⑧	オンライン指令	「有」を選択  なお、発動指令電源のアグリゲーターはオンライン機能（簡易指令システムを含む）を実効性テストの実施前までに具備することが求められます。  なお、実効性テストの実施前（2022 年 4 月末）までに属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を提出いただきます。

<sup>16</sup> 容量市場システム画面上は「調整発動指令時の連絡先」と表示されています。

### 3.1.1-エ.3 電源等情報（詳細情報）の入力

電源等情報（詳細情報）の登録は、「電源等情報登録申込画面」の「詳細情報一覧」にある「新規追加」ボタンをクリックし、「電源等詳細情報編集画面」で登録項目の入力を行います。入力終了後、「設定」ボタンをクリックして詳細情報を登録します。

詳細情報の入力完了後、「電源等情報登録申込画面」で、提出書類のアップロードを行います。なお、提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」まで進み、「提出書類追加」ボタンをクリックし、6ファイル目以降の提出書類をアップロードしてください。

登録内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。



容量市場システム

電源等詳細情報編集画面

① 号機単位の名称 \* 全角または半角文字で入力してください。  
1 号機

② 設備容量[kW] \* 半角数字で入力してください。  
99999999

③ 運開年月 \* yyyy年形式で入力してください。  
999912

④ FIT認定ID 半角英数字で入力してください。  
112222222222

⑤ 特定契約の終了年月 yyyy年形式で入力してください。  
202502

閉じる 設定

図 3-17 「電源等詳細情報編集画面」

発動指令電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 3-15 「電源等詳細情報編集画面」

発動指令電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	号機単位の名称	本機関に提出する電源等リスト名を入力  なお、基本情報に入力した電源等の名称と一致するように入力してください。
②	設備容量 [kW]	99999999（8桁）を入力
③	運開年月	2999年12月を入力
④	FIT認定ID	入力不要のため、空欄のままにしてください
⑤	特定契約の終了年月	入力不要のため、空欄のままにしてください

#### 3.1.1-エ.4 電源等情報の登録の仮申込

『3.1.1-ア.4 電源等情報の登録の仮申込』を参照してください。

#### 3.1.1-エ.5 電源等情報の登録の申込完了

『3.1.1-ア.5 電源等情報の登録の申込完了』を参照してください。

### 3.1.2 電源等情報の登録の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-18 参照）。

#### 3.1.2.1 合格通知の受領（電源等情報の登録）

3.1.2 電源等情報の登録の審査結果の確認(合格)

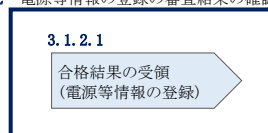


図 3-18 電源等情報の登録の審査結果の確認（合格）

#### 3.1.2.1 合格通知の受領（電源等情報の登録）

電源等情報が登録された旨のメールが送付されます。また、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報通知書をダウンロードできます。

### 3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-19 参照）。

#### 3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の登録）

3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認（不合格）

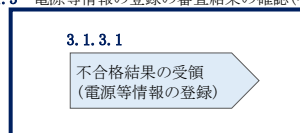


図 3-19 電源等情報の審査結果の確認（不合格）

#### 3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の登録）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

### 3.1.4 電源等情報の登録再申込

本項では、電源等情報を登録の申込結果が不合格となった場合の登録再申込について、手順を説明します（図 3-20 参照）。

#### 3.1.4.1 電源等情報の修正

#### 3.1.4.2 電源等情報の登録再申込の仮申込

#### 3.1.4.3 電源等情報の登録再申込の申込完了

3.1.4 電源等情報の登録再申込

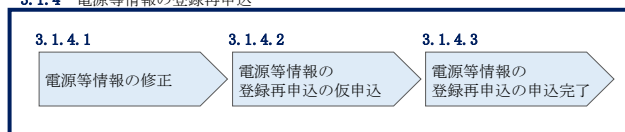


図 3-20 電源等情報の登録再申込の手順

#### 3.1.4.1 電源等情報の修正

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、「再申込」ボタンをクリックして「電源等情報登録申込画面」に進みます。

不合格となった項目には「#」が表示されていますので、「#」が表示されている項目の修正を行います。

「電源等情報登録申込画面」で電源等情報（基本情報）の登録内容を修正し、詳細情報一覧の「変更」リンクをクリックして「電源等詳細情報編集画面」に進み、「電源等詳細情報編集画面」で電源等情報（詳細情報）の登録内容を修正します。

また、提出書類の追加を行います。

提出書類の追加後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

なお、提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」まで進み、「提出書類追加」ボタンをクリックし、6ファイル目以降の提出書類をアップロードしてください。

#### 3.1.4.2 電源等情報の登録再申込の仮申込

「電源等情報登録申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。詳細情報は詳細情報一覧の「詳細」リンクをクリックして「電源等詳細情報画面」に進むことで入力内容を確認できます。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報登録申込画面」に戻ります。

提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。



図 3-21 「完了画面」における提出書類追加方法

#### 3.1.4.3 電源等情報の登録再申込の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査画面」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「電源等情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

### 3.2 電源等情報の変更手続き

本節では電源等情報の登録内容を変更する手続きについて説明します（図 3-22 参照）。

- 3.2.1 電源等情報の登録内容変更の申込
- 3.2.2 電源等情報の変更の審査結果の確認（合格）
- 3.2.3 電源等情報の変更の審査結果の確認（不合格）
- 3.2.4 電源等情報の登録内容変更の再申込

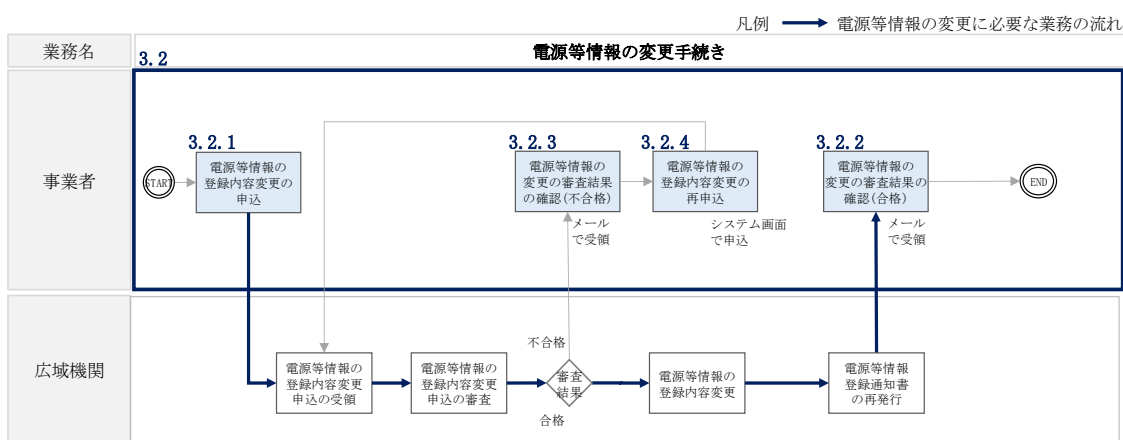


図 3-22 電源等情報の変更手続きの詳細構成

#### 3.2.1 電源等情報の登録内容変更の申込

本項では、電源等情報の登録内容変更の申込について、手順を説明します（図 3-23 参照）。

- 3.2.1.1 電源等情報の登録内容変更の入力
- 3.2.1.2 電源等情報の登録内容変更の仮申込
- 3.2.1.3 電源等情報の登録内容変更の申込完了

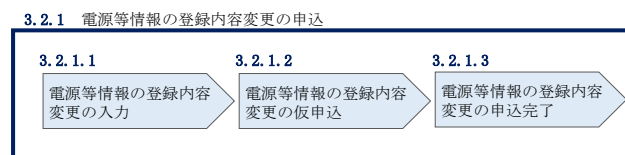


図 3-23 電源等情報の登録内容変更の申込の手順

### 3.2.1.1 電源等情報の登録内容変更の入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、変更を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「基本情報一覧」で基本情報の変更が可能です。登録済の詳細情報を変更する場合、「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、詳細情報を変更します。また、提出書類を追加する場合は、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします。提出書類を削除する場合は、「登録済提出書類一覧」の削除したい書類の「削除」ボックスにチェックをいれてください。

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。



容量市場システム ログイン日時 : 2018/12/28 10:29  
ユーザ名 : 管理者

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区 安定電源

実需給年度	2024
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000001
電源等の名称 *	全角または半角文字で入力してください。 電源等の名称 <input type="text" value="ア"/>
受電地点特定番号 *	半角数字で入力してください。 <input type="text" value="1234567890123456789012"/>
系統コード *	半角英数字で入力してください。 <input type="text" value="SYS01"/>
エリア名 *	エリア名を指定してください。 <input type="text" value="東京"/>
同時最大受電電力[kW] *	半角数字で入力してください。 <input type="text" value="5000"/>
経過措置係数[%]	51.75

図 3-24 「電源情報変更申込画面」「基本情報一覧」  
電源等情報の変更の画面イメージ



### 3.2.1.2 電源等情報の登録内容変更の仮申込

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。詳細情報は詳細情報一覧の「詳細」リンクをクリックして「電源等詳細情報画面」に進むことで入力内容を確認できます。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

提出書類が6ファイル以上ある場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：なお、この段階では仮申込の終了であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。



図 3-26 「完了画面」における提出書類追加方法

### 3.2.1.3 電源等情報の登録内容変更の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、申込完了のメールが送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「電源等情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

### 3.2.2 電源等情報の変更の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等情報の変更申込後、本機関が内容を審査した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-27 参照）。

#### 3.2.2.1 合格通知の受領（電源等情報の変更）

3.2.2 電源等情報の変更の審査結果の確認(合格)

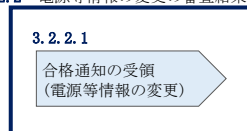


図 3-27 電源等情報の変更の審査結果の確認（合格）

#### 3.2.2.1 合格通知の受領（電源等情報の変更）

『3.1.2.1 合格通知の受領（電源等情報の登録）』を参照してください。

### 3.2.3 電源等情報の変更の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等情報の変更申込後、本機関が審査した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-28 参照）。

#### 3.2.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の変更）

3.2.3 電源等情報の変更の審査結果の確認(不合格)

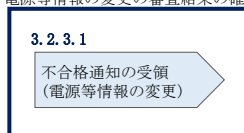


図 3-28 電源等情報の変更の審査結果の確認（不合格）

#### 3.2.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の変更）

『3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の登録）』を参照してください。

### 3.2.4 電源等情報の登録内容変更の再申込

本項では、電源等情報を変更の申込結果が不合格となった場合の登録再申込について、手順を説明します（図 3-29 参照）。

- 3.2.4.1 電源等情報の修正
- 3.2.4.2 電源等情報の変更の再申込の仮申込
- 3.2.4.3 電源等情報の変更の再申込の申込完了

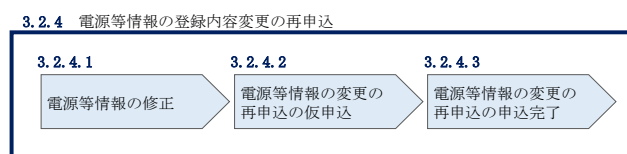


図 3-29 電源等情報の登録内容変更の再申込の手順

#### 3.2.4.1 電源等情報の修正

『3.1.4.1 電源等情報の修正』を参照してください。

#### 3.2.4.2 電源等情報の変更の再申込の仮申込

『3.1.4.2 電源等情報の登録再申込の仮申込』を参照してください。

#### 3.2.4.3 電源等情報の変更の再申込の申込完了

『3.1.4.3 電源等情報の登録再申込の申込完了』を参照してください。

### 3.3 電源等情報の取消手続き

本節では、電源等情報を取り消す手続きについて説明します（図 3-30 参照）。

- 3.3.1 電源等情報の登録内容取消の申込
- 3.3.2 電源等情報の取消の審査結果の確認（合格）
- 3.3.3 電源等情報の取消の審査結果の確認（不合格）

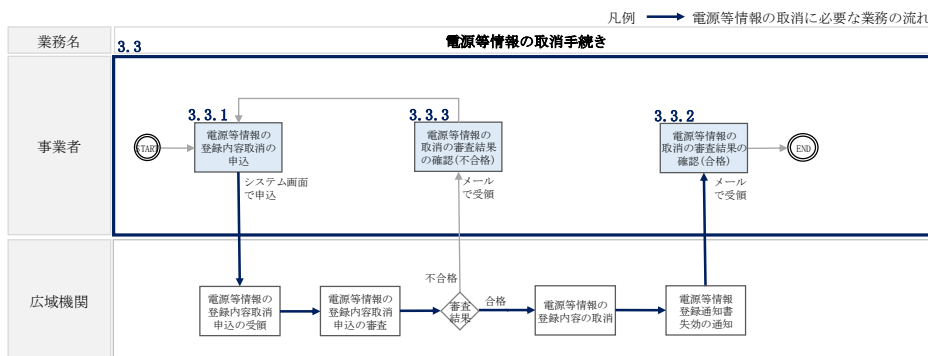


図 3-30 電源等情報の取消手続きの詳細構成

注：既に容量オークションに参加し、容量確保契約書を締結している場合等においては、電源等情報の取消をすることができません。その場合は、容量確保契約の解約手続き等が必要となります。

### 3.3.1 電源等情報の登録内容取消の申込

本項では、電源等情報の登録内容取消の申込について、手順を説明します（図 3-31 参照）。

#### 3.3.1.1 電源等情報の登録内容取消の仮申込

#### 3.3.1.2 電源等情報の登録内容取消の申込完了

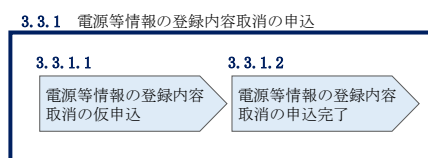


図 3-31 電源等情報の登録内容取消の申込の手順

#### 3.3.1.1 電源等情報の登録内容取消の仮申込

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、取消を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「電源等情報取消申込画面」へ進みます。

登録内容の取消に当たっては「取消理由」欄に取消理由を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします。

「電源等情報取消申込確認画面」にて内容を再度確認し、「実行」ボタンをクリックします。「完了画面」が表示されれば、登録内容取消の仮申込完了です。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録内容取消の申込は完了していませんので注意してください。



### 3.3.1.2 電源等情報の登録内容取消の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理画面」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、取消したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「電源等情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

## 3.3.2 電源等情報の取消の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等情報の取消申込後、本機関が審査した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-32 参照）。

### 3.3.2.1 合格通知の確認（電源等情報の取消）

3.3.2 電源等情報の取消の審査結果の確認(合格)

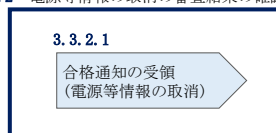


図 3-32 電源等情報の取消の審査結果の確認（合格）

### 3.3.2.1 合格通知の確認（電源等情報の取消）

電源等情報が取消された旨のメールが送付されます。

### 3.3.3 電源等情報の取消の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等情報の取消申込後、本機関が審査した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-33 参照）。

#### 3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の取消）

3.3.3 電源等情報の取消の審査結果の確認（不合格）

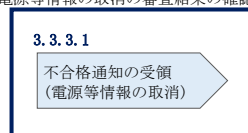


図 3-33 電源等情報の取消の審査結果の確認（不合格）

#### 3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の取消）

『3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等情報の登録）』を参照してください。

## 第4章 期待容量

本章では、期待容量に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

### 4.1 期待容量の登録手続き

### 4.2 期待容量の変更手続き

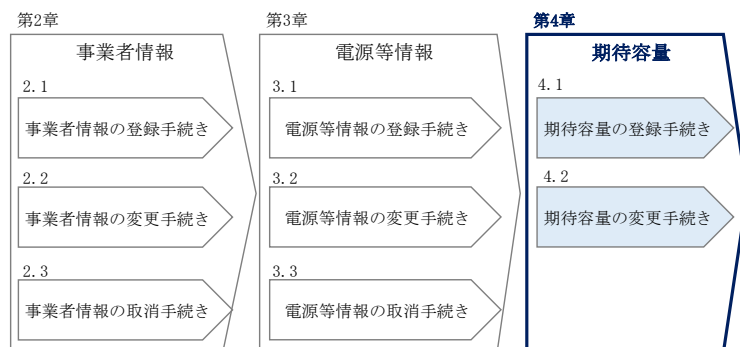


図 4-1 第4章の構成

注1：期待容量は、メインオークションで応札できる容量の最大値となります。メインオークションへの応札を希望する事業者は、毎年メインオークション応札前に期待容量の登録が必要となります。

注2：期待容量の登録受付期間は容量市場メインオークション募集要綱を参照してください。

注3：期待容量は、供計ガイドラインに基づき、本機関が提示する考え方・調整係数に則り算定されます。具体的には本機関が提示する期待容量等算定諸元一覧を用いて、期待容量を算定します。

### 4.1 期待容量の登録手続き

本節では、電源等情報を登録した事業者が行う期待容量を登録する手続きについて説明します（図 4-2 参照）。

#### 4.1.1 期待容量の登録申込

#### 4.1.2 期待容量の登録の審査結果の確認（合格）

#### 4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認（不合格）

#### 4.1.4 期待容量の登録の再申込

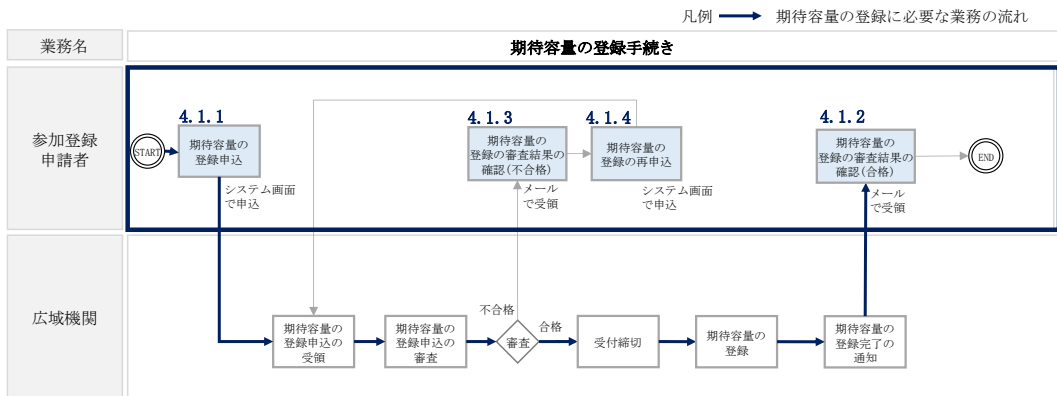


図 4-2 期待容量の登録手続きの詳細構成

#### 4.1.1 期待容量の登録申込

本項では、期待容量の登録申込について、手順を説明します。なお、本項は電源等区分毎に分かれており、以下の順で説明します（図 4-3 参照）。

- 4.1.1-ア 安定電源の期待容量の登録申込
- 4.1.1-イ 変動電源（単独）の期待容量の登録申込
- 4.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込
- 4.1.1-エ 発動指令電源の期待容量の登録申込

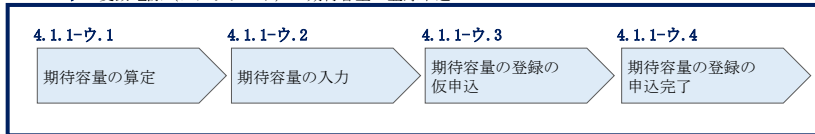
4.1.1-ア 安定電源の期待容量の登録申込



4.1.1-イ 変動電源（単独）の期待容量の登録申込



4.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込



4.1.1-エ 発動指令電源の期待容量の登録申込

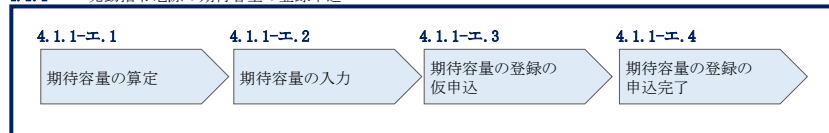


図 4-3 期待容量の登録申込の手順（電源等区分別）

#### 4.1.1-ア 安定電源の期待容量の登録申込

安定電源の期待容量の登録申込について、手順を説明します（図 4-4 参照）。

4.1.1-ア.1 期待容量の算定

4.1.1-ア.2 期待容量の入力

4.1.1-ア.3 期待容量の登録の仮申込

4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了

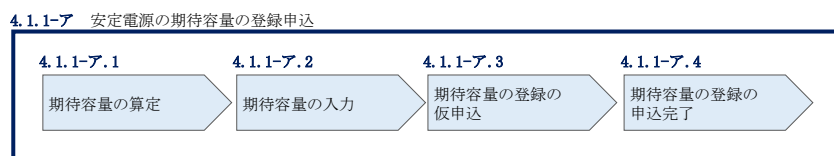


図 4-4 安定電源の期待容量の登録申込の手順

##### 4.1.1-ア.1 期待容量の算定

期待容量等算定諸元一覧<火力、水力（貯水式、混合揚水のみ）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>（様式 15-1）または、期待容量等算定諸元一覧<水力（純揚水のみ）>（様式 15-2）に必要な項目を入力し、期待容量を算定します。

期待容量等算定諸元一覧は 1 計量単位で作成し、入力する情報は実需給年度に想定される情報を記載してください。

期待容量は期待容量等算定諸元一覧に必要な事項を入力することで自動計算されます。算定された期待容量は 1,000kW 以上となっている必要があります。

期待容量等算定諸元一覧は発電方式によって様式が異なりますので、登録する電源の発電方式に従って、適切な様式を選択してください。

- ・発電方式が水力（純揚水）以外の場合

・期待容量等算定諸元一覧<火力、水力（貯水式、混合揚水のみ）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>（様式 15-1）

- ・発電方式が水力（純揚水）の場合

・期待容量等算定諸元一覧<水力（純揚水のみ）>（様式 15-2）

作成した期待容量等算定諸元一覧のファイル名は「エリア\_期待容量\_電源等識別番号.xlsx」としてください。

例) 東京\_期待容量\_0123456789.xlsx  
          └───┬───┘          └───┬───┘  
          エリア                  電源等識別番号

注1：期待容量等算定諸元一覧は容量市場システムよりダウンロードしてください。

注2：複数の号機（ユニット）を1計量単位として登録する場合には、原則として号機（ユニット）毎に期待容量を算出し、それらを合算して1計量単位の期待容量を算定してください。ただし、発電方式の区分が同一の場合、複数の号機（ユニット）を合算して期待容量を算出し、それらを合算して1計量単位の期待容量を算定することも可能です。

注3：石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率ゼロとする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに買取上限の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。（提出期限は別途公表します）

表 4-1 安定電源の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧①（火力、水力（一般（貯水式）、揚水（混合揚水））、原子力、再生可能エネルギー（地熱、バイオマス、廃棄物）の場合）

No.	項目	留意点
①	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」に表示される電源等識別番号を入力
②	容量を提供する電源等の区分	「安定電源」を選択
③	発電方式の区分	電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式を入力
④	エリア名	電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
⑤	設備容量	電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を発電方式毎に合計した値を入力
⑥	各月の供給力の最大値	設備容量から所内電力、大気温の影響による能力減少分等を差し引いた月別の値を1kW単位の整数値で入力（ただし、計画補修等による停止電力は差し引かない） 1計量単位の中にFIT電源と非FIT電源が混在する場合、非FIT分の値を入力 バイオマス混焼（石炭混焼を除く）のFIT電源はバイオマス比率相当の供給力を差し引いた値を入力
⑦	期待容量	—（自動計算）
⑧	提供する各月の供給力	—（入力不要）
⑨	応札容量	



表 4-2 安定電源の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧②（水力（揚水（純揚水））の場合）

No.	項目	留意点
①	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」に表示される電源等識別番号を入力
②	容量を提供する電源等の区分	「安定電源」を選択
③	発電方式の区分	「揚水（純揚水）」を選択
④	エリア名	電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
⑤	設備容量	電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を1計量単位で合計した値を入力
⑥	各月の送電可能電力	設備容量から自家消費分等を含む所内電力を差し引いた月別の値を1kW単位の整数値で入力（ただし、計画補修等による停止電力は差し引かない）
⑦	各月の運転継続時間（期待容量算出用）	上池が満水の状態から最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間の月別の値を整数値で入力
⑧	各月の上池容量（期待容量算出用）	—（自動計算）
⑨	各月の調整係数（期待容量算出用）	
⑩	期待容量	
⑪	各月の管理容量	—（入力不要）
⑫	各月の運転継続時間（応札容量算出用）	
⑬	各月の上池容量（応札容量算出用）	
⑭	調整係数（応札容量算出用）	
⑮	応札容量	

#### 4.1.1-ア.2 期待容量の入力

期待容量等算定諸元一覧をもとに容量市場システムに期待容量を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックし、「期待容量情報登録申込画面」へ進みます。

期待容量の登録は、「期待容量情報登録申込画面」にて行います。登録項目の入力<sup>17</sup>および提出書類のアップロードを行います。

登録項目の入力および期待容量等算定諸元一覧のアップロードが完了したら、確認ボタンをクリックして「期待容量情報登録申込確認画面」に進みます。

<sup>17</sup> 一括登録機能を利用して登録する方法もあります。詳しくは容量市場システムマニュアルを参照してください。

容量市場システム ログイン日時： 2019/08/28 10:28  
ユーザ名： 管理者 ログアウト

期待容量情報登録申込画面

---

元申込ID

① 事業者コード \* 半角英数字で入力してください。

② 電源等識別番号 \* 半角英数字で入力してください。

③ 実需給年度 \* 半角数字で入力してください。

④ 期待容量[kW] \* 半角数字で入力してください。

---

提出書類一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください。

添付ファイル (追加)

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

一時保存 確認

期待容量等算定諸元一覧を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

図 4-5 「期待容量情報登録申込画面」 期待容量の登録の画面イメージ

表 4-3 「期待容量情報登録申込画面」 の入力項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます）
②	電源等識別番号	—
③	実需給年度	—
④	期待容量	期待容量等算定諸元一覧で算定した期待容量を入力

#### 4.1.1-ア.3 期待容量の登録の仮申込

「期待容量登録申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量登録申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

#### 4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

#### 4.1.1-イ 変動電源（単独）の期待容量の登録申込

変動電源（単独）の期待容量の登録申込について、手順を説明します。（図 4-6 参照）

4.1.1-イ.1 期待容量の算定

4.1.1-イ.2 期待容量の入力

4.1.1-イ.3 期待容量の登録の仮申込

4.1.1-イ.4 期待容量の登録の申込完了

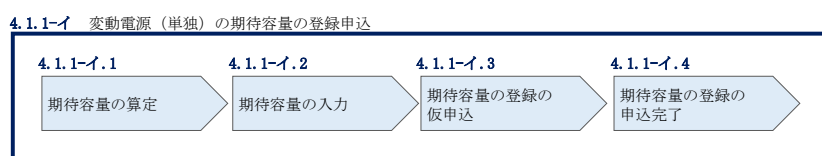


図 4-6 変動電源（単独）の期待容量の登録申込の手順

##### 4.1.1-イ.1 期待容量の算定

期待容量等算定諸元一覧<水力（自流式のみ）、新エネ（太陽光、風力のみ）>（様式 15-3）に必要な項目を入力し、期待容量を算定します。

期待容量等算定諸元一覧は 1 計量登録単位で作成し、入力する情報は実需給年度に想定される情報を記載してください。

期待容量は期待容量等算定諸元一覧に必要な事項を入力することで自動計算されます。算定された期待容量は 1,000kW 以上となっている必要があります。

注 1：期待容量等算定諸元一覧は容量市場システムよりダウンロードしてください。

注 2：複数の号機（ユニット）を 1 計量単位として登録する場合には、原則として号機（ユニット）毎に期待容量を算出し、それらを合算して 1 計量単位の期待容量を算定してください。ただし、発電方式の区分が同一の場合、複数の号機（ユニット）を合算して期待容量を算出し、それらを合算して 1 計量単位の期待容量を算定することも可能です。

表 4-4 変動電源（単独）の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧（水力（一般（自  
流式））、再生可能エネルギー（風力、太陽光）の場合）

No.	項目	留意点
①	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」に表示される電源等識別番号を入力
②	容量を提供する電源等の区分	「変動電源（単独）」を選択
③	発電方式の区分	電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式を入力
④	エリア名	電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
⑤	設備容量	電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を発電方式毎に合計した値を入力
⑬	送電可能電力	設備容量から自家消費分等を含む所内電力を差し引いた値を 1kW 単位の整数値で入力（ただし、計画補修等による停止電力は差し引かない） 1 計量単位の中に FIT 電源と非 FIT 電源が混在する場合、非 FIT 分の値を入力
⑦	調整係数	—（自動計算）
⑧	各月の供給力の最大値	
⑨	期待容量	
⑩	提供する各月の供給力	—（入力不要）
⑪	応札容量	

#### 4.1.1-イ.2 期待容量の入力

『4.1.1-ア.2 期待容量の入力』を参照してください。

#### 4.1.1-イ.3 期待容量の登録の仮申込

『4.1.1-ア.3 期待容量の登録の仮申込』を参照してください。

#### 4.1.1-イ.4 期待容量の登録の申込完了

『4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了』を参照してください。

#### 4.1.1-ウ 変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込

変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込について、手順を説明します（図4-7 参照）。

4.1.1-ウ.1 期待容量の算定

4.1.1-ウ.2 期待容量の入力

4.1.1-ウ.3 期待容量の登録の仮申込

4.1.1-ウ.4 期待容量の登録の申込完了

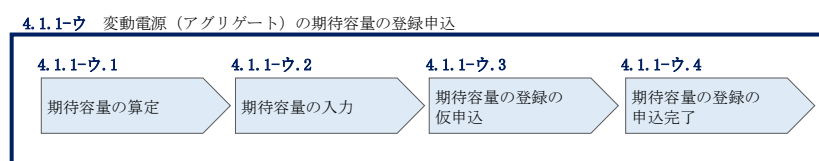


図 4-7 変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込の手順

##### 4.1.1-ウ.1 期待容量の算定

期待容量等算定諸元一覧<水力（自流式のみ）、新エネ（太陽光、風力のみ）>

（様式 15-3）に必要な項目を入力し、変動電源（アグリゲート）の期待容量を算定します。

期待容量等算定諸元一覧は、小規模変動電源リスト単位で作成し、登録にあたっては実需給年度に想定される情報を記載してください。

期待容量は期待容量等算定諸元一覧に必要な事項を入力することで自動計算されます。算定された期待容量は小規模変動電源リスト単位で 1,000kW 以上となっている必要があります。

なお、期待容量等算定諸元一覧とリスト（EXCEL ファイル）は提出書類として『4.1.1-ウ.2 期待容量の入力』にてアップロードします。

注 1：期待容量等算定諸元一覧は容量市場システムよりダウンロードしてください。

注 2：期待容量等算定諸元一覧ではアグリゲートされる小規模変動電源を発電方式毎にまとめて期待容量を算出します。発電方式毎の値を合算した数値を変動電源（アグリゲート）の期待容量とします。



表 4-5 変動電源（アグリゲート）の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧（水力（一般（自流式））、再生可能エネルギー（風力、太陽光）の場合）

No.	項目	入力内容
①	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」に表示される電源等識別番号を入力
②	容量を提供する電源等の区分	「変動電源（アグリゲート）」を選択
③	発電方式の区分	電源等情報（詳細情報）で登録した発電方式を入力
④	エリア名	電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
⑤	設備容量	電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を発電方式毎に合計した値を入力
⑥	送電可能電力	設備容量から自家消費分等を含む所内電力を差し引いた値を 1kW 単位の整数値で入力（ただし、計画補修等による停止電力は差し引かない） 電源等リストに含まれる電源で 1 計量単位の中に FIT 電源と非 FIT 電源が混在する場合、非 FIT 分の値を入力
⑦	調整係数	—（自動計算）
⑧	各月の供給力の最大値	
⑨	期待容量	
⑩	提供する各月の供給力	—（入力不要）
⑪	応札容量	

#### 4.1.1-ウ.2 期待容量の入力

『4.1.1-ア.2 期待容量の入力』を参照してください。

#### 4.1.1-ウ.3 期待容量の登録の仮申込

『4.1.1-ア.3 期待容量の登録の仮申込』を参照してください。

#### 4.1.1-ウ.4 期待容量の登録の申込完了

『4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了』を参照してください。

#### 4.1.1-エ 発動指令電源の期待容量の登録申込

発動指令電源の期待容量の登録申込について、手順を説明します。(図 4-8 参照)。

- 4.1.1-エ.1 期待容量の算定
- 4.1.1-エ.2 期待容量の入力
- 4.1.1-エ.3 期待容量の登録の仮申込
- 4.1.1-エ.4 期待容量の登録の申込完了

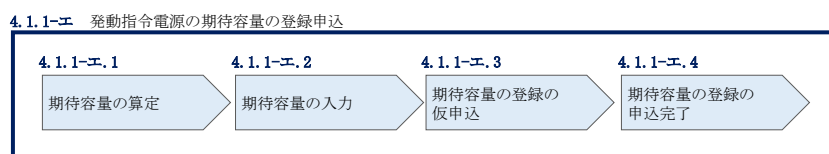


図 4-8 発動指令電源の期待容量の登録申込の手順

##### 4.1.1-エ.1 期待容量の算定

期待容量は電源等情報の登録単位で算定してください。

1kW 刻みで算定し、最低値である 1,000kW 以上の値となっている必要があります。

実需給の 4 年前に開催されるメインオークション時における期待容量は実績および将来的な計画（発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書）（様式 13<sup>18</sup>）を踏まえて算定してください。

その後、実需給年度の 2 年前に実施する実効性テスト（夏季（7 月～9 月）または冬季（12 月～2 月））の結果に基づき最終的な期待容量が確定されます。

注：発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書には「参加登録時に確保しているエリア毎の期待容量：顧客情報（会社名、業種等）」と「具体的かつ積み上げ型の分析にもとづく期待容量：対象セグメント（工場、オフィス等）や抑制方法、顧客獲得戦略」に分けて期待容量を記載します。

<sup>18</sup> 記載例を載せておりますので参照してください。

#### 4.1.1-エ.2 期待容量の入力

発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書をもとに容量市場システムに期待容量を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で「新規登録」ボタンをクリックし、「期待容量情報登録申込画面」へ進みます。

期待容量の登録は、「期待容量情報登録申込画面」にて行います。登録項目の入力および発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書のアップロードを行います。

提出書類のアップロードが完了したら、確認ボタンをクリックして「期待容量情報登録申込確認画面」に進みます。

#### 4.1.1-エ.3 期待容量の登録の仮申込

『4.1.1-ア.3 期待容量の登録の仮申込』を参照してください。

#### 4.1.1-エ.4 期待容量の登録の申込完了

『4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了』を参照してください。

## 4.1.2 期待容量の登録の審査結果の確認（合格）

本項では、期待容量の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 4-9 参照）。

### 4.1.2.1 合格通知の受領（期待容量の登録）

4.1.2 期待容量の登録の審査結果の確認(合格)

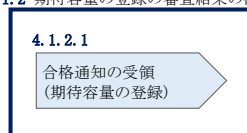


図 4-9 期待容量の登録の審査結果の確認（合格）

### 4.1.2.1 合格通知の受領（期待容量の登録）

期待容量の登録が完了した旨を記載したメールが送付されます。

## 4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認（不合格）

本項では、期待容量の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がある場合の審査結果の確認について説明します（図 4-10 参照）。

### 4.1.3.1 不合格通知の受領（期待容量の登録）

4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認(不合格)

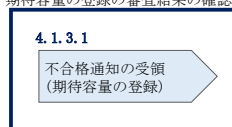


図 4-10 期待容量の登録の審査結果の確認（不合格）

### 4.1.3.1 不合格通知の受領（期待容量の登録）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待容量情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

#### 4.1.4 期待容量の登録の再申込

本項では、期待容量の登録の申込結果が不合格の場合の期待容量の再申込について、手順を説明します（図 4-11 参照）。

##### 4.1.4.1 期待容量の修正

##### 4.1.4.2 期待容量の登録の再申込の仮申込

##### 4.1.4.3 期待容量の登録の再申込の申込完了

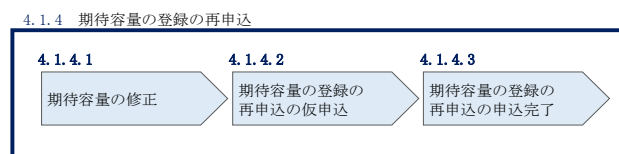


図 4-11 期待容量の登録の再申込の手順

##### 4.1.4.1 期待容量の修正

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量情報審査管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「詳細」リンクをクリックし「期待容量審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認して不備があった箇所を確認します。その後、「再申込」ボタンをクリックし「期待容量情報登録申込画面」に進みます。

「期待容量情報登録申込画面」で期待容量の登録内容の修正および提出書類を追加します。

期待容量等算定諸元一覧を再提出する場合はアップロード済みのファイルと区別がつくよう、ファイル名を「エリア\_期待容量\_電源等識別番号\_R改訂回数.xlsx」として、末尾に改訂回数を記載してください。

例 2回目の提出となる場合) 東京\_期待容量\_0123456789\_R1.xlsx  
  └──┬──┘  └──┘  
  エリア  電源等 改訂回数  
  識別番号

登録内容の修正および提出書類の追加が完了したら、確認ボタンをクリックして「期待容量情報登録申込確認画面」へ進みます。

#### 4.1.4.2 期待容量の登録の再申込の仮申込

「期待容量登録申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量登録申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

#### 4.1.4.3 期待容量の登録の再申込の申込完了

仮申込の状態から申込完了にするには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が審査申込状況一覧に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

## 4.2 期待容量の変更手続き

本節では、容量市場システムに登録した期待容量を変更する手続きについて説明します（図 4-12 参照）。

- 4.2.1 期待容量の登録内容変更の申込
- 4.2.2 期待容量の変更の審査結果の確認（合格）
- 4.2.3 期待容量の変更の審査結果の確認（不合格）
- 4.2.4 期待容量の変更の再申込

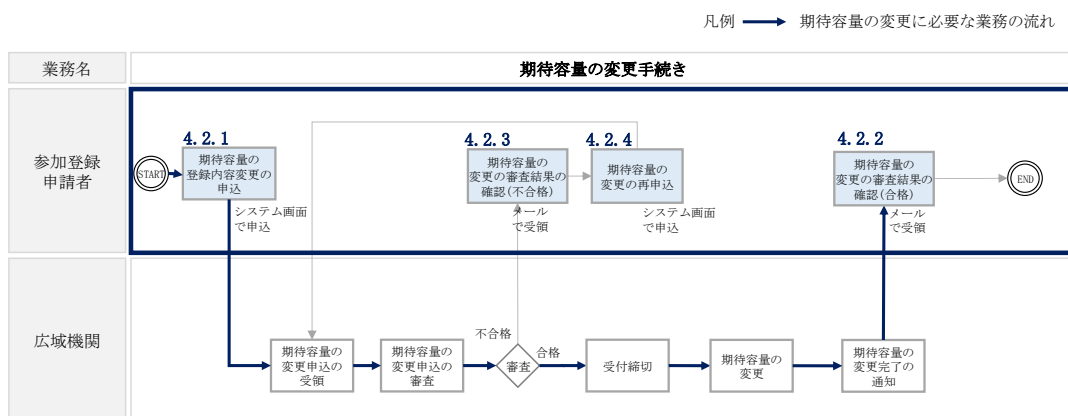


図 4-12 期待容量の変更手続きの詳細構成

注 1：期待容量の登録期間に期待容量を確定できない新設電源、発電用の自家用電気工作物（余剰）および設備更新に伴う増出力については、メインオークションの約定結果公表から追加オークションの開催までの期間に、期待容量の増加を一度限り認めます。

注 2：部分退出した場合、期待容量の増加は認められません。







#### 4.2.1.2 期待容量の登録内容変更の仮申込

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：なお、この段階では仮申込の状態であり、変更の申込は完了していませんので注意してください。

#### 4.2.1.3 期待容量の登録内容変更の申込完了

『4.1.1-ア.4 期待容量の登録の申込完了』を参照。

### 4.2.2 期待容量の変更の審査結果の確認（合格）

本項では、期待容量の変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 4-15 参照）。

#### 4.2.2.1 合格通知の受領（期待容量の変更）

4.2.2 期待容量の変更の審査結果の確認(合格)

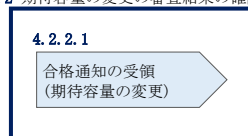


図 4-15 期待容量の変更の審査結果の確認（合格）

#### 4.2.2.1 合格通知の受領（期待容量の変更）

期待容量の変更が完了した旨を記載したメールが送付されます。

### 4.2.3 期待容量の変更の審査結果の確認（不合格）

本項では、期待容量の変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がある場合の審査結果の確認について説明します（図 4-16 参照）。

#### 4.2.3.1 不合格通知の受領（期待容量の変更）

4.2.3 期待容量の変更の審査結果の確認(不合格)

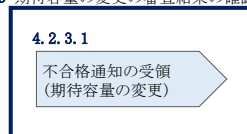


図 4-16 期待容量の変更の審査結果の確認（不合格）

#### 4.2.3.1 不合格通知の受領（期待容量の変更）

『4.1.3.1 不合格通知の受領（期待容量の登録）』を参照。

#### 4.2.4 期待容量の変更の再申込

本項では、期待容量の変更の申込結果が不合格の場合の期待容量を再申込について、手順を説明します（図 4-17 参照）。

##### 4.2.4.1 期待容量の修正

##### 4.2.4.2 期待容量の変更の再申込の仮申込

##### 4.2.4.3 期待容量の変更の再申込の申込完了

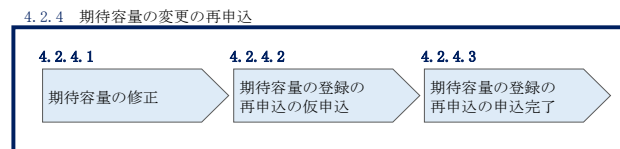


図 4-17 期待容量の変更の再申込の手順

##### 4.2.4.1 期待容量の修正

『4.1.4.1 期待容量の修正』を参照してください。

##### 4.2.4.2 期待容量の変更の再申込の仮申込

『4.1.4.2 期待容量の登録の再申込の仮申込』を参照してください。

##### 4.2.4.3 期待容量の変更の再申込の申込完了

『4.1.4.3 期待容量の登録の再申込の申込完了』を参照してください。

## Appendix.1 登録可能な電源等の一覧

### 電源等の参加登録区分

電源/DR	期待容量	電源種別	発電方式別 <sup>※1</sup>	供計ガイドラインに基づく電源	供計ガイドラインに基づかない電源	
電源	1,000kW以上	水力	一般（貯水式）	安定電源		発動指令電源
			一般（自流水式）	安定電源	変動電源（単独） <sup>※2</sup>	
			揚水（純揚水） 揚水（混合揚水）	安定電源		
		火力	石炭・LNG（GTCC）・LNG（その他） 石油・LPG・その他ガス・瀝青質混合物	安定電源		
			原子力	定格電気出力・定格熱出力		
		再生可能エネルギー	風力・太陽光（全量）・太陽光（余剰）	変動電源（単独）		
			地熱・廃棄物 バイオマス（専焼）・バイオマス（混焼）	安定電源		
	1,000kW未満	水力	一般（貯水式）	発動指令電源		
			一般（自流水式）	変動電源（アグリゲート）	発動指令電源 <sup>※3</sup>	
			揚水（純揚水） 揚水（混合揚水）	発動指令電源		
		火力	石炭・LNG（GTCC）・LNG（その他） 石油・LPG・その他ガス・瀝青質混合物	発動指令電源		
			原子力	定格電気出力・定格熱出力		
		再生可能エネルギー	風力・太陽光（全量）・太陽光（余剰）	変動電源（アグリゲート）		
			地熱・廃棄物 バイオマス（専焼）・バイオマス（混焼）	発動指令電源		
DR	1,000kW以上	—	—	発動指令電源		

※1：蓄電池は発動指令電源として参加可能です。

※2：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（単独）となります。ただし、安定電源として参加する場合、容量市場システムに登録する発電方式の区分としては「一般（貯水式）」を選択してください。

※3：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。ただし、発動指令電源として参加する場合、容量市場システムに登録する発電方式の区分としては「一般（貯水式）」を選択してください。

## Appendix.2 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類の記載事項

### 1. 容量オークションにおける取次について

容量オークションにおいて、他社の電源を用いて応札する行為を取次とします。この場合、容量確保契約は応札を行った事業者（取次事業者）と本機関の間で契約することとなり、リクワイアメント、ペナルティ等は当該事業者に科せられます。また、当該事業者に容量確保契約金額を交付します。

### 2. 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類

具体的には、以下の点が確認できる書類を提示願います。

- ・ 電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること
- ・ 取次を行う電源が特定できること
- ・ 容量オークションの対象実需給年度

### 3. 取次における注意事項

取次を行う際には、以下の点に注意してください。

- ・ アセスメント情報の提供

電源等の所有者は、容量市場用発電計画、容量停止計画、発電実績およびその他提出書類等について、取次事業者を通じて本機関に提出することとしてください。

- ・ 精算

取次事業者と電源等の所有者の間で、精算の取り決めを行ってください

## Appendix. 3 様式一覧

---

様式 1	電源等情報登録通知書
様式 2	メインオークション参加資格通知書
様式 3	容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
様式 4	発電事業届出書
様式 5	電気工作物変更届出書
様式 6	自家用電気工作物使用開始届出書
様式 7	特定自家用電気工作物接続届出書
様式 8	接続検討回答書
様式 9	工事計画届出書
様式 10	使用前検査合格証
様式 11	使用前安全管理審査申請書
様式 12	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
様式 13	発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書
様式 14	発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表
様式 15	期待容量等算定諸元一覧

発行日：XXXX年XX月XX日  
 通知書番号：XXXXXXXXXX-XXX

電源等情報登録通知書

〇〇株式会社  
 〇〇〇〇〇〇 殿

電力広域的運営推進機関

XXXX年XX月XX日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称			
受電地点特定番号			
系統コード			
エリア名		同時最大受電電力[kW]	
経過措置対象			



発行日：XXXX 年 XX 月 XX 日  
 通知書番号：XXXXXXXXXX-XXX

詳細情報			
号機単位の名称			
号機単位の所有者			
系統コード			
電源種別の区分		発電方式の区分	
設備容量[kW]		運開年月	
調整機能の有無			
発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無			
FIT 認定 ID		特定契約の終了年月	
発電 BG コード			
需要 BG コード・ 計画提出者コード			
相対契約上の計画 変更締切時間			
電源の起動時間	パターン名	起動～並列	並列～フル出力

以上

発行日：XXXX年XX月XX日  
 通知書番号：XXXXXXXXXX-XXX

電源等情報登録通知書

〇〇株式会社  
 〇〇〇〇〇〇 殿

電力広域的運用推進機関

XXXX年XX月XX日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	変動電源（単独）		
電源等の名称			
受電地点特定番号			
系統コード			
エリア名		同時最大受電電力[kW]	
経過措置対象			

詳細情報			
号機単位の名称			
号機単位の所有者			
系統コード			
電源種別の区分		発電方式の区分	
設備容量[kW]		運用年月	
FIT 認定 ID		特定契約の終了年月	
発電 BG コード			

以上

様式 1

電源等情報登録通知書

発行日：XXXX 年 XX 月 XX 日

通知書番号：XXXXXXXXXX-XXX

電源等情報登録通知書

〇〇株式会社  
〇〇〇〇〇〇 殿

電力広域的運用推進機関

XXXX 年 XX 月 XX 日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第 32 条の 9 に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	変動電源（アグリゲート）		
電源等の名称			
系統コード			
エリア名		経過措置対象	対象外

詳細情報			
号機単位の名称			
設備容量[kW]		運開年月	
FIT 認定 ID		特定契約の終了年月	

以上

発行日：XXXX 年 XX 月 XX 日  
 通知書番号：XXXXXXXXXX-XXX

電源等情報登録通知書

〇〇株式会社  
 〇〇〇〇〇〇 殿

電力広域的運営推進機関

XXXX 年 XX 月 XX 日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第 32 条の 9 に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（アグリゲート）		
電源等の名称			
系統コード			
エリア名			
調整発動指令時の連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
	住所		
	所属部署		
オンライン指令		経過措置対象	対象外

詳細情報			
号機単位の名称			
設備容量 (kW)		運開年月	
FIT 認定 ID		特定契約の終了年月	

以上

様式2                   メインオークション参加資格通知書

発行日：XXXX年XX月XX日  
証明書番号：YYYY-YYYYXXXXXX-XXX

メインオークション参加資格通知書

〇〇株式会社 殿

電力広域的運営推進機関

下記の電源等がメインオークションへの参加が可能であることを通知いたします。

記

登録項目	登録内容
実需給年度	
容量を提供する電源等の区分	
電源等の名称	
電源等の名称（符号化名称）	
期待容量	
応札上限容量	
経過措置係数	
参入ペナルティの有無	

以上

様式 1

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地  
 名称又は商号  
 代表者



当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

## 記

## (誓約事項)

1. 容量オークション募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫の行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

様式 4

発電事業届出書

様式第 31 の 17 (第 45 条の 19 関係)

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 (都道府県 市区町村を 記載すること。)	原動力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
電用の電気工作物										
専ら自己の消費の用に供する発電						/	/	/		
						/	/	/		
						/	/	/		
						/	/	/		
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。  
 2 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので、電気事業法第9条第1項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
発 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	原 動 力 の 種 類			
	周 波 数			
	出 力			
変 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	周 波 数			
	出 力			
送 電 用 の 電 気 工 作 物	設置の場所（都道府県都市 区町村を記載すること。）			
	電 気 方 式			
	設 置 の 方 法			
	回 線 数			
	周 波 数			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 圧			
	電 気 方 式			
	周 波 数			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 圧			
	電 気 方 式			

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 当該項目のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。



様式第60

自家用電気工作物使用開始届出書

(別紙7)

番 号  
令和 年 月 日

殿

(〒 - )

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(法人番号: )

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する 事業場の名称及び所在地	事業場の名称 事業場の所在地(〒 - )
電 気 工 作 物 の 概 要	最大電力 kW 受電電圧 kV  非常用予備発電装置 電圧 V、出力 kW  供給変電所 } 変電所 から譲り受け(借り受け)
使 用 開 始 年 月 日	令和 年 月 日

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2. 代表者の押印は、省略可能。

様式 7

特定自家用電気工作物接続届出書

様式第 31 の 25 (第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第 28 条の 3 第 1 項の規定により届け出ます。

発電所の名称	設置の場所(都道府県市区町村を記載すること。)	原動力の種類	周波数	出力	用途(常用・非常用の別)	逆潮流防止装置の有無	備考
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

接続検討回答書

(高圧版)

別添

様式 AP8-20181001

回答日

年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所 (住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要 (工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性和設備規模：

様式 9

工事計画届出書

(事業場番号 )

## 工事計画届出書

年 月 日

殿

〒  
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

## 使用前検査合格証

原規規発第〇〇〇〇号

〇〇電力株式会社  
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

平成〇〇年〇月〇日付け発本原第〇〇号（平成〇〇年〇月〇〇日付け発本原第〇〇号、平成〇〇年〇月〇日付け原発本第〇号、平成〇〇年〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号及び平成〇〇年〇月〇〇日付け原発本第〇〇号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づき、合格とします。

平成〇〇年〇月〇〇日

原子力規制委員会

様式第 52 の 2 (第 73 条の 7 関係)

(事業場番号 )

### 使用前安全管理審査申請書

年 月 日

殿

〒

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 51 条第 3 項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所	
直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査を行った電気工作物の概要	
審査を受けようとする工事の工程	
審査希望年月日	
使用開始(予定)年月日	

- 備考 1. 直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査の概要の欄には、法第 48 条第 1 項の規程による届出年月日を附記すること。  
 2. 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。  
 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

**通知書様式 A (表面)**

経 済 産 業 省

① 番 号  
平成 28 年 6 月 1 日

経済産業株式会社  
代表取締役社長 経済 太郎 殿

経済産業大臣 名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

②

平成 28 年 5 月 30 日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）**第 6 条第 2 項の規定**に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定いたしましたので、通知します。

記

1. 発電事業者情報

発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

2. 設備情報

発電設備区分	A：太陽光発電設備（10kW以上）
設備ID	A×××××××15
設備名称	資源太陽光発電所1号
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1（ほか30室）
発電出力	1,000kW
太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社
太陽電池の種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
太陽電池の変換効率	15.8%（□真性変換効率 ■実効変換効率）
太陽電池の型式番号	MET1100

⑥ ③ 上記の太陽電池型式番号の欄、3つの型式番号を認定

**通知書様式 A (裏面)**

3. 条件

平成 28 年 6 月 1 日の翌日から起算して 270 日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙 1 の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必需）。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りないと認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降経来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は 30 日間とします。

なお、期限が 270 日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180 日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して 360 日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が 270 日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して 450 日後の日まで延長します。

この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙 2 の電力会社による証明書を、別紙 1 の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局に提出すること（必需）。

※ この日付、行政機関の日付に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日の場合には、翌日行となります。

4. 備考

⑦ 本認定に係る申請の到達日は平成 28 年 4 月 1 日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊷ ㊸ ㊹ ㊺

㊸ ㊹ ㊺

㊹ ㊺

㊺

通知書様式 B (表面)

平成 28 年 6 月 1 日

経済産業株式会社  
経済 太郎 殿

①  
一般社団法人 太陽光発電協会  
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

平成 28 年 4 月 1 日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。

② 記

1. 認定手続きに係る事項

③ 担当経済産業局	関東経済産業局
認定日	平成 28 年 6 月 1 日
④ 手続番号	関東第 100 号

2. 発電事業者情報

④ 発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

3. 設備情報

⑤ 発電設備区分	S：太陽光発電設備のみ
設備 I D	S×××××××C15
設備名称	資源太陽光発電所 1 号
⑤ 設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関××
配線方法	余剰配線
設備 発電出力	8、0 k W
仕様 太陽電池製造事業者名	M E T I ソーラー株式会社
⑥ 太陽電池の種類	A 1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

通知書様式 B (裏面)

太陽電池の変換効率	15.8%	( <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input checked="" type="checkbox"/> 実効変換効率)
太陽電池の型式番号	M E T I 1 0 0	

⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定

4. 備考

⑧ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成 28 年 4 月 1 日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。

⑨ (2) 法第 6 条第 1 項の経済産業大臣の認定、又は、平成 24 年経済産業省告示第 139 号に規定する法第 6 条第 4 項に規定する経済産業大臣の変更の認定への該当の有無： 有  無

(3) 運転開始後 1 か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。

(4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無： 有  無



様式 13 発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書

(様式〇)  
発動指令電源提供者のビジネスプラン申請書

実需給年度	2024年度
提出日	2020年5月17日

事業者名	〇〇株式会社
担当者名	〇〇〇〇
電話番号	00-0000-0000
電子メールアドレス	aaaaaa@aaa.aa.aa

確保している期待容量(電源)	200kW
確保している期待容量(需要家)	200kW
分析に基づく期待容量(電源)	300kW
分析に基づく期待容量(需要家)	300kW
期待容量の合計(kW)	1,000kW

電源の制御方法 ※1 (蓄電池が設置されている場合はその旨を記載してください)	太陽光発電設備に併設した蓄電設備(仕様は別添資料参照)を当社開発のコントロールシステム「〇〇〇〇」を用いて制御を行い、発動指令電源に求められるリクワイアメントを達成する。
電源獲得の実績と予定 ※2	業務提携先であるPVパネル販売業者の協力のもと、2019年9月より一般家庭への営業を実施しており、2020年2月末時点で100件程度(約200kW)を獲得済。今後、2020年度末までに100件程度(約600kW)の追加契約の締結を予定している。
需要家の抑制制御方法 ※1	一般家庭(戸建)のインセンティブ型DRであり、当社開発のコントロールシステム「〇〇〇〇」をインターフェースとして、需要家への抑制依頼を行う。詳細は別紙参照。
需要家獲得の実績と予定 ※3	業務提携先である住宅販売業者の協力のもと、2019年10月より一般家庭への営業を実施しており、2020年2月末時点で100件程度(約300kW)を獲得済。今後、2020年度末までに100件程度(約300kW)の追加契約の締結を予定している。

※1…発動指令に応じるための制御方法について具体的に記載してください。必要に応じ補足資料を添付しても構いません。

※2…獲得する電源の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について、具体的に記載してください。

※3…獲得する需要家の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について具体的に記載してください。

様式 14

発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

契約事業者:

No.	受電地点明細表 (高圧以上)						不調送電 予一と六入 契約電力	予備送電予一と六入 契約電力	受電電圧	受電方式	周波数	受電電圧	計量電圧	発電機名称	発電機ID-No.	P I T 対象	契約運用開始日	基準地番号	その他特記事項
	受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力													

受電地点明細表 (高圧以上)

受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2024 年度）

<対象；水力（純揚水のみ）>

<会社名：〇〇株式会社>

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
各月の運転継続時間（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
各月の上池容量（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(自動計算)												kWh
各月の調整係数（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(自動計算)												%
期待容量	(自動計算)												kW
各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
各月の運転継続時間（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
各月の上池容量（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(自動計算)												kWh
調整係数（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(自動計算)												%
応札容量	(自動計算)												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2020/5/7～5/21）に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報（基本情報）に登録した区分を記載して下さい。
  - 発電方式の区分については、電源等情報（詳細情報）に登録した主たる区分を記載して下さい。
  - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
  - 各月の送電可能電力については、設備容量から各月の所内電力を差し引いた値を記載して下さい。
  - 各月の運転継続時間（期待容量算出用）については、各月の上池容量（期待容量算出用）の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間を記載して下さい。
  - 各月の上池容量（期待容量算出用）については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数（期待容量算出用）については、自動計算されます。
  - 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、2020/7/9 までに容量市場システムに登録して下さい。
  - 各月の管理容量については、ダム運用のリスクを踏まえ、同月の各月の送電可能電力を上限に任意に記載して下さい。※この値がアセスメント対象容量になります。
  - 各月の運転継続時間（応札容量算出用）については、ダム運用のリスクを踏まえ、任意に記載して下さい。ただし、各月の上池容量（応札容量算出用）が、同月の各月の上池容量（期待容量算出用）以下になるようにして下さい。
  - 各月の上池容量（応札容量算出用）については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数（応札容量算出用）については、自動計算されます。
  - 応札容量については、自動計算されます。※この値が容量市場システムに応札した応札容量と同値となります。

様式 15-2 期待容量等算定諸元一覧<火力、水力（貯水式、混合揚水のみ）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2024 年度）

<対象；火力、水力（貯水式、混合揚水のみ）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

<会社名：〇〇株式会社>

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
期待容量	(自動計算)												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
応札容量	(自動計算)												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2020/5/7～5/21）に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報（基本情報）に登録した区分を記載して下さい。
  - 発電方式の区分については、電源等情報（詳細情報）に登録した主たる区分を記載して下さい。
  - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
  - 各月の供給力の最大値については、設備容量から所内電力、大気温の影響による能力減少分を差し引いた値を記載して下さい。
  - 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、2020/7/9 までに容量市場システムに登録して下さい。
  - 提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、事業者が任意に記載して下さい。※この値がアセスメント対象容量になります。
  - 応札容量については、自動計算されます。※この値が容量市場システムに応札した応札容量と同値となります。

様式 15-3 期待容量等算定諸元一覧<水力（自流水のみ）、新エネ（太陽光、風力のみ）>

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2024 年度）

<対象；水力（自流水のみ）、新エネ（太陽光、風力のみ）>

<会社名：〇〇株式会社>

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
送電可能電力													kW
調整係数	(自動計算)												%
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)						kW
期待容量	(自動計算)												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)						kW
応札容量													kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2020/5/7～5/21）に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報（基本情報）に登録した区分を記載して下さい。
  - 発電方式の区分については、電源等情報（詳細情報）に登録した主たる区分を記載して下さい。
  - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
  - 送電可能電力については、設備容量から所内電力を差し引いた値を記載して下さい。
  - 調整係数については、自動計算されます。
  - 各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考データになります。
  - 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、2020/7/9 までに容量市場システムに登録して下さい。
  - 応札容量については、期待容量を上限に事業者が任意に記載して下さい。※この値が容量市場システムに応札した応札容量と同値となります。
  - 提供する各月の供給力については、自動計算されます。※この値がアセスメント対象容量になります。

## Appendix. 4 図表一覧

図 1-1 本業務マニュアルが対象とする参加登録の位置づけ	4
図 1-2 参加登録手続き	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	6
図 2-1 第 2 章の構成	9
図 2-2 事業者情報の登録手続きの詳細構成	9
図 2-3 事業者情報の登録申込の手順	10
図 2-4 「事業者情報登録申込画面」 事業者情報の登録の画面イメージ	11
図 2-5 事業者情報の登録の審査結果の確認（合格）	13
図 2-6 事業者情報の登録の審査結果の確認（不合格）	14
図 2-7 事業者情報の変更手続きの詳細構成	15
図 2-8 事業者情報の登録内容変更の申込の手順	15
図 2-9 「事業者情報変更申込画面」 事業者情報の変更の画面イメージ	17
図 2-10 事業者情報の変更の審査結果の確認（合格）	18
図 2-11 事業者情報の変更の審査結果の確認（不合格）	19
図 2-12 事業者情報の取消手続きの詳細構成	20
図 2-13 事業者情報の登録内容取消の申込の手順	20
図 2-14 事業者情報の取消の審査結果の確認（合格）	22
図 2-15 事業者情報の取消の審査結果の確認（不合格）	22
図 3-1 第 3 章の構成	23
図 3-2 電源等情報の登録手続きの詳細構成	23
図 3-3 電源等情報の登録の申込の手順（電源等区分別）	24
図 3-4 安定電源の電源等情報の登録申込の手順	25
図 3-5 「電源等情報登録申込画面」 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ	31
図 3-6 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ	34
図 3-7 電源の起動時間のイメージ	37
図 3-8 「完了画面」における提出書類追加方法	39
図 3-9 変動電源（単独）の電源等情報の登録申込の手順	41
図 3-10 「電源等情報登録申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ	46
図 3-11 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ	49
図 3-12 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の登録申込の手順	53

図 3-13 「電源等情報登録申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ.....	62
図 3-14 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ.....	65
図 3-15 発動指令電源の電源等情報の登録申込の手順.....	67
図 3-16 「電源等情報登録申込画面」 発動指令電源の電源等情報（基本情報）の登録の画面イメージ.....	69
図 3-17 「電源等詳細情報編集画面」 発動指令電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ.....	72
図 3-18 電源等情報の登録の審査結果の確認（合格）.....	74
図 3-19 電源等情報の審査結果の確認（不合格）.....	75
図 3-20 電源等情報の登録再申込の手順.....	75
図 3-21 「完了画面」における提出書類追加方法.....	77
図 3-22 電源等情報の変更手続きの詳細構成.....	78
図 3-23 電源等情報の登録内容変更の申込の手順.....	78
図 3-24 「電源情報変更申込画面」「基本情報一覧」 電源等情報の変更の画面イメージ.....	80
図 3-25 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 電源等情報の変更の画面イメージ.....	81
図 3-26 「完了画面」における提出書類追加方法.....	82
図 3-27 電源等情報の変更の審査結果の確認（合格）.....	84
図 3-28 電源等情報の変更の審査結果の確認（不合格）.....	84
図 3-29 電源等情報の登録内容変更の再申込の手順.....	85
図 3-30 電源等情報の取消手続きの詳細構成.....	86
図 3-31 電源等情報の登録内容取消の申込の手順.....	87
図 3-32 電源等情報の取消の審査結果の確認（合格）.....	88
図 3-33 電源等情報の取消の審査結果の確認（不合格）.....	89
図 4-1 第4章の構成.....	90
図 4-2 期待容量の登録手続きの詳細構成.....	91
図 4-3 期待容量の登録申込の手順（電源等区分別）.....	92
図 4-4 安定電源の期待容量の登録申込の手順.....	93
図 4-5 「期待容量情報登録申込画面」 期待容量の登録の画面イメージ.....	98
図 4-6 変動電源（単独）の期待容量の登録申込の手順.....	100
図 4-7 変動電源（アグリゲート）の期待容量の登録申込の手順.....	103
図 4-8 発動指令電源の期待容量の登録申込の手順.....	106
図 4-9 期待容量の登録の審査結果の確認（合格）.....	108

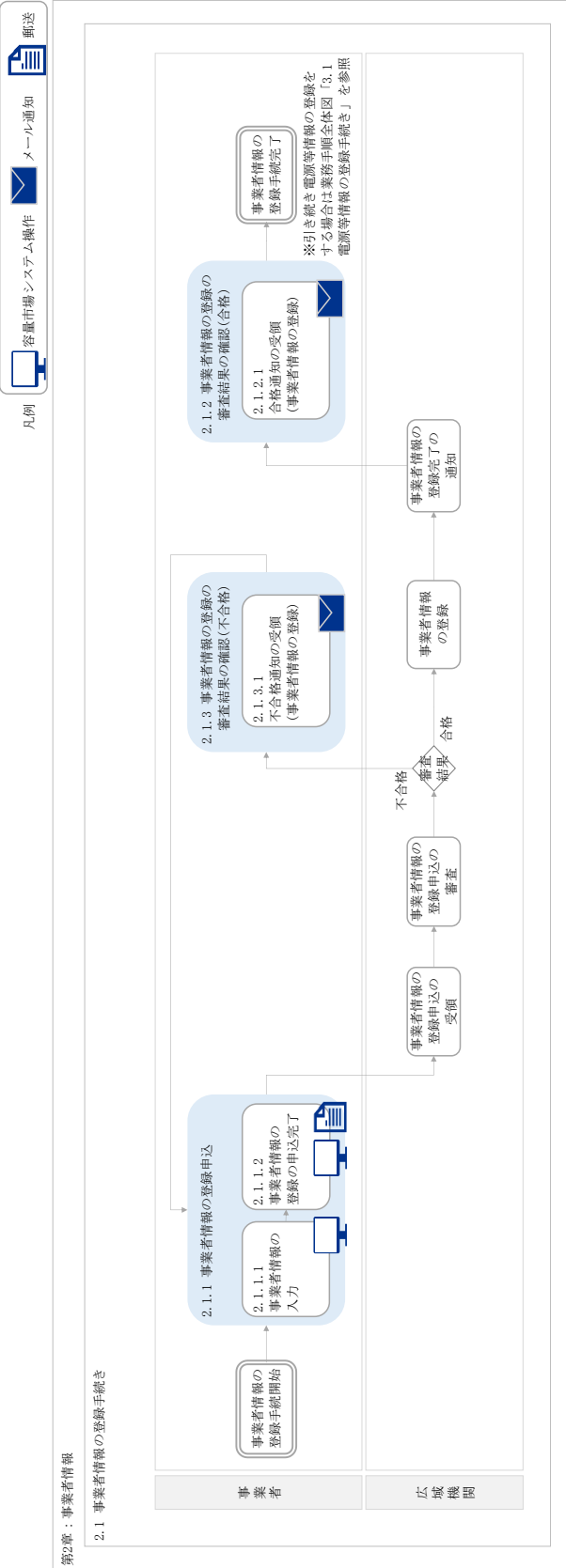
図 4-10 期待容量の登録の審査結果の確認（不合格）	108
図 4-11 期待容量の登録の再申込の手順	109
図 4-12 期待容量の変更手続きの詳細構成	111
図 4-13 期待容量の登録内容変更の申込の手順	112
図 4-14 「期待容量情報変更申込画面」 画面イメージ	113
図 4-15 期待容量の変更の審査結果の確認（合格）	114
図 4-16 期待容量の変更の審査結果の確認（不合格）	114
図 4-17 期待容量の変更の再申込の手順	115
表 1（参考）メインオークション（対象実需給年度：2024年度）のスケジュール	5
表 2-1 「事業者情報登録申込画面」 事業者情報の登録の登録項目一覧	12
表 3-1 安定電源の提出書類一覧	29
表 3-2 「電源等情報登録申込画面」 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧	32
表 3-3 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧	35
表 3-4 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項	38
表 3-5 変動電源（単独）の提出書類一覧	44
表 3-6 「電源等情報登録申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧	47
表 3-7 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧	50
表 3-8 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項	52
表 3-9 変動電源（アグリゲート）の提出書類一覧	56
表 3-10 小規模変動電源リストの記載項目一覧	57
表 3-11 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項	60
表 3-12 「電源等情報登録申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧	63
表 3-13 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧	65
表 3-14 「電源等情報登録申込画面」 発動指令電源の電源等情報（基本情報）の登録の入力項目一覧	70
表 3-15 「電源等詳細情報編集画面」 発動指令電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧	72
表 4-1 安定電源の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧①（火力、水力（一般貯水式）、揚水（混合揚水）、原子力、再生可能エネルギー（地熱、バイオマス、	

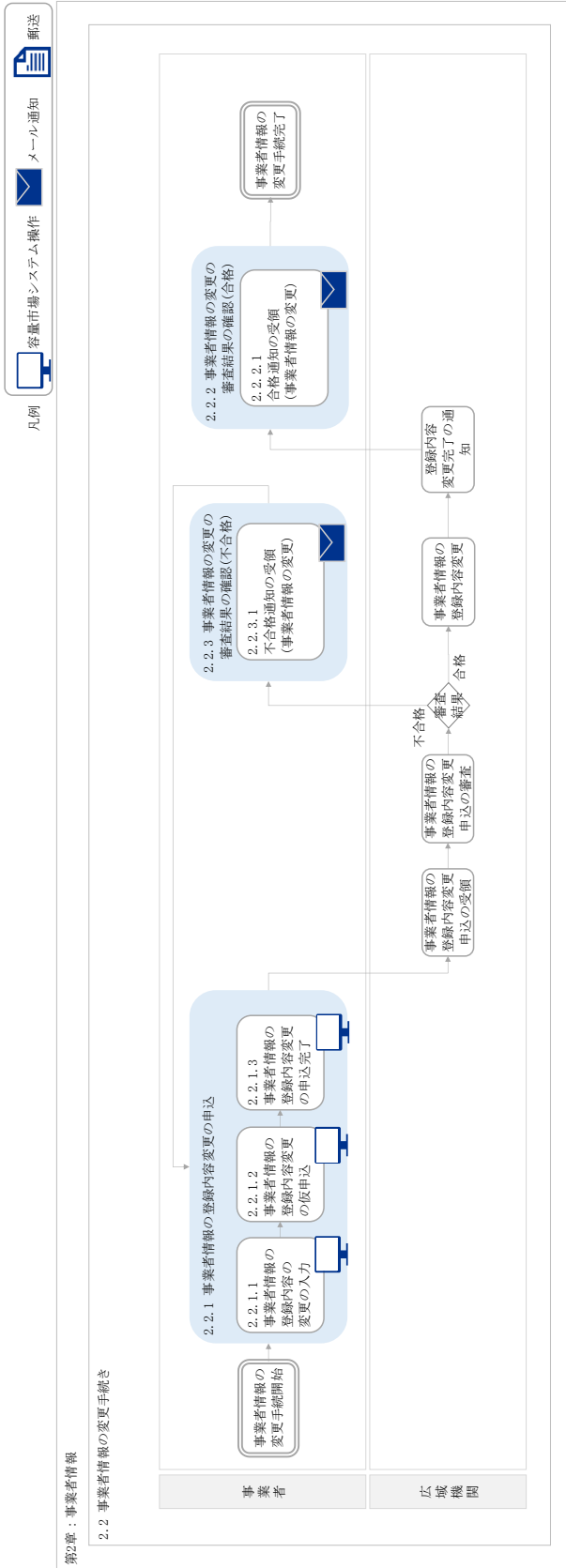


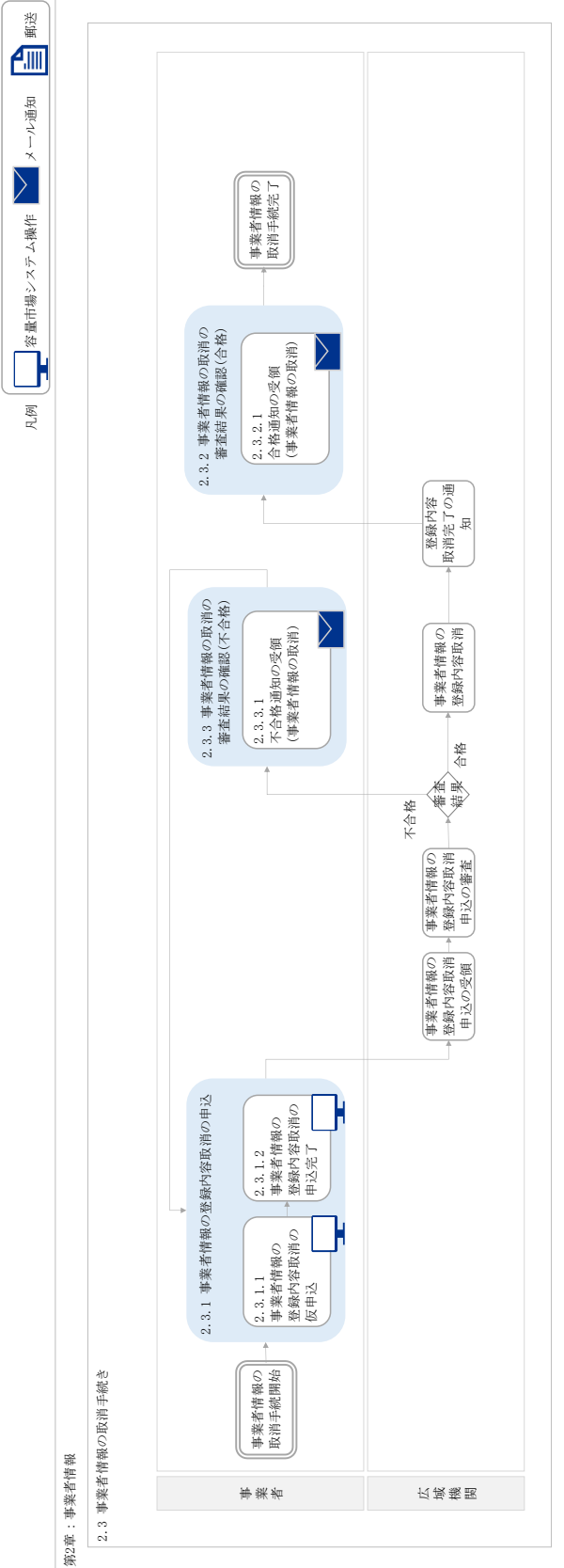
廃棄物) の場合) .....	95
表 4-2 安定電源の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧② (水力 (揚水 (純揚水)) の場合) .....	96
表 4-3 「期待容量情報登録申込画面」の入力項目一覧.....	98
表 4-4 変動電源 (単独) の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧 (水力 (一般 (自流式))、再生可能エネルギー (風力、太陽光) の場合) .....	101
表 4-5 変動電源 (アグリゲート) の「期待容量等算定諸元一覧」の入力項目一覧 (水力 (一般 (自流式))、再生可能エネルギー (風力、太陽光) の場合) .....	104

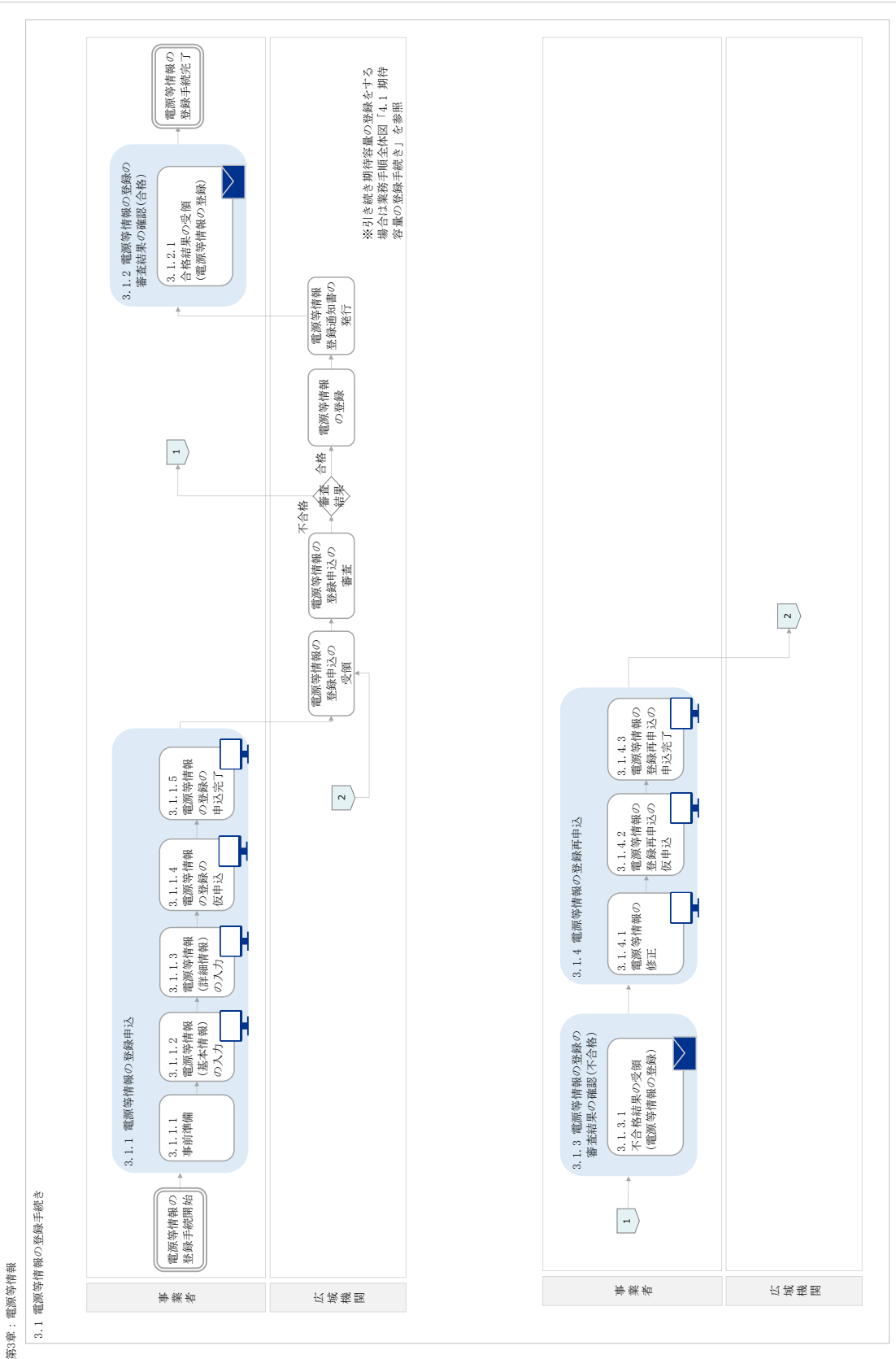
## Appendix. 5 業務手順全体図

---



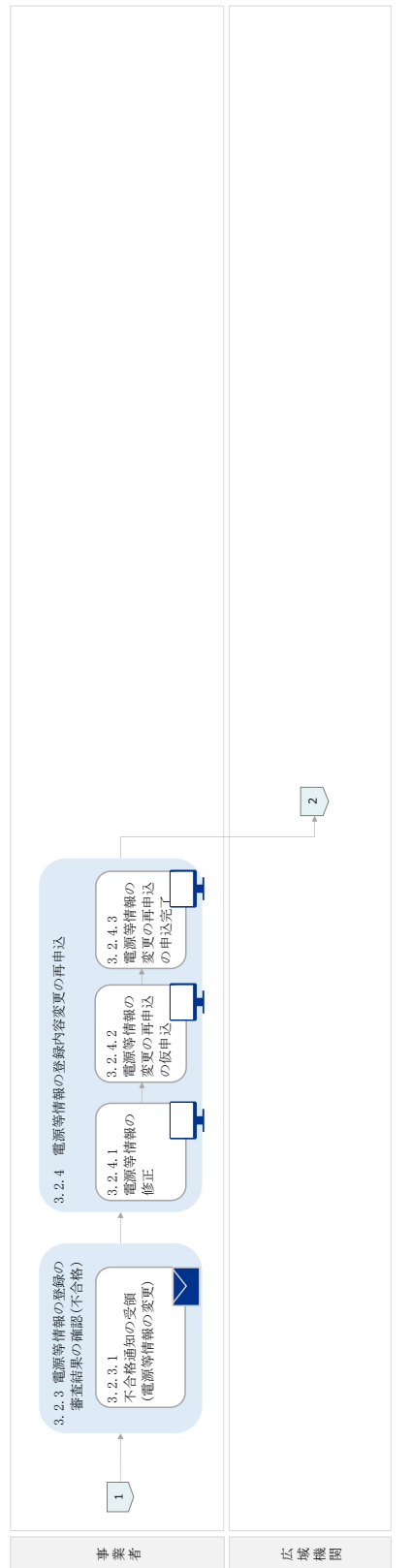
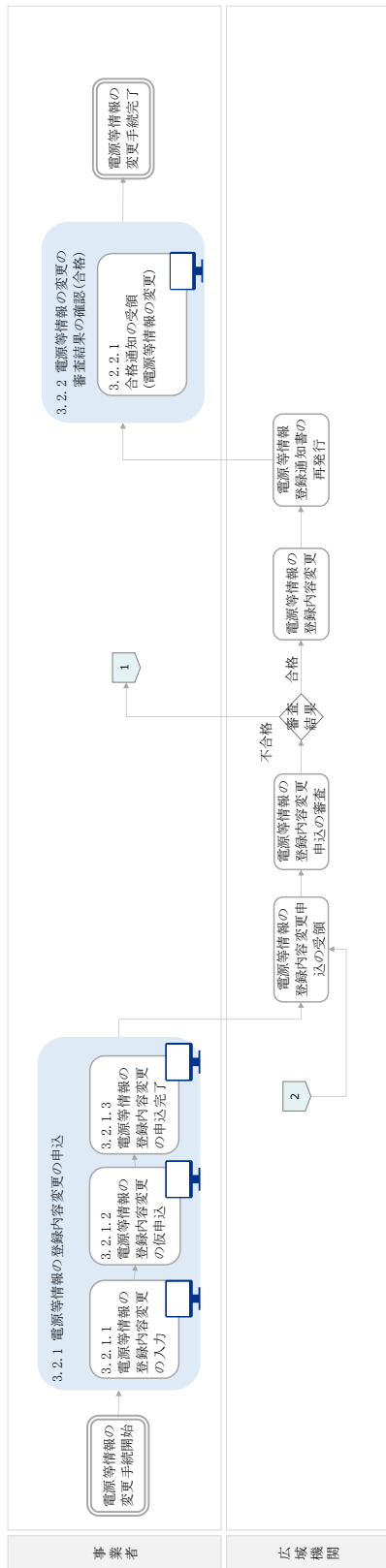


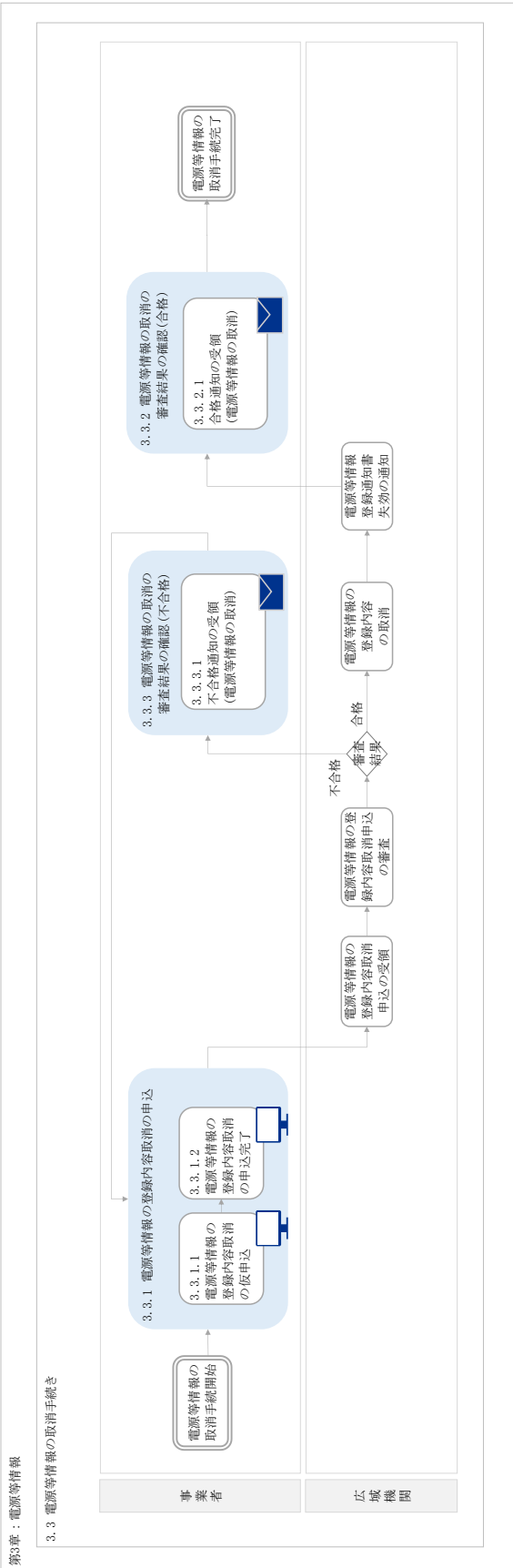




第3章：電源等情報

3.2 電源等情報の変更手続き

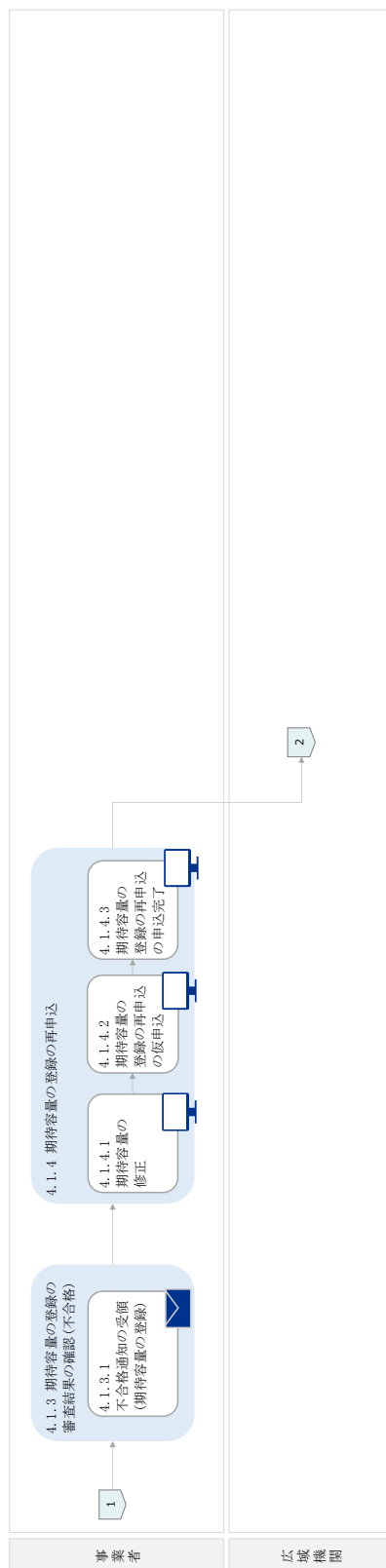
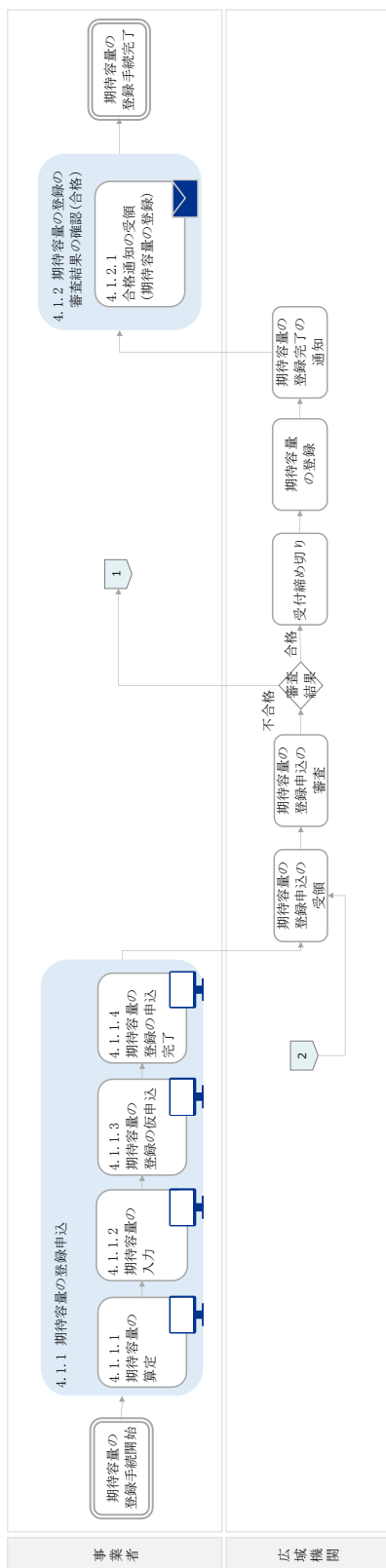






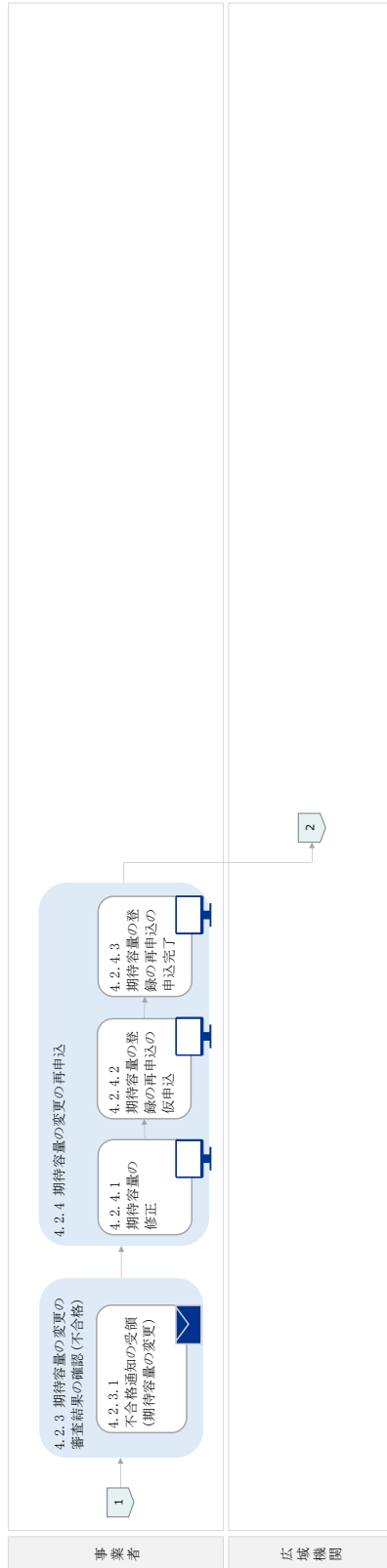
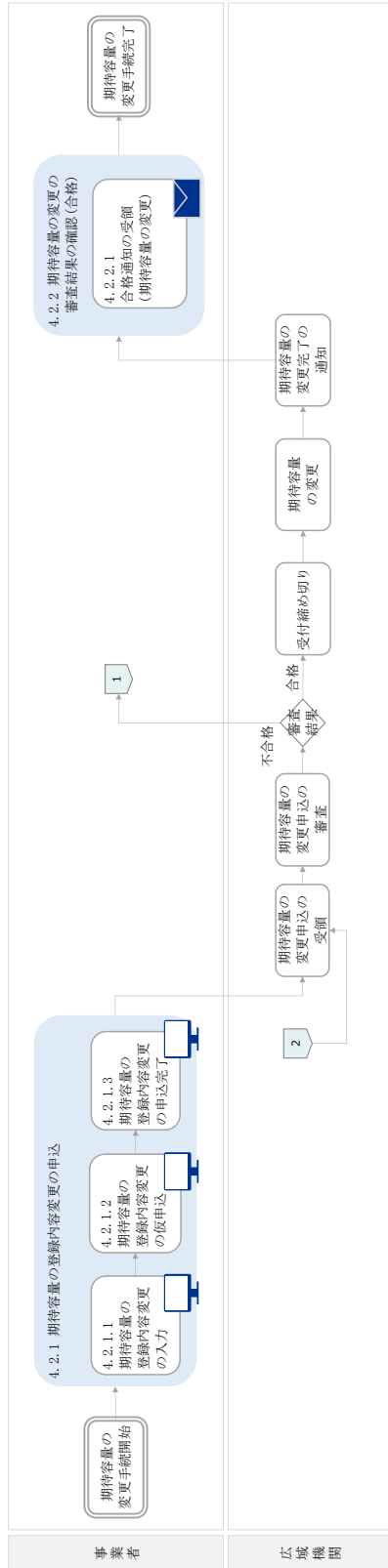
第4章：期待容量

4.1 期待容量の登録手続き



第4章：期待容量

4.2 期待容量の変更手続き



## 「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者について、容量市場入札以降も、契約、運用、精算など様々な業務があるが、システム登録情報以外の連絡窓口も兼ねるのか。</li> <li>・内容ごとに担当者を分けることは可能か。</li> </ul>	<p>全ての業務の連絡窓口となります。なお、容量市場システムを利用可能なユーザを複数登録することは可能です。ユーザ登録の詳細は、容量市場システムマニュアルにて公表します。</p>
2	14	<p>表 2-1「事業者情報登録申込画面」における担当者名／電話番号／メールアドレスについては、複数名入力できるようにして頂きたい。</p>	<p>ご担当者の情報は 1 名みの登録となっております。なお、容量市場システムを利用可能なユーザを複数登録することは可能です。ユーザ登録の詳細は、容量市場システムマニュアルにて公表します。</p>
3	15	<p>2.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大 1 週間程度）を記載いただけないでしょうか？ 審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。</p>	<p>審査期間については、申込状況によって変動するため記載しておりません。締切直前に登録申請し、審査不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。</p>
4	13	<p>「参加登録申請に伴う誓約書」について、同一事業者が発電・小売と DR でそれぞれ事業者登録を行う場合、同一の誓約書をそれぞれ添付することでよいのか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
5	127	<p>参加登録に伴い事業者としては「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」の内容を遵守する必要があるが、参加登録した個別の電源については、参加登録の時点では何らかの義務が課されるものではないという理解でよいのか。</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、電源等の所有者以外が参加登録を行っている場合（＝容量市場における取次）は、当事者間での合意に基づき、電源等の所有者が参加登録事業者に対して何らかの義務を負う可能性があります。</p>
6	13	<p>誓約書アップロードにおいて、アップロード可能なファイル形式について記載をお願いします。</p>	<p>記名押印済の誓約書を PDF 形式のファイルにてアップロードしていただきます。また、容量市場システムマニュアルにてその旨を明記しております。</p>
7	127	<p>誓約事項の第 8 項に定める情報提供や調査等への協力依頼については、目的を開示した上で特定の事業者が不当な取り扱いをされるようなことがないように適正かつ公平に行って頂きたい。</p>	<p>本機関は業務規程、送配電等業務指針、個人情報保護方針等にもとづき、容量市場の業務に関わる情報を適切に取り扱います。</p>
8	34	<p>・事業者コードはログインユーザのコードが自動設定されるということは、安定電源と発動</p>	

No.	頁	ご意見	回答
		指令電源など応札区分により事業者コードが異なる場合は、それぞれの事業者コードで事業者情報登録手続きから応札までの手続きが必要になるということか。	ご認識のとおりです。
9	14	発電も小売も一体で行っている事業者の場合、発電事業者と他社取次をする小売事業者は同一の事業者コードで登録できるのか。できる場合、自社保有電源の取次契約は不要と考えて良いか。また、DR は発電・小売とは別の事業者登録が必要という理解で良いか。	同一の事業者コードで登録可能であり、自社保有電源について取次の必要はありません。また、DR については発電および小売と別の事業者登録が必要です。
10	17	マニュアルに記載されている事業者情報の変更手続きは、登録受付終了以降も実需給年度まで、常時内容変更を受け付けられるという理解で良いか。マニュアルで明確でないので各項目の変更受付可能時期を一覧などに整理いただきたい。	変更申請については実需給年度中まで随時可能です。変更申請および審査については、変更申請件数その他運用実態を踏まえた対応を検討してまいります。
11	61	運転開始年月については、経過措置の適用有無を仕分けする必要がない変動電源（アグリゲート）においては登録不要ではないか。	今後、容量市場の検証を行う上で必要となる情報と考えております。
12	61	変動電源（アグリゲート）については、経過措置の影響を受けないため、個別の電源の運開年月の記載も不要ではないか。	今後、容量市場の検証を行う上で必要となる情報と考えております。
13	57	「設備容量」について、「1000kW 以上であることを確認できる書類を提出してください。」と記載されているが、変動電源（アグリゲート）なので、1 つの電源で超えている必要はないのではないかな？	ご意見を踏まえ修正します。
14	37	・表の項目 No が誤っているのではないかな。（②が重複）	ご意見を踏まえ修正します。
15	52	・④～の「原動力の種類」を参照して選択の後に「または」が抜けているのではないかな。	ご意見を踏まえ修正します。
16	41	電源等情報の登録の仮申込後、申込完了までに情報を修正することは可能か（可能な場合はその方法をマニュアルに記載いただきたい）。	仮申込後に情報を修正することは可能です。申込情報の修正方法については容量市場システムマニュアルに記載しております。
17	42	操作方法が明確となるように「電源等情報審査画面」および「電源等申込情報画面」の画面イメージをマニュアルに追加していただきたい。	業務マニュアルでは手続きの方法について主要なシステム操作を交えて記載しております。詳細なシステム操作や画面イメージについては容量市場システムマニュアルに記載しております。

No.	頁	ご意見	回答
18	67,74	システム制約がないのであれば、変動電源（アグリゲート）や発動指令電源については、アグリゲーターとしての運開年月を 2999 年 12 月と入力するプロセスは不要ではないか。（誤入力を防ぐ観点でそもそも入力不要としてはどうか。）	システム上の制約があるため、入力することとしております。
19	70	※15 の一括登録機能には、複数の提出書類を 1 つのファイルにまとめてアップロードする機能も含まれると理解して良いか。図 3-16 のように提出書類を 1 つずつアップロードする形式では、家庭用蓄電池など多数の小規模電源を登録する場合に、応札者の業務負荷が膨大になり現実的には処理困難となることが想定されるため、提出書類をまとめて登録する方法をご用意いただきたい。	複数の提出書類を 1 つのファイルにまとめてアップロードする機能は具備しておりません。電磁的記録媒体をお送りいただく等の方法を検討します。なお、本意見募集の結果を踏まえて、変動電源（アグリゲート）の提出書類については、電磁的記録媒体にまとめて保存し、本機関へ郵送にて提出する（容量市場システムへのアップロードは不要）こととしております。
20	26	発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、登録した情報を一括でダウンロードし、一覧で確認できるようにしていただきたい。	登録した電源等情報を CSV 形式でダウンロードすることが可能です。
21	26	容量市場メインオークションパブリックコメント意見 NO.49 に対して、電源情報や応札情報の登録は「CSV ファイルを用いて情報を一括登録することも可能です」との回答があるが、変動電源(アグリゲート)の小規模変動電源リスト以外の情報も CSV ファイルで一括登録できるのか。発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、一括登録できるようにしていただきたい。	容量を提供する電源等の区分に関わらず、電源等情報の一括登録が可能です。
22	33	・登録作業の省力化のため、提出書類を極力一まとめで PDF 化させていただきたいが、PDF 化する粒度は決まっているのか（例：基本情報毎に必要な提出書類を一つの PDF にしてアップロードで可など）	基本情報毎に必要な提出書類を 1 つの PDF にしてアップロードすることが可能です。ただし、システムの制約上、1 ファイルあたりの容量は 4MB までとなっております。なお、提出書類については、該当箇所がわかるようにハイライトしていただくことで円滑な審査が可能となりますので、ご協力をお願いします。
23	92	・発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、登録した情報を一括でダウンロードし、一覧で確認できるようにしていただきたい。	登録した期待容量情報を CSV 形式でダウンロードすることが可能です。

No.	頁	ご意見	回答
24	32	一括登録機能はどのような機能なのか、一部でもいいので速やかに公表いただけないか。	CSV 形式のデータをアップロードすることにより一括で電源等情報を登録する機能です。詳細については容量市場システムマニュアルに記載しております。
25	72	⑧オンライン指令 全電源が「有」を選択するのであれば、入力不要としていただきたい。	システム上の必須項目であり入力が必要です。ご意見は今後のシステム改善の参考といたします。
26	74	②③ 入力内容が決まっているのならば、入力不要としていただきたい。	システム上の必須項目であり入力が必要です。ご意見は今後のシステム改善の参考といたします。
27	27, 55 ほか	・変動電源（アグリゲート）以外の、安定電源等についても、CSV ファイルにより一括登録できるようにしていただきたい。	安定電源および変動電源（単独）についても一括登録機能が利用できます。
28	33	(原案) マニュアル図 3-5「提出書類のアップロード」 (質問) アップロードにおいて、容量上限（1ファイル容量、ファイル合計容量）はあるか。	1 ファイルあたりの容量は 4MB までとなっております。 また、一度にアップロードできるのは 5 ファイルまでであるため、6 ファイル以上をアップロードする場合にはアップロード操作を複数回実行していただきます。 提出書類のアップロード方法の詳細は、容量市場システムマニュアルに記載しております。
29	59	小規模変動電源リストの CSV ファイルは統一されているほうが望ましいと考えるが、任意様式で問題ないか	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。
30	59	小規模変動電源リストについて、表 3-10 の直前の段落で「1 計量単位毎に記載」とあるが、計量単位内に複数号機が存在する場合、①～⑦は 1 つ、⑧以降はを号機数分だけ入力が必要か。	ご認識のとおりです。詳細については、今後、公表する所定の様式にてご確認ください。
31	59	リスト（CSV ファイル）のフォーマットは提供いただけるのか。もしくは、事業者側で必要事項を記入した CSV ファイルを作成しアップロードするのか。	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。

No.	頁	ご意見	回答
32	60	⑨小規模変動電源の系統コードは、事前手続き時にアグリで取得した系統コードでよいのか。この理解でよければ、それが分かる記載としていただきたい。	電源の系統コードであり、アグリゲートのために取得した系統コードではありません。
33	61	運開年月は、買取開始日で登録すればよいか。	買取開始日（年月）をもって運転開始として扱う場合も考えられますが、ご判断が難しい場合には個別にご相談ください。
34	107	③発電方式の区分について、変動電源（アグリゲート）は電源等情報（詳細情報）の登録の際、発電方式の区分の入力を行わないとなっているが、期待容量の登録においては必要との認識でよいか。その場合、小規模電源リストに追記した発電方式の区分を入力するのか。さらに、ひとつの小規模電源リストに複数の発電方式がある際にはどれを入力すればよいか。	期待容量の登録にあたっては、「様式 2 期待容量算定諸元一覧」に容量を提供する電源等の区分および発電方式の区分を入力いただき、期待容量を算出します。一つの小規模変動電源リストに、発電方式の区分が異なる電源が含まれる場合は、発電方式の区分毎に「様式 2 期待容量算定諸元一覧」を作成いただき、期待容量を算出します。
35	60	「（個々の小規模変動電源の）系統コード」について、家庭用の太陽光発電でもここに系統コードを申請する必要があるのか？ないのであれば、家庭用は記載不要等を記載いただきたい。	家庭用太陽光には低圧群コードが存在しますので、当該コードを入力してください。
36	67	「表 3-13」について、④FIT 認定 ID と⑤特定契約の終了年月については、CSV ファイルに個々の電源のものは記載しており、リストータルとしては記載するものはないと思われるので、記載なしでいいのか？（表記が不要なのか留意点がないだけなのかがわからないため）	リスト全体として入力いただく必要はなく、留意点がないことを示しております。
37	59	（原案）マニュアル「リスト（CSV ファイル）の作成」 （意見）フォーマットを提示いただきたい。	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。
38	58	注 1 に「提出書類は実需給年度の 3 年前の 2 月末日までに提出してください」、との記載がございますが、3 月時点で提出書類とされるリスト（CSV ファイル）の項目によっては、空欄もしくは仮称、想定値が許容されるという理解でよろしいでしょうか。	小規模変動電源リストについては Excel 形式の様式をご用意する予定です。なお、提出書類の提出期限は 2021 年 2 月末日としていますが、小規模変動電源リストには提出書類と合致した内容を記載いただく必要があります。
39	76	3.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大 1 週間程度）を記載いただけないでしょう	

No.	頁	ご意見	回答
		か？審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。	審査期間は申込状況によって変動するため、記載しておりません。
40	76~79	(原案) マニュアル「審査結果の確認」(質問) 電源等情報登録の審査結果は登録期間中に通知されるのか。また、不合格後の登録再申込は、登録期間を延長して受付けていただけるのか。	審査結果の通知のタイミングは申込状況によります。締切直前に登録申請し、不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。
41	31	注1の記載にある通り、新設電源は既設電源と比較しても書類提出の期限の延長が認められており、これは提供開始年度の4年間にわたって建設が認められていると理解しています。従い、安定電源として入札する新設電源には、発動指令電源に求められる追加オークション前に実施する実効性テストが不要となると理解しています。この場合、安定電源と発動指令電源の間で、建設期間に非対称性が発生しませんでしょうか。	発動指令電源にはDRも含まれること、リクワイアメントが安定電源と異なること等から、建設期間という観点での非対称性に対し特段の措置が必要とは考えておりません。
42	96, 102	注2の記載は「受電点計量」とい理解しておりますが、これは電源I'募集要綱における「原則外の例2」の計量の考え方であるため、発動指令電源にも同じ計量方法に基づく期待容量の考え方を整理していただけないでしょうか。 参考：第12回 制御量WG 資料4 東京電力 PG 提出資料 スライド2 ※計量単位の集約をしている場合は計量単位でのBG設定とする	当該記載は、安定電源および変動電源(単独)の期待容量算定における注記であり、受電点計量の考え方に関わるものではありません。アセスメントは応札単位(託送上の計量単位)で行います。発動指令電源はアグリゲーターとして供給力を提供するものであるため、当該記載を発動指令電源に適用することは考えておりません。
43	30	「調整機能の有無」について、第11回需給調整市場検討小委員会資料2 P-40に需給調整市場の商品概要が定められているものの、三次調整力②以外は詳細な要件が公表されていない。安定電源の多くはいずれかの商品要件を満たすと考えられるものの、商品詳細が決まった後、調整機能を持たないことが判明した場合、調整機能「有」→「無」への変更は、合理的な理由として認められるのか。 または明確に判断が付かない電源は「無」としておき、要件を満たすことが判明後に「有」と変更することも考えられるが、どちらの対応が適切か。 <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf</a>	調整機能とは需給調整市場の商品区分に該当することと整理されております。そのため、今後の検討の結果、需給調整市場の商品設計が見直されたことに伴い調整機能に該当しなくなった場合は、調整機能「無」に変更していただきます。



No.	頁	ご意見	回答
44	30	「調整機能の有無」について、発電所の単純なスペックのみで「有」「無」を判断する必要があるか。（運用上制約がある発電所において「無」とできるか確認したい。同一水系において、水系上位に位置する一部の発電所が調整機能を有する場合、その発電所の調整力による出力変動を下位水系のダム容量で吸収できず、河川法順守や保安確保が困難となる場合がある。このような発電所について、「無」と登録できるか。できない場合、「有」で登録したうえで余力活用契約で制限を設けることは可能なのか）	運用上の制約を理由に調整機能「無」とすることはできません。なお、余力活用に関する契約の締結に関しては、一般送配電事業者が調整機能を把握しておく必要があるため事前審査（書類審査を含む）を行うこととしております。 <第 11 回需給調整市場検討小委員会> <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf</a>
45	139	受電地点明細表のうち、責任分界点や財産分界点については、各 TSO が把握する情報のため、オークション参加者はわからない情報になるため、明細表から削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ修正します。
46	57	登録時点で FIT 電源の場合、FIT 認知 ID の提出書類として、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」が挙げられているが、当該書類には電源の詳細情報が記載されていることから、いずれか 1 点の提出が必要となっている書類の選択肢に加えていただきたい。	FIT 制度上の変更認定を前提に参加登録を行う混焼バイオマスに係る円滑な実務の観点から、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」は FIT 設備認定 ID の確認のために提出いただきます。なお、合理的な理由がある場合は提出書類の代替が可能です。
47	69	複数の電源等リストを、同一のシステムでオンライン指令対応する場合、性能確認試験結果は同一のものとなるがよいか。	ご認識のとおりです。
48	57	「FIT 認定 ID の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)（様式 12）」を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。当該書類が見つからない場合の運用方法をご検討いただきたい。送配電事業者側のシステム等で確認が可能であれば提出書類は無しにさせていただきたい。（無にはできない場合は、何らかの再発行申請書をお客様から預かれば、あとは事業者側で取得できる方法等をご検討いただきたい。）	確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。

No.	頁	ご意見	回答
49	27	<p>(原案) マニュアル「1 計量単位の電源等の名称を確認できる書類を提出」  (質問) 発電設備によっては、基本情報に登録する名称が提出書類の記載名称と合致しない場合がある。詳細情報の名称登録と同様に任意の名称（提出書類の該当電源が類推できる名称）を登録することで良いか。  (例) ●●発電所において、計量単位①に1号機と2号機があり、計量単位②に3号機がある場合、計量単位①の名称は存在しない。この場合は、①の名称登録は●●発電所1・2号機と記載することを許容いただきたい。</p>	<p>基本情報に登録する名称が提出書類の記載名称と合致しない場合には、本機関より照会させていただく場合がありますが、例示の場合は事情を説明いただければ問題ありません。</p>
50	28	<p>(原案) マニュアル「受電地点特定番号」  (質問) No.106に記載のとおり、当社の火力調整電源は、ユニット別に発調申込・系統コード・受電地点特定番号を有しており、計量単位ではないものの現在の発電計画提出において支障なく運用している。基本情報に受電地点特定番号を登録するために、現状の系統コード単位で電源登録することで良いか。</p>	<p>No.106 のケースでは、受電地点特定番号はユニット毎に有していることから、託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われていると料します。この場合、当該地点毎に発番された系統コード毎に電源等情報を登録いただきます。</p>
51	31	<p>(原案) マニュアルの注4：「表紙および登録項目が記載されているページのみで構いません」  (質問) 全ページ一括のアップロードでも良いのか。保有電源が多数あり、それぞれの電源に応じて該当ページを電子データ化するのではなく、全ページをPDF化した資料を各電源に活用することで作業量を削減したい。</p>	<p>全ページをPDF化した資料で構いません。その際には当該項目が記載されている箇所を明示するようお願いいたします。なお、アップロードにあたってのPDFファイルの上限容量は4MBです。</p>
52	33	<p>(原案) マニュアル図3-5「提出書類のアップロード」  (質問) 発電事業届出はリスト形式のため、複数の電源を1ファイルのアップロードで確認いただける認識で良いか。</p>	<p>1電源等情報の登録につき、1ファイルをアップロード願います。</p>
53	69	<p>3.1.1-エ.1 事前準備の注記で「実効性テストの前（2020年4月末）まで登録」とあるが、2019/11 募集要項概要説明資料 p31 には「2020年3月末日」であった。</p>	<p>業務詳細の検討を進めた結果、2022年4月末日に更新しました。</p>

No.	頁	ご意見	回答
		更新されたとの理解で良いでしょうか？	
54	28,31	安定電源で登録する場合の必須書類として、様式 14 が必要とのことだが、「受電地点特定番号を確認できる書類」（28 頁）は、例えば電力需給契約にもとづく請求明細書に記載されている供給地点特定番号があるが、その書類の写しで代替可能なものなのか。あるいは、旧一般電気事業者から様式 14 の発行が必要なのか。	提出書類については、本機関が登録項目の内容を判断できると判断した場合は代替可能です。なお、ご意見にある例については代替可能と考えておりますが、参加登録時に改めてご照会ください。
55	66	家庭用の PV をアグリゲートする場合、最低入札単位 1,000kW でも調整係数を勘案すると、参加設備数が 3,000 件近くとなることが想定されることから、リスト（csv ファイル）を除く「必要となる提出書類」の提出方法を実務的に再検討いただきたい。具体的には、 第一希望：基本的には提出不要とし必要に応じて書類提出を行う運用（事業者は貴機関に求められた場合には書類提出に応じられるように準備する） 第二希望：抜粋で指定された書類、または設備容量の大きい順に数%件数分を提出する運用（サンプルチェックの上、問題があった場合、全件提出とする） 第三希望：大容量圧縮ファイルを活用できる運用の順に検討をいただきたい。	ご意見を踏まえ、変動電源（アグリゲート）については、容量市場システムへの提出書類のアップロードは不要とし、電磁的記録媒体にまとめて保存した上で、本機関へ郵送いただく方法に変更します。また、本変更に合わせて業務マニュアルを修正します。
56	55	「電源等の名称の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が対象になると思われる。FIT 満了が 3 年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が必須になりそうに読める。一般家庭の需要家の場合、当該資料を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。入力内容も家庭用の場合は、需要家名を記載（P59）となっているため、家庭用の場合は提出書類は無しにいただきたい。	確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。

No.	頁	ご意見	回答
57	56	<p>「受電地点特定番号」の必要書類について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」が対象になると思われる。FIT 満了が 3 年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」が必須になりそうに読める。「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」は必ず需要家は持っているものなのでしょうか？（毎月入るのか？）そうではないのであれば、受電地点特定番号が正しいかを確認するだけであれば、送配電事業者が管理しているシステムやスイッチングシステム等で正しいかどうかを確認することで、提出書類は無しにしていきたい。</p>	<p>確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。</p>
58	57	<p>「設備容量の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が対象になると思われる。FIT 満了が 3 年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が必須になりそうに読める。一般家庭の需要家の場合、当該資料を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。当該書類が見つからない場合の運用方法をご検討いただきたい。送配電事業者側のシステム等で確認が可能であれば提出書類は無しにしていきたい。</p>	<p>確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。</p>
59	58	<p>メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV について、旧一般電気事業者を除くと、需要家リストを保有しておらず、事業者間で情報の非対称性が存在する。よって、旧一般電気事業者以外の事業者が、メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV の応札をすることができない上、旧一般電気事業者についても公平な競争状況を確保する観点から、早期の囲い込みは問題があるとされているため、現実的には、メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV の供給力が埋没し、ひいては国民負担の</p>	<p>変動電源（アグリゲート）はあくまで電源であり、安定電源および変動電源（アグリゲート）と同様に、4 年後の実需給において見込まれる設備量</p>

No.	頁	ご意見	回答
		<p>増加につながる懸念がある。</p> <p>現状でも、この点を考慮いただき、提出書類の締切を 2021 年 2 月末日としていただいているが、変動電源（アグリゲーション）は実効性テストが不要のため、追加オークションの直前まで延長可能ではないか。また、提出書類の締切以降に卒 FIT を迎える家庭用の PV についても、対応可能とするため、提出書類の締切以降も、リストの更新を可能としてはどうか。</p>	<p>から期待容量を算出します。</p>
60	28 他	<p>受電地点特定番号について、「他の電源等と重複のないことを確認するため」とあるが、1 受電地点特定番号内に複数計量単位が存在する発電所など、重複する場合もあり得るのではないか。</p>	<p>「1 受電地点特定番号内に複数計量単位が存在する発電所」がある場合は、託送上の扱いに関する情報と合わせて、個別にお問合せください。なお、託送上の計量器がどこに設定されているのか、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。</p>
61	28	<p>複数エリアに系統接続している場合とは具体的にどのような発電所を対象としているのか。また、主として系統接続しているエリアであることが確認できる書類とは、どのようなものを想定しているのか。様式 14 系統接続エリアの受給地点明細書で代用できるのか。</p>	<p>系統切替することにより複数のエリアのいずれかに接続できる電源を指しております。該当する電源を所有されている場合は個別にお問合せください。</p>
62	28,44 等	<p>「常時系統エリアを確認できる書類」を提出することになっているが、個別に一般送配電事業者へ確認し書類を作成いただく必要があるなど、繁雑な対応が想定される。このため、登録申込結果を広域機関から一般送配電事業者にお問い合わせし、チェックしてもらう方法としてはどうか。</p>	<p>容量市場に参加するために必要な書類については、参加登録申請者が自らの責任において提出することとしております。</p>
63	51	<p>⑤発電方式の区分を入れる必要はあるのか。</p>	<p>システム上の必須項目になっているため入力が必要です。</p>
64	30	<p>・電源等情報登録時点で混焼率の変更（0%）が完了していない場合、2020 年 3 月の登録時点においては、変更前の書類を FIT 認定 ID 確認のために提出し、実需給開始年度までに、変更後の書類を提出するということで良いか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
65	31	<p>合理的な理由がある場合、新設電源は書類の提出期限の延長が認められているが、既設電源についても合理的な理由があれば提出期限の延長を認めていただきたい。</p>	<p>ご意見にあるケースは合理的な理由と考えられますが、別途、参加登録</p>

No.	頁	ご意見	回答
		(具体的には、2020.4 分社化に伴い、受電地点特定番号が新規発行されるが、「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表(様式 14)」の発行が、分社化後(5月頃)になる予定であり、提出書類については後日提出とさせていただきます。)	時に本機関にご相談ください。
66	32	同一発電所に複数の号機があり、号機毎の入札を実施する場合(号機毎に系統コードを取得している場合)、電源等情報(基本情報)は号機毎に登録することで良いか。(入札単位ごとに、電源等情報(基本情報)に登録するという理解で良いか。)	ご意見にある系統コードを取得している号機が、託送供給等約款に基づく計量器等が設置されている地点である場合は、号機毎に電源等情報を登録いただけます。計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
67	32	計量器は2つ、系統コードは1つ(BGコードも1つ)の発電所群について、系統コード単位で入札する場合は、電源等情報(基本情報)は発電所群で登録することで良いか。(特殊な事例であり、回答が難しい場合は個別にご相談させていただきたい。)	詳細な情報と合わせて、個別にお問合せください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
68	34	(原案) マニュアル表 3-2「No.⑤⑥⑧」 (質問) ⑤⑥⑧の入力について、NO.50 が認められず計量単位で登録となった場合(または系統コードの発番が間に合わない場合等)、「入力なし」で詳細情報の登録に進めるのか。全項目入力が必要か。	NO.50 で回答させて頂いたとおり受電地点特定番号はユニット毎に有していることから、託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われていると思料します。したがって、ご意見にある対応の必要はないものと考えております。
69	29	Appendix.1 の参加登録区分としては、期待容量で 1000kW 以上であることが課されていますが、この時点では設備容量ベースでよいということでしょうか。	安定電源として登録するには、期待容量が 1,000kW 以上であることが必要です。本記載はあくまでも、設備容量が 1,000kW を超えていなければ期待容量は 1,000kW 以上としないため注意喚起の観点での記載であるのご理解ください。
70	45	Appendix.1 の参加登録区分としては、期待容量で 1000kW 以上であることが課されていますが、この時点では設備容量ベースでよいということでしょうか。	変動電源(単独)として登録するには、期待容量が 1,000kW 以上であることが必要です。本記載はあくまでも、設備容量が 1,000kW を超えていなければ期待容量は 1,000kW 以上としないため注意喚起の観点での記載であるのご理解ください。

No.	頁	ご意見	回答
71	57	Appendix.1 の変動電源（アグリゲート）の区分では、期待容量の合計値で 1000kW 以上であることが課されていますが、設備容量ベース単体で 1000kW 以上であることは、個別の電源として制約があるのでしょうか。	ご意見を踏まえ修正します。
72	55	アグリゲートの場合には「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」の提出が求められていないが、広域機関は取次の合意をどのように確認するのか。	登録に必要な情報を設備の所有者から入手する際に、容量オークションへの応札について同意を得るものと思料します。当該同意を示す書面等については提出を求めておりません。
73	120	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること</li> <li>・取次を行う電源が特定できること</li> <li>・容量オークションの対象実需給年度</li> </ul> が確認できることに加え、「発電所の公印」等、その他、書類の形式として必要なものがあれば、追記いただきたい。 可能であれば、取次に合意したことが分かる書類のひな型を提示いただきたい。	容量市場業務マニュアルに記載している点について確認します。各事業者の事情に応じた多様な合意の形態が想定されることから、書類のひな型を本機関が提示する予定はありません。
74	120	取次に合意している資料について、取次先からの取次に関する委任状の様なものをもって、双方の合意がわかる資料としてもよいか。	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類については以下について確認します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること</li> <li>・取次を行う電源が特定できること</li> <li>・容量オークションの対象実需給年度</li> </ul> 上記が確認できれば書類の形態は問いません。
75	P120	精算について、「取次事業者と電源等の所有者の間で、精算の取り決めを行ってください」とあるが、電源情報等の登録時点は実際に応札するかどうかは未定であることや、具体的な精算手法等については実需給年度までに既存契約の見直し協議において適切に定めるべきものであり、本入札までに精算の「取り決め」まで行う必然性はないと考えら	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類に関しては以下の点について確認します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること</li> <li>・取次を行う電源が特定できること</li> </ul>

No.	頁	ご意見	回答
		れることから、例えば「取次事業者と電源等の所有者の間で、精算を行うことについて認識合わせをしてください」などの表現に修正すべきである。	・容量オークションの対象実需給年度 参加登録時に精算の取り決めの内容について本機関が確認することはありません。容量確保契約の効力発生日以降は市場退出ペナルティが発生する可能性がありますので、それまでに精算の取り決めを行う必要があります。
76	27 他	応札から実需給年度までに間に計量単位が変更になった場合はどのような対応となるか 発電所単位⇒ユニット単位への分割、ユニット単位⇒発電所単位への統合の 2 パターンでご教示いただきたい。	想定される具体的な事案について、詳細な情報と合わせて個別で相談ください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
77	80	マニュアルに記載されている電源等情報の変更手続きは、書類提出期限や入力期限が参加登録時点ではないものについて、電源等情報登録受付終了以降、提出期限まで、常時内容変更を受け付けられるという理解で良いか。マニュアルで明確でないので各項目の変更受付可能時期を一覧などに整理いただきたい。	書類提出期限や入力期限が参加登録時点ではないものについては、電源等情報登録受付の終了以降も変更申請を受付けます。
78	80	電源等情報に変更が生じた場合は、どのタイミングで変更申し込みを実施すれば良いか教えていただきたい。（変更が生じた都度、速やかに申し込みをすることで良いか。）	変更が生じた場合は、その都度、変更申込を行ってください。
79	80	3.2 電源等情報の変更はいつまで手続きが可能か。また、変動電源（アグリゲート）の場合、登録した電源の増減等の変更も認められるのか。	電源等情報の変更は実需給年度まで可能です。なお、変動電源（アグリゲート）については、小規模変動電源を増加させることは認められませんが、減少することは可能です。※減少する場合は市場退出となり、ペナルティが科されます。
80	69	3.1.1-エ.1 事前準備で「必要となる書類」とあるが、p 70 で容量システムにアップロードする事になるので、「必要となる書類（全て写し（PDF）で可）」と明記してはどうか？（2019/11 募集要項概要説明資料 p31 では、明記されていた）原本との区分を確認したいと思います。	ご意見を踏まえ修正します。
81	92	注 3 説明の末尾が切れているため、内容をご教示いただきたい。	「期待容量を算定します。」と記載しております。ご意見を踏まえ修正しま



No.	頁	ご意見	回答
			す。
82	110	メインオークション募集要綱（案）第4章 4.(6)の表より、発動指令電源の期待容量の登録に係る提出書類は発動指令電源のビジネスプラン申請書のみであり、期待容量等算定諸元一覧は不要ではないか。また、発動指令電源の登録項目については、詳細が記載されていないため、明記いただきたい。	ご意見を踏まえ修正します。
83	107	送電可能電力を入力するにあたり、「太陽光発電（余剰）」の分類の卒 FIT 電源は自家消費分をどのように見積もればよいか？（太陽光発電（余剰）については、設備容量の記載で良いのではないか？）	太陽光発電（余剰）の送電可能電力の欄には、設備容量から所内消費電力を差し引いた値をご記入ください。
84	111	4.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大1週間程度）を記載いただけないでしょうか？審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。	期待容量の審査期間については、申込状況によって変動するため記載しておりません。登録申込にあたっては早めの手続きを推奨します。
85	111~ 113	（原案）マニュアル「審査結果の確認」 （質問）期待容量の審査結果は登録期間中に通知されるのか。また、不合格後の登録再申込は、登録期間を延長して受付けていただけるのか。	審査結果は原則として登録期間中に通知しますが、受付期間終了直前に登録申込いただいた場合などはこの限りではありません。締切直前に登録申請し、審査不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。
86	114	注1の記載にある通り、メインオークション落札後の期待容量の増加が認められていますが、契約容量は変更できないという理解で良いでしょうか。例えば、100MWをメインオークションで落札し契約容量とする場合、オークション落札後の期待容量増に伴い110MWとなった場合、10MW増加分は契約容量に反映されず、追加オークションが開催される場合は、10MWの入札が認められるという理解で問題ないでしょうか。	期待容量の増加は可能ですが、契約容量は増加できません。期待容量の増加分は追加オークション（調達オークション）に応札可能です。
87	103,1 07	送電可能電力を設備容量から自家消費分を差し引いて入力することとなっているが、例えば、自家消費分が大きい家庭用PVの調整係数は、全量逆潮流するPVとは異なる値とするべきではないか。また、アセスメントの際にも、この点を考慮すべきではないか。	太陽光の調整係数については、全量逆潮流分と余剰逆潮流分の供給力を合算して算定しております。供給信頼度評価における太陽光のkW価値の評価方法の検討状況を注視してまいります。

No.	頁	ご意見	回答
88	49	<p>(原案) マニュアル表 3-6「変動電源 (単独)」を選択</p> <p>(質問) 電源等の区分において, 単独またはアグリゲートを選択するための調整係数は3月末までに公表 (募集要項意見照会回答 No.22) とあるが, 毎年3月末に値が公表されるのか。</p>	<p>オークション向けの調整係数の公表時期については, 参考として 2019 年度供給計画を諸元として調整係数を算定したものを第 46 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会に提示しております。確定値については 2020 年供給計画を諸元として調整係数を算定し, 4 月上旬に公表します。</p>
89	111	<p>期待容量の登録申込後、電力広域的運営推進機関による内容確認の際に、期待容量等算定諸元一覧の他に期待容量の算定根拠となる書類の提出を求めることはあるか。</p>	<p>石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率ゼロとする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が新たに買取上限の設定を申請する場合には、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。</p> <p>上記以外の場合は、原則として期待容量等算定諸元一覧の他に求める資料はありません。</p>
90	95,102	<p>(原案) マニュアル「1 計量単位で作成」</p> <p>(意見) No.106 のとおり, 必ずしも計量単位で作成されるとは限らないと思慮。電源登録にて付番される電源等識別番号単位に修正をお願いしたい。</p>	<p>期待容量等算定諸元一覧については, 1 計量単位で作成していただきます。なお, 今後, 期待容量等の算定のためのエクセルツールを公表する予定であり, その中では電源等識別番号単位での登録も可能とする予定です。</p>
91	109	<p>下段にビジネスプラン申請書について「<u>具体的かつ積み上げ型の分析に基づく期待容量...</u>」と記載はあるが, 今後新規獲得を予定しているエリアのビジネスプランについては様式のサンプル同様に具体的な企業名や業種等は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
92	141	<p>安定電源として登録する調整池式水力は様式 15-2 を使用すると認識しているが, 調整能力は自動計算の中でどのように考慮されるのか (各月供給力に「送電可能電力×調整係数+調整能力」をそれぞれ入力すればよいか)</p>	<p>調整能力については自動計算されませんので, 各事業者殿において調整能力を算定の上, 各月供給力を入力してください</p>
93	142	<p>・変動電源(アグリゲート)の様式 15-3 期待容量算定諸元の提出単位は発電方式毎</p>	<p>発電方式の区分が異なる電源がリストに含まれる場合は, 発電方式の区</p>

No.	頁	ご意見	回答
		<p>か小規模変動電源単位か。</p> <p>・水力と太陽光などの発電方式が異なる電源をアグリゲートした場合、提出単位はどうなるのか。</p>	<p>分毎に「様式 2 期待容量算定諸元一覧」を作成した上で期待容量を算出し、当該様式を提出いただけます。</p>
94	140～142	<p>様式 15-1 の記載要領に記載されている登録期間は誤記か。P-5 スケジュールの通り期待容量 5/7～5/21、応札の受付期間 7/1～7/7 までという理解でよいか。</p>	<p>期待容量および応札の受付期間については、ご認識のとおりです。なお、応札時に提出いただく期待容量等算定諸元一覧は、記載のとおり 2020/7/9 までに提出いただけます。</p>
95	140～142	<p>様式 15-1～15-2 の各月の期待容量(供給力)から期待容量、応札容量はどのように自動計算されるのか。</p>	<p>期待容量については、様式 15-1 においては、需給ひっ迫時において設備を供給力として最大限活用することを前提として、月換算 1.9 カ月の年間計画停止可能量を確保することを基準とし、追加設備量として考慮できる量を火力等の安定電源代替価値とし評価します。</p> <p>&lt;第 46 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会&gt;  <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_46_02.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_46_02.pdf</a></p> <p>様式 15-2 においては、月換算 1.9 カ月の年間計画停止可能量を確保することを基準とし、追加設備量として考慮できる量を火力等の供給力(kW 価値)の年間評価として加算し評価します。</p> <p>&lt;第 43 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会&gt;  <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_43_02.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_43_02.pdf</a></p> <p>応札容量については、様式 15-1 においては、上池容量(期待容量)の範囲内で、運転継続時間(応札容量)を任意に設定することにより</p>

No.	頁	ご意見	回答
			自動計算され、様式 15-2 においては、期待容量の範囲内で任意に設定することが可能です。今後、期待容量等の算定のためのエクセルツールを公表する予定ですので、そちらでご確認ください。
96	109	注書きについて、「電源」で参加する場合も同様の整理の下で期待容量の記載が必要なのか。	ご認識のとおりです。
97	110	発動指令電源の期待容量の入力にあたり、必要な添付書類として「期待容量等算定諸元一覧」とあるが、これは「電源」で参加する場合のみ必要という理解でよいか。	当該記載を修正いたします。発動指令電源は「期待容量等算定諸元一覧」を提出頂く必要はありません。
98	96	<p>・注 2 のただし書き（「発電方式の区分が同一の場合、複数の号機（ユニット）を合算して期待容量を算出し、それらを合算して 1 計量単位の期待容量を算定することも可能です。」）についてはどのようなケースを想定しているのか。</p> <p>・例えば、1 計量単位の火力 2 ユニット＋水力 2 ユニットが存在するとき、火力 2 ユニットの合算して期待容量を算出し、水力 2 ユニットの合算して期待容量を算出する。それら（火力、水力）を合算し、1 計量単位の期待容量を算定するというのか。（その場合、ユニット毎に期待容量を算出し、それを合算することと何が違うのか。）</p>	<p>ユニット毎に算出していただくことを基本と考えておりますが、事業者の負担軽減の観点から発電方式の区分が同一であれば、合算して算出することも可能としております。なお、合算して算出しても期待容量は一緒になります。</p> <p>ただし、ご意見にある「火力と水力が同一計量単位内に存在する場合」など、同一計量単位内で電源等の区分が異なるユニットがある場合は、いずれかの電源等の区分を選択していただきます。（この場合、選択しなかった電源等の区分に該当する電源については、期待容量を登録することはできません）</p>
99	97	設備容量から差し引く所内電力および大気温の影響による能力減少分等の月別の値は、各事業者毎の想定値を使用すればよいか。また、期待容量登録の審査において、根拠の提出を求められることはあるか。	各事業者が想定する値を使用してください。期待容量の審査において、使用した値の根拠を提出いただく予定はありません。
100	98	運転継続時間について、「月別の値を整数値で入力」とあるが、より正確に期待容量を算定するために、小数点第一位での入力を可能としていただきたい。（それが、難しい場合でもコマ単位（30 分単位）での入力についてご検討いただきたい。）	容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集（2019 年 11 月 20 日～2019 年 12 月 10 日）の結果を踏まえて記載の通り整理しました。
101	109	期待容量の登録単位は 1kW となっているが、家庭用においては 1kW 未満の小規模	変動電源（アグリゲート）としての期待容量は 1kW 刻みとなりますが、そ

No.	頁	ご意見	回答
		なりソースをアグリゲートすることが想定されるため、個々のリソースの登録単位は 1kW 未満 (W 単位) まで対応していただきたい。	の内訳となる設備容量および送電可能電力は 0.1kW 刻みで入力が可能です。
102	97	各月の供給力の最大値から期待容量を算出するロジックを早期に公開いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
103	140～ 142	様式 15-1～3 期待容量、応札容量の自動計算ロジックを確認したいため、エクセル帳票を早々に公開いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
104	142	各種様式や、登録のための CSV ファイル等について、登録作業期間の初期に登録できるよう事前準備を行ないたいため、できるだけ早いタイミングで共有いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
105	27	(原案) マニュアル「安定電源の応札単位は、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点 (「計量単位」) 毎」(質問) 記載の「等」とは、別の計量器でも認められる認識で良いか。また、「等」の具体例をご教授いただきたい。	託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われている場合には、当該計量器が取り付けられている場合と同様に、計量単位として扱います。
106	10	(原案) マニュアル「既に系統コードを取得されている電源においても、取引用計量器に系統コードが発番されていない場合、新規に系統コードの取得が必要」(質問) 属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく託送計量器は、当社火力 (調整電源) は複数号機一括の送電端 (送電線単位) に設置予定。一方、発調申込はユニット別に行っており、系統コード・受電地点特定番号はユニット毎に有している。これは、調整電源へユニット毎に出される給電指令 (出力指令の制御) 単位で発番しているため、発電計画の作成・提出において支障なく運用している。マニュアル記載のとおり系統コードを新規発番することで、調整電源の運用に弊害が発生する懸念があるため、現在の系統コード単位で電源登録したいが可能か。	容量市場への応札は託送上の計量器等が設定されている単位になりますが、具体的には詳細情報と合わせて個別にお問い合わせください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
107	119	再生可能エネルギーの発電方式別として、太陽光 (余剰) が抜けているのではないか? (P62 の表 3-11 には記載あり)	ご意見を踏まえ修正します。

No.	頁	ご意見	回答
108	69	<p>注釈部分に、実効性テストの前までの4月に登録とあるが、実効性テストは夏と冬に実施することが可能となっていると理解しています。需要家の観点からDRへの参加検討のリードタイムを考慮し、例えば夏の実効性テスト向けの登録は4月、冬の実効性テストの登録は10月とすることも考えられるのではないかと。（参考事例：韓国KPXにおける容量市場の登録機会も年2回）</p>	<p>確実に供給力を確保する観点から、リソースの重複等を確認することを予定しております。そのため、実効性テストを受ける時期に関わらず、登録時期は同時期としております。</p>
109	125	<p>発動指令電源は、発動後に時間前市場への入札が必要（Must-offer Requirement）になり、アグリゲータ事業者が時間前市場に入札するにあたりネガについては需要抑制BG、逆潮ポジについては発電BGの組成が必要と理解しております。特に需要抑制BGの手続きは、現状類型1-2ベースになっており、申請時に①「別紙」（需要家リスト）と②「ネガワット調整契約の写し」の提出が求められています。他方、容量市場においては、実効性テストまで需要家獲得の期間が設定されているため、メインオークション入札断面では①と②を提出することが出来ません。下記ご質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②の提出は、実効性テスト前という理解で問題ないでしょうか</li> <li>①・②の提出を待たずして、需要抑制BG組成の手続きを先行して進めることは可能でしょうか（東電PG様と手続きを進めているものの制度設計の進捗状況待ちで保留という回答をいただいております）</li> </ul>	<p>本機関には需要家リストを実効性テストまでに提出いただきます。ネガワット調整契約の写しは提出不要です。需要抑制BGの組成については本機関への需要家リスト提出に関わらず進めていただいて構いません。</p>
110		<p>電源の応札の際に、取次の結果、例えばみなし小売事業者は号機単位の詳細情報が把握した上で応札するとなると理解していますが、この場合当該みなし小売事業者は、電源の入札情報を把握した上で発動指令電源（DR）の入札を出来ることになると理解しています。その場合、旧一電みなし小売とそれ以外の事業者、特に発動指令電源にDRで新規参入するアグリゲータ事業者との間に、情報の非対称性が発生しないでしょうか。市場支配力行使の観点から、新規参入事業者もイコールフットイングで競争できるような仕組みになるようご配慮いただければ幸いです。</p>	<p>ご懸念されているケースも踏まえ、市場支配力の行使が疑われる事案については、電力・ガス監視等委員会、資源エネルギー庁、および本機関が連携して検証を行ってまいります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
111	70	アグリゲートされる個々の電源等の情報は、実効性テスト実施前までに登録する必要があると記載があるが、具体的に必要となる情報及び提出資料を明確にいただきたい。（落札してから、提出資料が準備できないものがあることで退出扱いになると困るため）	「電源等リスト」および「属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果」が必要となります。2024 年度を実需給年度とするメインオークションにおいて電源等リストに記載すべき情報は、メインオークション募集要綱に記載しております。
112	10	（原案）マニュアル「既に系統コードを取得されている電源においても、取引用計量器に系統コードが発番されていない場合、新規に系統コードの取得が必要」 （質問）取引用計量器とは、属地 TSO との取引用計量器（託送供給等約款に基づく託送計量器）のことを指すのか、または、現在属地 TSO と調整力精算に用いている計量器（託送供給等約款に基づく託送計量器ではない）も認められるのか。	取引用計量器とは、託送供給等約款に基づく計量器を指します。
113	全般	（意見）短期間での初回登録に不安がある。詳細な事項に関し、確認するための個別相談会の開催や、個別問合せ窓口の開設を検討いただきたい。	参加登録の受付期間中は、参加登録専用の問合せ窓口を設置し、円滑に手続きが行えるようサポートします。
114	142	応札容量の設定の参考とするため、以下のことについて確認します。 水力発電所、特に発電専用ダム以外のダムに設置されている水力発電所は、自然影響（小雨や濁水）やダム貯水量（発電に使用可能な貯水量は限定されている）の制約の中で、常時余力なく発電していれば、アセスメント対象容量以下の出力になったとしてもリクワイアメント未達成となることはなく、水量とは無関係の停止（作業停止や発電機の故障停止）による出力減のみがリクワイアメント未達成として取り扱われるという認識でよいか。	リクワイアメントに関しては、容量市場に参加する電源等の区分によって変わりますので、オークションに参加される電源の発電方式や制約等の情報をご準備の上、個別にお問い合わせください。